

リゾート地域の開発・整備に関する政策評価書

目次

表紙(PDF)

目次(PDF)

前書き(PDF)

第1 評価の対象とした政策等(PDF)

- 1 評価の対象とした政策
- 2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期
- 3 評価の観点
- 4 政策効果等の把握の手法
- 5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- 6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

第2 政策効果等の把握の結果

- 1 総合保養地域の整備の促進状況(PDF)
 - (1) 各特定地域における特定施設の整備の推移及び現状
 - (2) 民間事業者による特定民間施設の整備及びこれに対する国等の支援措置の状況
 - (3) 特定施設の利用状況等
- 2 政策に係る背景事情等(PDF)
 - (1) 総合保養地域の整備を取り巻く社会的経済的環境の変化
 - (2) 国民の自由時間、滞在型余暇活動に対する需要等の動向

第3 本政策における効果についての評価(PDF)

第4 評価の結果及び意見(PDF)

資料編

前 書 き

総合保養地域整備法（昭和 62 年法律第 71 号。以下「リゾート法」という。）は、国民の自由時間の増大や生活様式の多様化等により、余暇活動に対する国民の需要は今後ますます増大するとともに、その内容もますます多様なものとなっていくものと考えられたこと、経済のサービス化等の産業構造の変化に対応して、地域の資源を効果的に活用しつつ、第三次産業を中心とした新たな地域振興策を展開し、国土の均衡ある発展を図っていく必要があったこと、内需の拡大を図り、国際的に調和のとれた対外均衡の達成や国内雇用の創出にも資することが求められていたことなどの状況を踏まえ、広く国民が良好な自然条件の中で滞在しつつ多様な活動を行うことのできる総合保養地域の整備を促進することにより、ゆとりのある国民生活のための利便の増進並びに当該地域及びその周辺地域の振興を図ることを目的として制定された。

この法律においては、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣（以下「主務大臣」という。）が総合保養地域の整備に関する基本方針を示し、都道府県が基本構想を作成し、主務大臣による同意（承認）を得ることができることとされている。

平成 13 年 1 月現在で 41 道府県の 42 の基本構想が同意（承認）を受けており、そのうち 27 道府県の 27 の基本構想は、同意（承認）後 10 年以上経過したものとなっている。

この政策評価は、リゾート法に基づき主務省（総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）等が行う総合保養地域の整備の促進に関する政策について、これを総合的かつ計画的に進めていくことなどにより所期の効果を上げているかという観点から、一括して、全体として評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施したものである。

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号。以下「リゾート法」という。）は、良好な自然条件を有する等の一定の地域について、国民が余暇等を利用して滞在しつつ行うスポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、集会等の多様な活動に資するための総合的な機能の整備（以下「総合保養地域の整備」という。）を促進することにより、ゆとりのある国民生活のための利便の増進と当該地域及びその周辺の地域の振興を図ることを目的に制定され、法施行（昭和62年6月）後15年近くが経過している。

本評価が対象としたリゾート法に基づく総合保養地域の整備の促進に関する政策は、地方の主体性・自主性を尊重し、また、個別の施設整備については、民間事業者の能力の活用を図りつつ、総合保養地域の整備を促進することとされ、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣（以下「主務大臣」という。）が基本方針を示し、これに基づき、都道府県が、基本構想を作成して、主務大臣による同意（平成12年3月31日までは承認。地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行により改正）を得て計画的に実施することとされている。また、同意（承認）を得た基本構想（以下「同意（承認）基本構想」という。）に基づき特定民間施設等を整備する民間事業者等に対しては、税制上の特例措置、政府系金融機関による長期低利融資や日本電信電話株式会社の株式の売払収入による無利子融資、関連公共施設の重点的整備、用地の確保に当たっての農地法等による処分についての配慮などの支援措置を講じることができることとされている。こうした総合保養地域の整備の促進に関する政策については、国民の余暇活動等の動向を踏まえつつ、地方公共団体及び民間事業者による事業の実施と各主務大臣等が連携して行う支援措置が一体となって、総合的に推進されることにより、目的どおりの効果を発現することが期待されている。

（政策の背景及び概況は別紙のとおり）

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（規制改革等担当）

平成13年1月～15年4月

（調査実施局所、調査対象機関等の詳細は、資料1参照）

3 評価の観点

リゾート法に基づき、主務省（総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）等の行政機関が総合保養地域の整備の促進に関する政策を、総合的かつ計画的に進めていくことなどにより所期の効果を上げているかという観点から評価

4 政策効果等の把握の手法

評価の対象とした総合保養地域の整備の促進に関する政策の効果について、本政策の実施により総合保養地域の整備が促進されること、総合保養地域の整備によりゆとりのある国民生活のための利便の増進並びに当該地域及びその周辺の地域の振興（以下「地域振興」という。）が図られることの2つに分けて把握することとした。

総合保養地域の整備が促進されること

本政策においては、リゾート法に基づき、主務大臣が基本方針において都道府県が作成する基本構想の指針となるべきものを示し、主務大臣の同意（承認）を得た都道府県の基本構想に基づく総合保養地域の整備を促進するものとされており、その整備に当たっては、長期的な展望に立ちつつ、当面おおむね10年間程度を目標として、計画的・一体的な整備に努めることとされている。

本評価においては、総合保養地域の整備が促進されることの効果を具体的に、
（ ）同意（承認）基本構想に基づき、特定地域内の重点整備地区において、民間事業者等による特定施設が計画的に整備されること、
（ ）整備される重点整備地区及び特定施設がそれぞれ相互に有機的な連携を有することにより、総合保養地域が整備されることであるととらえている（注）。

これらの効果について、当省の管区行政評価局及び行政評価事務所をも活用した関係府省及び関係地方公共団体からの資料収集、ヒアリング等により、以下の把握・分析を行った。

- 各特定地域及び重点整備地区における同意（承認）基本構想に基づく特定施設の整備の推移及び現状の把握・分析
- 民間事業者による同意（承認）基本構想に基づく特定民間施設の整備及びこれらに対する国及び地方公共団体による支援措置の推移及び現状の把握・分析

（注）総合保養地域の整備については、この他に特定施設と道路、下水道等の公共施設が総合的に整備されることが含まれるが、総合保養地域の整備に関連する公共施設の整備についてはその範囲が明確でなく、関係データの把握が困難であった。

総合保養地域の整備により、ゆとりのある国民生活のための利便の増進及び地域振興が図られること

ゆとりのある国民生活のための利便の増進及び地域振興が図られることの実効的な効果としては、特定地域内の施設を利用して国民が滞在しつつ多様な余暇活動を行うこと、特定施設の利用による消費や特定施設における地域住民の雇用が生み出されることなどが考えられるが、当省において調査したところ、これらの効果について、具体的な目標の設定やその達成度合いを判断できる十分なものがなく、また、効果の把握のために必要なデータも、同意（承認）基本構想に基づき整備され供用されている特定施設（以下「供用特定施設」という。）の利用者数、売上高、雇用者数等の一部しか把握できなかった。

こうしたことから、当省では、供用特定施設における利用者数、売上高、雇用者数について、特定施設の整備の推移との比較、各道府県が基本構想の作成のために事前に行った基礎調査において把握されている利用者数及び雇用者数の当初見込みとの比較を行うことにより、特定施設の整備がどの程度利用者数、雇用者数等の直接的な効果の発現に結びついているのか明らかにしたが、ゆとりのある国民生活のための利便の増進や地域振興についての達成状況についての十分な評価を行うまでには至らなかった。

また、本政策の立案当時においては、国民の自由時間の増大や生活様式の多様化等により、余暇活動に対する国民の需要は今後ますます増大するとともに、その内容もますます多様なものとなっていくものと考えられ、経済のサービス化等の産業構造の変化に対応して、地域の資源を効果的に活用しつつ、第三次産業を中心とした新たな地域振興策を展開し、国土の均衡ある発展を図っていく必要があり、また、内需の拡大を図り、国際的に調和のとれた対外均衡の達成や国内雇用の創出にも資することが求められているとの認識の下に、このような社会的経済的環境の変化に対応して総合保養地域の整備を促進することにより、ゆとりのある国民生活のための利便の増進及び地域の振興を図ることが必要とされていたところである。

こうしたことから、これらの社会的経済的環境が今日までどのように変化しているかについても本評価の中で把握を行った。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本評価の実施計画及び評価書の作成に当たって、政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）の審議に付し、その結果を取り入れた。

平成 13 年 3 月 2 日（金） 第 2 回政策評価・独立行政法人評価委員会

平成 14 年 6 月 28 日（金）政策評価分科会

平成 15 年 1 月 24 日（金）第 22 回政策評価・独立行政法人評価委員会

平成 15 年 3 月 14 日（金）政策評価分科会

上記委員会及び政策評価分科会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページを参照

(<http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku-hyoukai inkai.htm>)

6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した調査の結果のほか、国土交通省の「同意基本構想の進捗状況調査」、
「リゾート構想に係る特定施設の供用状況等調査」、
「観光白書」、内閣府の「経済白書」、
「国民生活白書」等

(別紙)

政策の背景及び概況

(1) 政策の背景

本政策は、国民の自由時間の増大や生活様式の多様化等により、余暇活動に対する国民の需要は今後ますます増大するとともに、その内容もますます多様なものとなっていくものと考えられ、経済のサービス化等の産業構造の変化に対応して、地域の資源を効果的に活用しつつ、第三次産業を中心とした新たな地域振興策を展開し、国土の均衡ある発展を図っていく必要があり、内需の拡大を図り、国際的に調和のとれた対外均衡の達成や国内雇用の創出にも資することが求められているとの昭和 62 年のリゾート法立案当時における認識の下に、このような社会的経済的環境の変化に対応して、民間事業者等の経営力・企画力等の活用を重点を置きつつ、広く国民が良好な自然条件の中で滞在しつつスポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の多様な活動を行うことのできる総合保養地域の整備を促進しようとするものである。また、そのことにより、ゆとりのある国民生活のための利便の増進並びに当該地域及びその周辺地域の振興を図り、ひいては国民の福祉の向上や国土及び国民経済の均衡ある発展にも寄与することを目的として、リゾート法及び基本方針に基づき実施されているものである。

(2) 政策の概況

本政策により、昭和 63 年度から平成 13 年度までの間に、47 都道府県のうち 41 道府県が 42 の特定地域（北海道が 2 地域、他府県は各 1 地域）について基本構想を作成し、主務大臣による同意（承認）が行われている（注）。

（注） 総合保養地域の整備を促進するための措置の対象となる地域からは、首都圏の既成市街地（東京都の特別区、武蔵野市など）、近畿圏の既成都市区域（大阪市、神戸市（一部地域）など）及び名古屋市の旧市街地は除外されている。

42 特定地域は、関係市町村数で見ると、全国 3,218 市町村（平成 14 年 4 月現在）の約 22 パーセントに当たる 712 市町村、面積で見ると国土面積の約 17 パーセントに当たる 660 万ヘクタールに及んでいる。

当省において把握、整理したところによると、42 同意（承認）基本構想では、平成 13 年 1 月 1 日現在、10,201 の特定施設の整備が掲げられており、このうち、同意（承認）時点で既に供用されている特定施設（以下「既供用特定施設」という。）等を除く 8,842 施設（86.7 パーセント）が同意（承認）後に整備することが予定されていたもの（以下「整備予定の特定施設」という。）である。

各同意（承認）基本構想及び国土交通省が各道府県を通じて実施している平成 12 年度の「同意基本構想進捗状況調査」（以下「基本構想進捗状況調査」という。）結果を基に 42 特定地域における特定施設の整備状況について当省が把握、整理した結果では、13 年 1 月 1 日現在、整備予定特定施設 8,842 施設のうち 1,759 施設（19.9 パーセント）が供用されており、この内訳は特定民間施設が 974 施設（全供用施設数の 55.4 パーセント）、地方公共団体等により整備された特定施設（以下「特定施設（公共）」という。）が 785

施設（全供用施設数の44.6パーセント）となっている。

これらの供用特定施設1,759施設の整備にかかった費用について、国土交通省が各道府県を通じて実施している平成12年度の「リゾート構想に係る特定施設の供用状況等調査」（以下「特定施設の供用状況等調査」という。）を基に当省が把握、整理した結果では、整備事業費（用地造成等を含む建設、用地取得、諸調査等に要した経費）の総額（不明分を除く。）は約3兆326億円となっており、この内訳は特定民間施設の整備事業費が約2兆3,392億円、特定施設（公共）の整備事業費が約6,934億円となっている。

また、当省が把握、整理した結果では、平成12年度までの特定民間施設の整備にかかわる民間事業者に対する国及び地方公共団体による支援実績のうち、税制上の特例措置による減税額は約80億円、日本政策投資銀行等による融資等額は約1,206億円、地方公共団体による第三セクター（地方公共団体の出資又は拠出に係る法人をいう。以下同じ。）への出資額は約231億円となっている。

地方公共団体の地方税の不均一課税の実施による減収に対する地方交付税による補てん額は約28億円となっている。

第2 政策効果等の把握の結果

1 総合保養地域の整備の促進状況

(1) 各特定地域における特定施設の整備の推移及び現状

(要旨)

本政策においては、リゾート法及び基本方針並びに同意(承認)基本構想に基づき、良好な自然を有するなどの要件を備えた地域について、特定施設の整備を特に促進することが適当であり、かつ、その見込みがある地区として設定した重点整備地区内において、多様な特定施設の整備を促進し、これらの地区及び施設がそれぞれ相互に有機的な連携を有することにより、一つの総合保養地域が形成されることとされている。

総合保養地域の整備は、基本方針において、都道府県が、同意(承認)基本構想に基づき、長期的展望に立ちつつ、当面おおむね10年間程度を目標として計画的・一体的な整備に努めることとされており、また、主務大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、リゾート法において、同意(承認)基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないとされている。

平成13年1月1日現在、41道府県の42同意(承認)基本構想(北海道は2構想、他の府県は各1構想を作成しており、延べ42道府県が作成)のうち27道府県の27同意(承認)基本構想(64.3パーセント)が、主務大臣による承認後10年以上を経過しており、残る15道府県の15同意(承認)基本構想(35.7パーセント)は承認後2年から9年を経過している。

本政策の実施に伴う特定地域及び重点整備地区における特定施設の整備の推移及び現状について、道府県の各同意(承認)基本構想及び基本構想進捗状況調査の結果を基に当省が把握、整理した結果は、次のとおりである。

42同意(承認)基本構想にかかわる42特定地域における供用特定施設数の推移をみると、全体として新たに供用される特定施設数は、41道府県の41基本構想が承認された昭和63年度から平成5年度頃までの間はおおむね増加する傾向にあった(ピークは平成3年度262施設)が、6年度頃以降においては減少してきており、最近では、10年度96施設、11年度60施設、12年度(13年1月1日現在)38施設となっている。

平成13年1月1日現在、42特定地域の323重点整備地区のうち、供用された特定施設が全くない26地域の55地区(17パーセント)を含め、8年度から12年度までの5年間に新たに供用された特定施設がない地区が41地域において170地区(53パーセント)ある。

平成13年1月1日現在における同意(承認)基本構想ごとの特定施設の整備の状況についてみると、次のとおりである。

)基本構想承認後10年以上経過した27特定地域において、整備予定の特定施設数に対する供用特定施設数の割合(以下「供用割合」という。)は、最も高い地域で52.9

パーセント（承認後 11 年経過した地域）最も低い地域で 4.0 パーセント（承認後 10 年経過した地域）各特定地域の平均は 20.3 パーセントであり、この平均を下回る地域が 13 地域（48.1 パーセント）となっている。

これら 27 特定地域内の重点整備地区ごとにみると、全 206 地区のうち、整備予定特定施設のすべてが供用されている地区は 3 特定地域の 3 重点整備地区（1.5 パーセント）供用割合が 50 パーセント未満の重点整備地区は 27 地域の 184 地区（89.3 パーセント）で、そのうち 14 地域の 27 地区（全 206 地区の 13.1 パーセント）では、供用特定施設が皆無となっている。

）基本構想承認後 10 年を経過していない 15 特定地域においては、整備予定の特定施設の供用割合が、最も高い地域で 32.5 パーセント（承認後 9 年経過した地域）最も低い地域で 7.4 パーセント（承認後 9 年経過した地域）各特定地域の平均は 19.0 パーセントとなっており、この平均を下回る地域が 9 地域（60.0 パーセント）ある。

これら 15 特定地域内の重点整備地区ごとにみると、全 117 地区のうち、整備予定の特定施設のすべてが供用されている地区はなく、供用割合が 50 パーセント未満の重点整備地区が 15 地域の 108 地区（92.3 パーセント）で、そのうち 12 地域の 28 地区（全 117 地区の 23.9 パーセント）では、供用特定施設が皆無となっている。

また、42 同意（承認）基本構想に掲げられた整備予定の特定施設 8,842 施設のうち、平成 13 年 1 月 1 日現在、供用されるまでに至っていない特定施設（以下「未供用特定施設」という。）7,083 施設の状況についてみると、工事に着手されたが供用されるまでに至っていない（以下「整備中」という。）とされている施設が 362 施設（整備予定の特定施設 8,842 施設の 4.1 パーセント）、工事に着手されておらず施設の整備計画を作成している段階（以下「計画中」という。）にあるとされている施設が 1,795 施設（同 20.3 パーセント）施設の整備計画を作成しておらず整備について構想段階（以下「構想中」という。）にあるとされている施設が 4,926 施設（同 55.7 パーセント）となっている。

これらの未供用特定施設について、当省が平成 13 年 7 月に道府県及び関係市町村に対する聴取等により工事着手状況及び事業主体の確定状況についての実態を把握したところ、

）整備中とされている 362 施設のうち、工事の進ちょく状況を把握できた 309 施設についてみると、整備中とされているが、実際には工事が未着手又は中断となっており、整備が進んでいない特定施設が 171 施設（309 施設の 55.3 パーセント）あり、そのうち、工事未着手となっているものが 110 施設（同 35.6 パーセント）ある。

これらの工事が未着手又は中断となっている施設について事業主体の確定状況を見ると、事業者が撤退するなどにより事業主体が未定となっているものが 43 施設（171 施設の 25.2 パーセント）ある。

）また、計画中及び構想中とされている 6,721 施設のうち、事業主体が確定しているか否かを把握できた 5,763 施設についてみると、2,581 施設（5,763 施設の 44.8

パーセント)は、事業主体について選定・交渉中のものを含め事業主体が未定となっている。

以上のとおり、リゾート法施行後の5年程度は、特定施設の整備が進行し、新たに供用される特定施設数が増加したが、その後は減少傾向にあり、リゾート法施行後13年を経過した平成13年1月1日現在までに、41道府県の42特定地域のいずれにおいても、同意(承認)基本構想で想定されたようには特定施設の整備は進んでいない。

また、各同意(承認)基本構想に掲げられた整備予定の特定施設で供用されるまでに至っていない特定施設については、整備中とされている特定施設において実際には工事が未着手又は中断しているものが半数を超えており、また、計画中又は構想中とされている特定施設で、事業主体がまだ確定していないものが全体の半数近くを占めている状況にあり、今後、各同意(承認)基本構想で想定されたようには、特定施設の整備が進展する状況にはなっていない。

一方、リゾート法第4条第6項により、主務大臣が策定した基本方針については、情勢の推移により必要が生じたときは変更するものとされているが、上記のとおり、総合保養地域の整備が進んでいない状況の中で、昭和62年10月の策定以来平成15年1月末までにおいて、実質的な見直しは一度も行われていない。

また、リゾート法第6条第1項により、都道府県は、同意(承認)を得た基本構想を変更しようとするときは、主務大臣に協議し、同意を得なければならないとされている。

基本構想の見直しについて、主務省では、関係道府県に対し、()平成6年1月の総務省(旧総務庁)による「リゾートの開発・整備に関する調査」結果に基づく勧告を受けて、総合保養地域の整備の進ちょく状況等を勘案し、必要な場合には、総合保養地域の整備の推進方策の検討を行うよう指導し、()平成10年3月には関係道府県が同意(承認)基本構想の進ちょく状況を点検する際の点検マニュアルを策定し提示し、()平成13年6月には、点検マニュアルを参考にして今後の整備の可能性のなくなった特定施設は削除するなど、同意(承認)基本構想の総点検を要請している。

当省が把握、整理したところ、当初の基本構想同意(承認)後、平成15年1月末までに同意(承認)基本構想の変更同意(承認)を受けているのは、25道府県の25同意(承認)基本構想に係る延べ49件で、この変更に係る特定施設数は延べ1,040施設となっており、同意(承認)基本構想の大幅な見直しが行われているとみられるのは3同意(承認)基本構想程度にとどまり、これまで、主務省から道府県に対して行われている同意(承認)基本構想の点検の実施の要請等の措置は、必ずしも同意(承認)基本構想の見直しにつなげていないと考えられる。

ア 主務大臣による基本構想の同意(承認)状況

本政策においては、リゾート法及び基本方針並びに同意(承認)基本構想に基づき、良好な自然条件を有する土地などの要件を備えた地域のうち、相当程度の特定民間施設の整備が確実と見込まれる地域において特定施設の整備を特に促進することが適当であり、相当数の集客を可能に

し、他の特定施設の整備を促進する諸施設が整備され、又は整備される見込みがある地区を重点整備地区として設定することとされており、これらの地区及び当該地区の特定施設がそれぞれ相互に有機的な連携を有することにより、一つの総合保養地域を形成するものとされている。

また、総合保養地域の整備は、基本方針において、都道府県が、同意（承認）基本構想に基づいて行い、その整備に当たっては、長期的な展望に立ちつつ、当面おおむね10年間程度を目標として、計画的・一体的な整備に努めるものとする事とされており、また、主務大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、リゾート法において、同意（承認）基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないとされている。

平成14年4月1日現在、全国47都道府県のうち東京都、神奈川県、富山県、岐阜県、大阪府及び奈良県の6都府県を除く41道府県（87.2パーセント）が、42基本構想（北海道が2地域、他府県は各1地域）について国（主務大臣）の同意（承認）を受けており、主務大臣の承認を受けた42基本構想を承認年度別にみると、表1 - (1) - のとおり、昭和63年度、平成元年度及び2年度に各10基本構想、3年度及び4年度に各5基本構想、5年度及び9年度に各1基本構想となっている。

表1 - (1) -

承認年度別の基本構想数等

承認年度	承認基本構想数	関係道府県名（地域）	承認基本構想数	経過年数
昭和63	10	三重県、宮崎県、福島県、兵庫県、栃木県、新潟県、群馬県	7	12
		埼玉県、秋田県、岩手県		11
平成元	10	千葉県、長崎県、北海道（富良野・大雪）、広島県、福岡県、大分県、京都府	10	
		長野県、宮城県、石川県、		10
2	10	福井県、熊本県、青森県、愛媛県、滋賀県、香川県、和歌山県	10	
		愛知県、山梨県、島根県	8	9
3	5	沖縄県、鳥取県、佐賀県、山形県、高知県		
4	5	茨城県、鹿児島県	2	8
		静岡県、山口県、岡山県	3	7
5	1	徳島県	1	6
9	1	北海道（ニセコ・羊蹄・洞爺周辺）	1	2
計	42	-	42	-

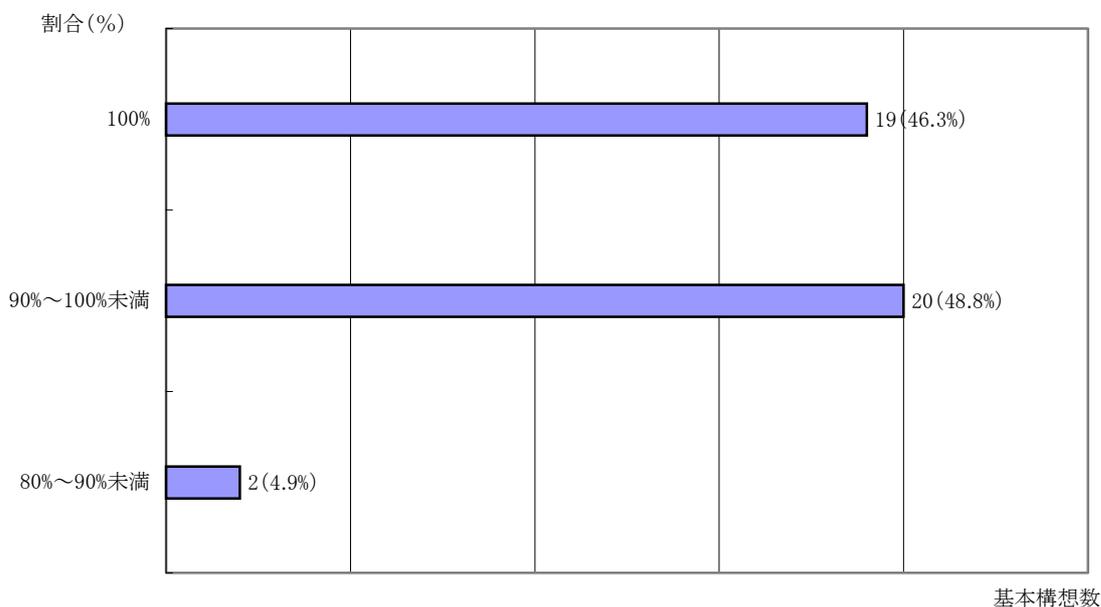
- (注) 1 道府県の同意（承認）基本構想及び国土交通省の資料を基に当省が把握・整理し、作成した。
 2 経過年数は、平成13年1月1日現在で計算したものである。
 3 各基本構想の承認年月日、関係市町村数、特定地域の面積、重点整備地区数等の詳細については、資料2を参照。

また、平成13年1月1日現在、表1-(1)- のとおり、41道府県の42同意(承認)基本構想のうち27道府県の27同意(承認)基本構想(64.3パーセント)が、主務大臣による承認後10年以上を経過しており、残る15道県の15同意(承認)基本構想(35.7パーセント)は承認後2年から9年を経過している。

基本構想の作成に当たり、主務省の指示(「総合保養地域整備法に基づく基本構想の作成等について」(昭和62年10月27日付け62国地総第265号、62-18、国振第323号、建設省経事発第103号、自治画第128号 国土庁地方整備局総務課長、農林水産省構造改善局地域計画課長、通商産業省産業政策局余暇開発室長、建設省建設経済局調整課長、自治大臣官房企画室長連名通知))により関係道府県が実施し主務省に提出した「総合保養地域の整備に関する基礎調査」(以下「基礎調査」という。)を基に各同意(承認)基本構想に掲げる特定施設の事業完了予定時期について把握・整理すると、表1-(1)- のとおり、基本構想同意(承認)後10年以内に事業を完了する予定となっている特定施設の割合は、把握した41同意(承認)基本構想すべてにおいて80パーセント以上となっており、このうち19同意(承認)基本構想においてはすべての整備予定施設が同意(承認)後10年以内に事業が完了する予定となっている。

表1-(1)-

41基本構想同意(承認)後10年以内における事業完了予定特定施設の割合別の基本構想数の割合別の基本構想数



(注)1 道府県の同意(承認)基本構想及び基礎調査を基に当省が把握・整理し、作成した。
 2 基礎調査結果を入手できなかった1基本構想を除く。
 3 事業完了予定年度が示されていない特定施設を除く。

イ 各特定地域における特定施設の整備の推移及び現状

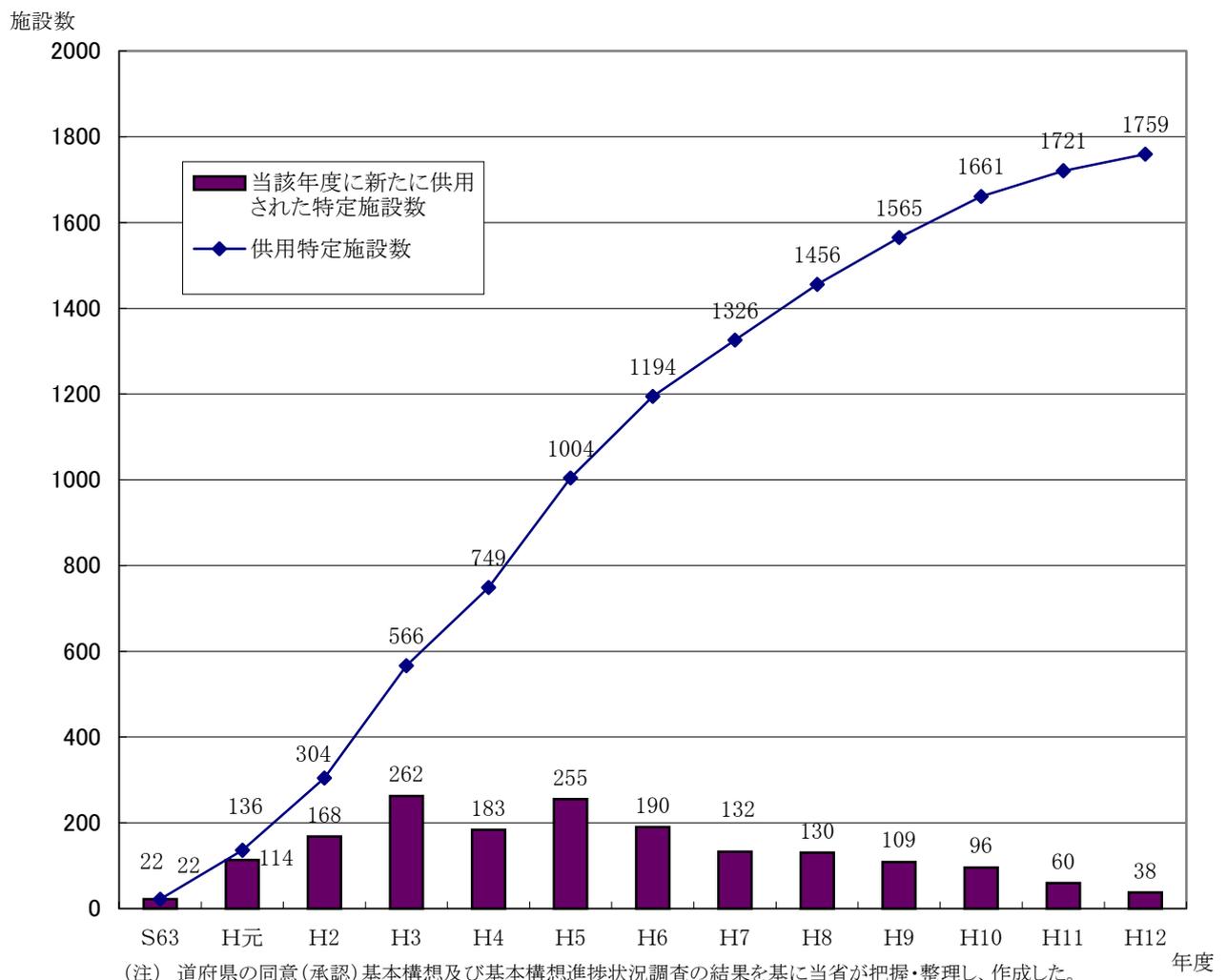
本政策の実施に伴う特定地域及び重点整備地区における特定施設の整備の推移及び現状について、道府県の各同意(承認)基本構想及び基本構想進捗状況調査の結果を基に当省が把握、整理した結果は、次のとおりである。

42 同意（承認）基本構想にかかわる 42 特定地域における供用特定施設数の推移をみると、表 1 - (1) - のとおり、平成 13 年 1 月 1 日現在、1,759 施設が供用されており、全体として新たに供用された特定施設数は、41 道府県の 41 基本構想が承認された昭和 63 年度から平成 5 年度頃までの間はおおむね増加する傾向にあった（ピークは 3 年度 262 施設）が、6 年度頃以降においては減少してきており、最近では、10 年度 96 施設、11 年度 60 施設、12 年度 38 施設となっている（注）。

（注） 平成 12 年度の供用特定施設数は、13 年 1 月 1 日現在のものである。

表 1 - (1) -

基本構想同意（承認）後の 42 特定地域全体における供用特定施設数の推移

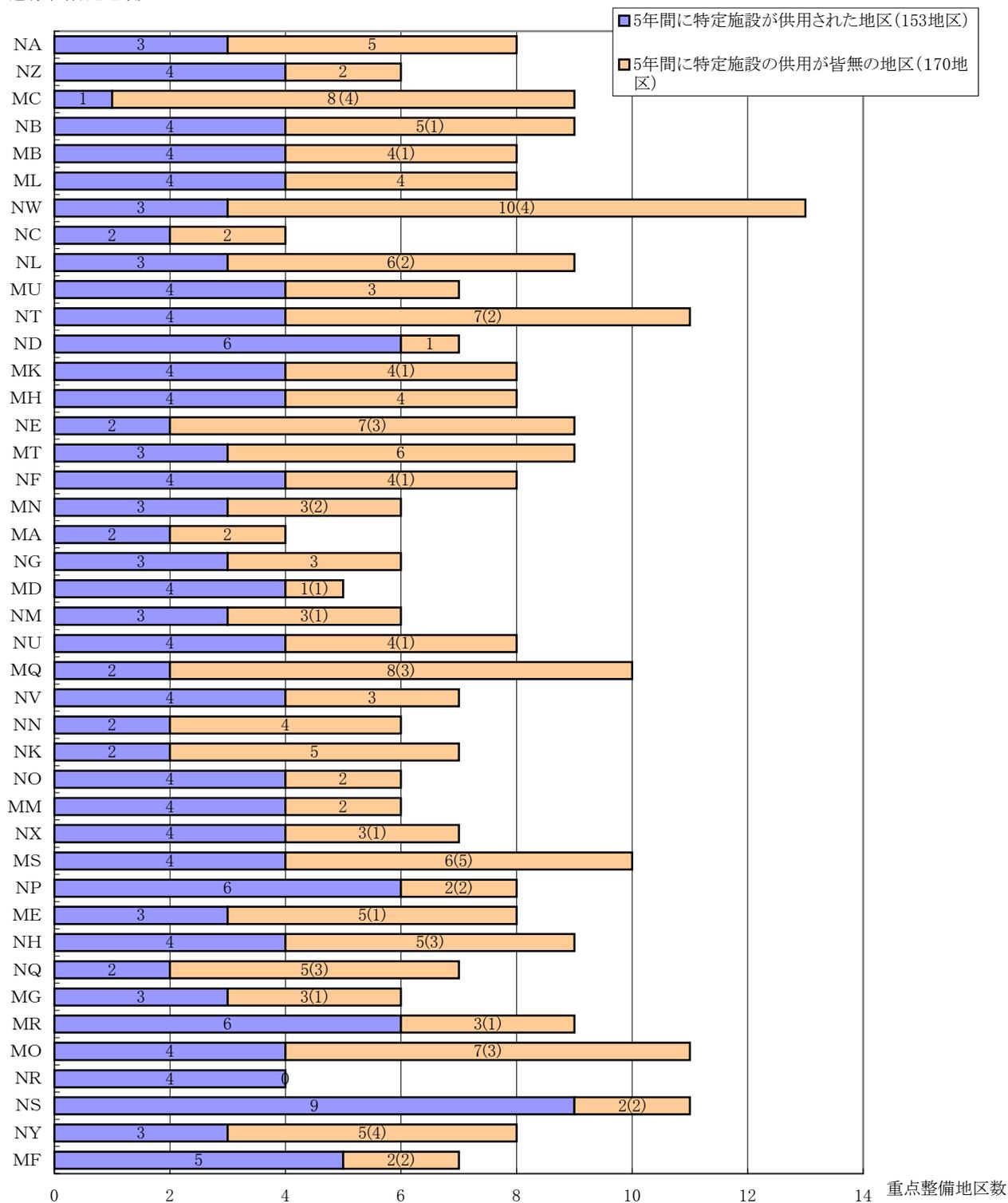


また、平成 13 年 1 月 1 日現在、特定施設の整備を特に促進することとされ、特定施設の整備が確実と見込まれていた 323 重点整備地区において供用特定施設数をみると、表 1 - (1) - のとおり、供用特定施設が全くない 26 地域の 55 地区（17 パーセント）を含め、8 年度から 12 年度までの 5 年間に新たに供用された特定施設がない地区が 41 地域において 170 地区（53 パーセント）ある（これら地域には、基本構想承認後 2 年しか経過していない 1 地域が含まれる。）。

表1 - (1) -

42 特定地域の各重点整備地区における特定施設の供用状況(平成13年1月1日現在)

道府県(特定地域)



(注)1 道府県の同意(承認)基本構想及び基本構想進捗状況調査の結果を基に当省が把握・整理し、作成した。
 2 本表は、平成8年度から12年度までの5年間の供用状況を示す。
 3 「5年間に特定施設の供用が皆無の地区」のうち、()は基本構想同意(承認)以降に特定施設の供用が皆無の地区数を示し、内数である。

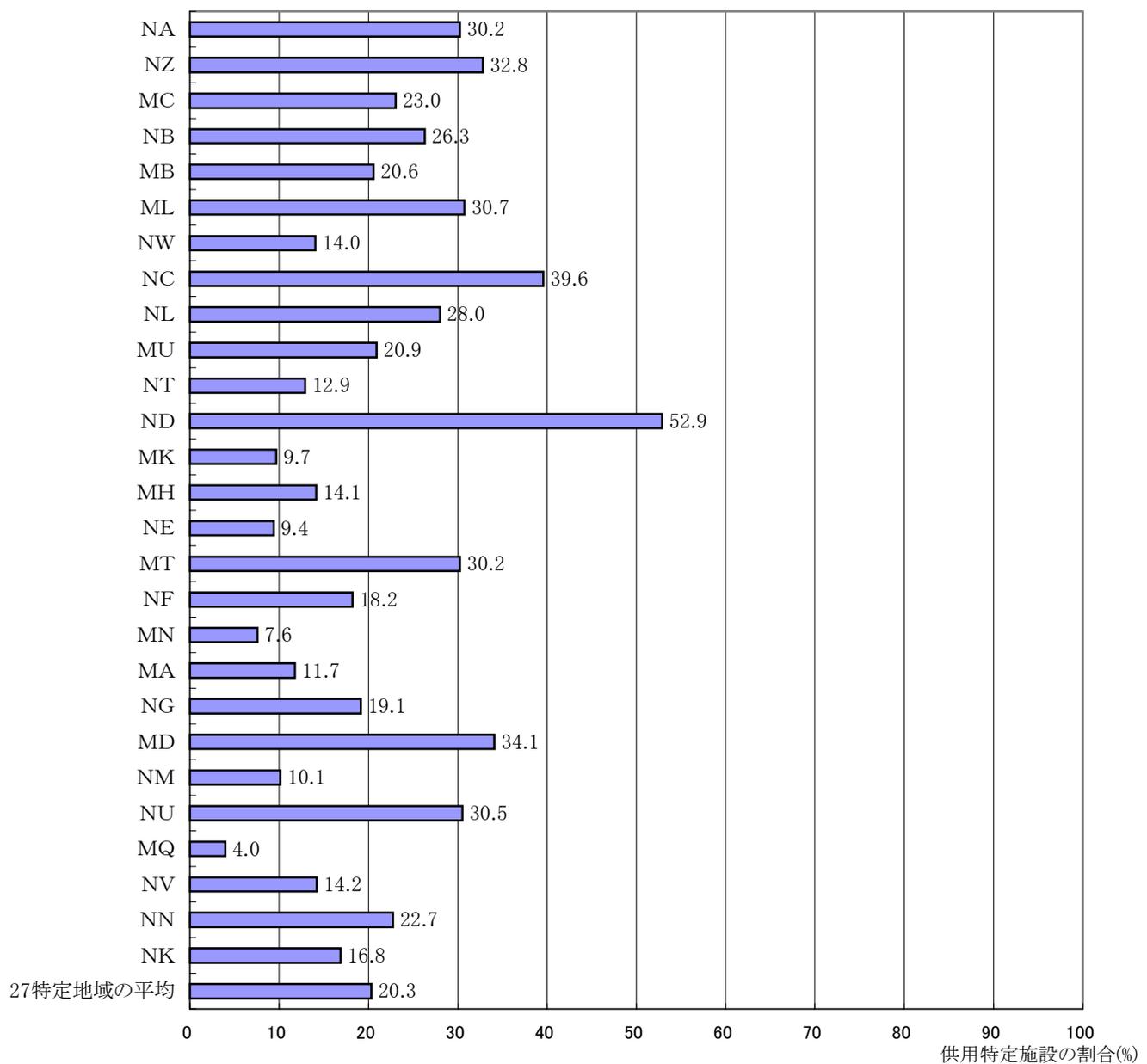
平成13年1月1日現在における各同意(承認)基本構想ごとの特定施設の整備状況は、次のとおりである。

) 基本構想承認後10年以上経過した27特定地域において、供用割合をみると、表1-(1)-のとおりに、最も高い地域で52.9パーセント(承認後11年経過した地域)、最も低い地域で4.0パーセント(承認後10年経過した地域)、各特定地域の平均は20.3パーセントとなっており、この平均を下回る地域が13地域(48.1パーセント)となっている。

表1-(1)-

基本構想の承認後10年以上経過した27特定地域における特定施設の整備状況(平成13年1月1日現在)

道府県(特定地域)

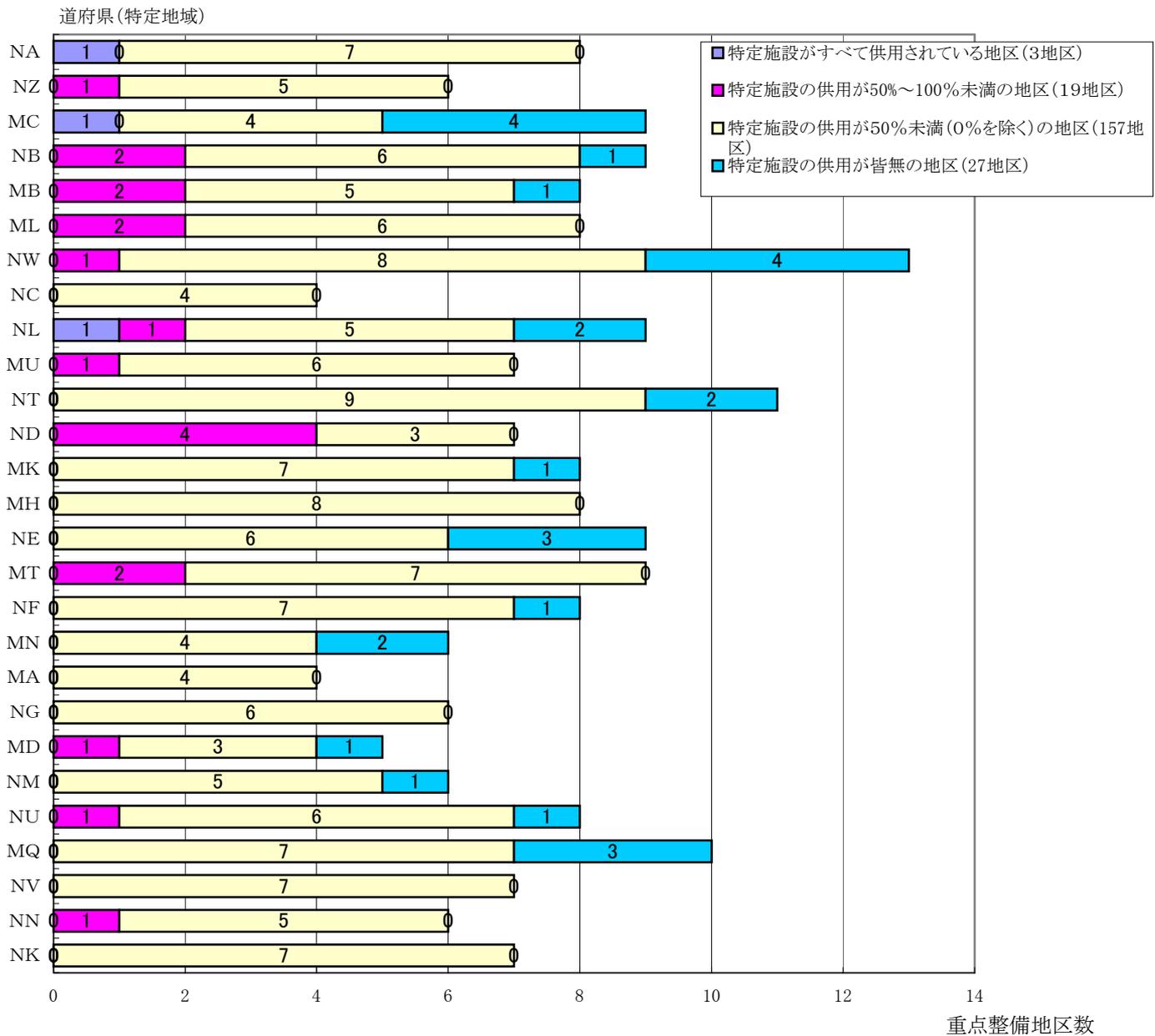


(注) 道府県の同意(承認)基本構想及び基本構想進捗状況調査結果を基に当省が把握・整理し、作成した。

また、これら 27 特定地域内の重点整備地区ごとにみると、表 1 - (1) - のとおり、全 206 重点整備地区のうち、3 特定地域の 3 重点整備地区（1.5 パーセント）では整備予定の特定施設のすべてが供用されているが、供用割合が 50 パーセント未満の重点整備地区が 27 地域の 184 地区（89.3 パーセント）あり、そのうち 14 地域の 27 地区（全 206 地区の 13.1 パーセント）では、供用特定施設が皆無となっている。

表 1 - (1) -

基本構想の承認後 10 年以上経過している 27 特定地域の各重点整備地区における特定施設の整備状況（平成 13 年 1 月 1 日現在）



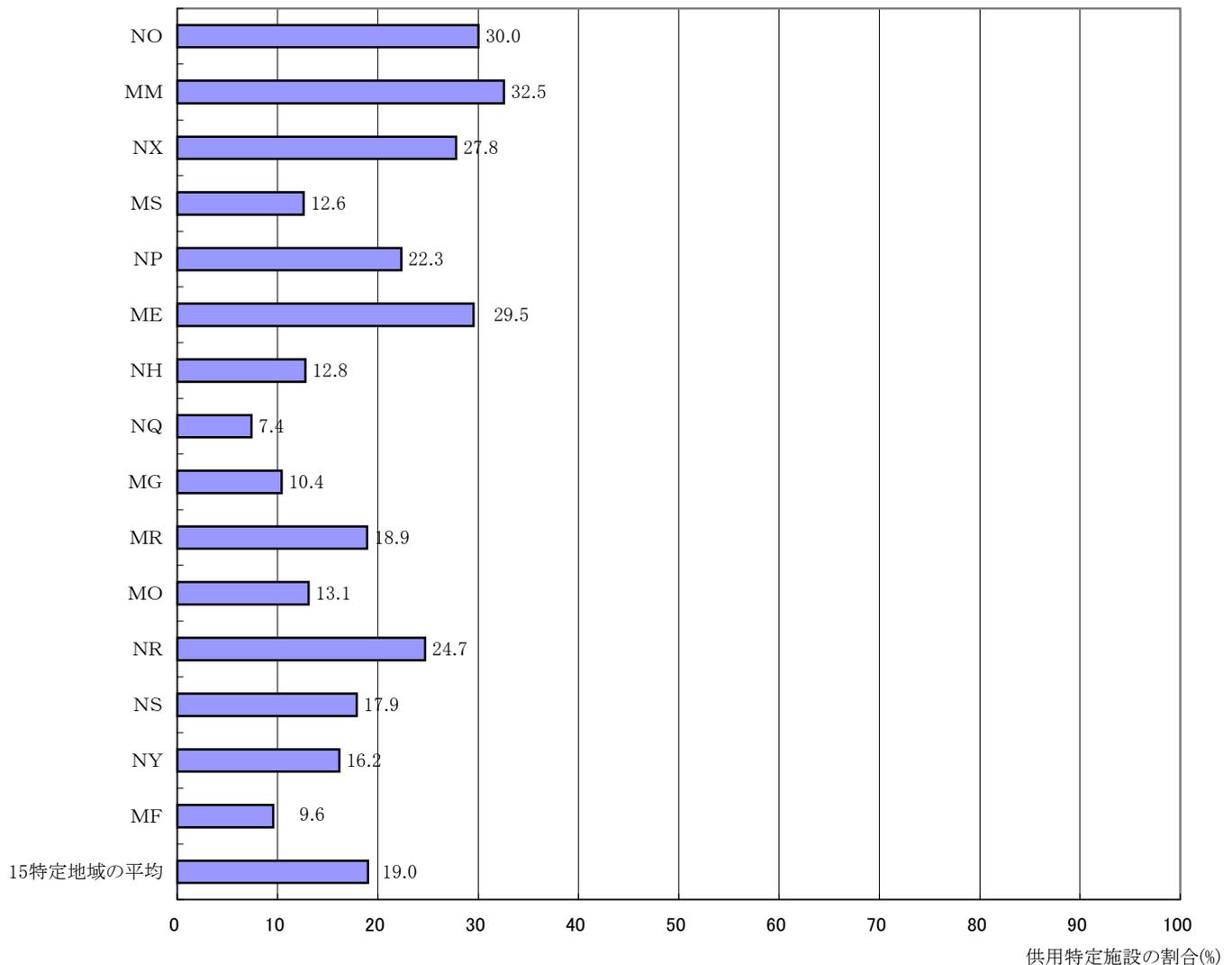
(注) 道府県の同意(承認)基本構想及び基本構想進捗状況調査結果を基に当省が把握・整理し、作成した。

) 基本構想承認後10年を経過していない15特定地域においては、表1-(1)- のとおり、整備予定の特定施設の供用割合が、最も高い地域で32.5パーセント(承認後9年経過した地域) 最も低い地域で7.4パーセント(承認後9年経過した地域) 各特定地域の平均は19.0パーセントとなっており、この平均を下回る地域が9地域(60.0パーセント)ある。

表1-(1)-

基本構想の承認後10年以上経過していない15特定地域における特定施設の整備状況
(平成13年1月1日現在)

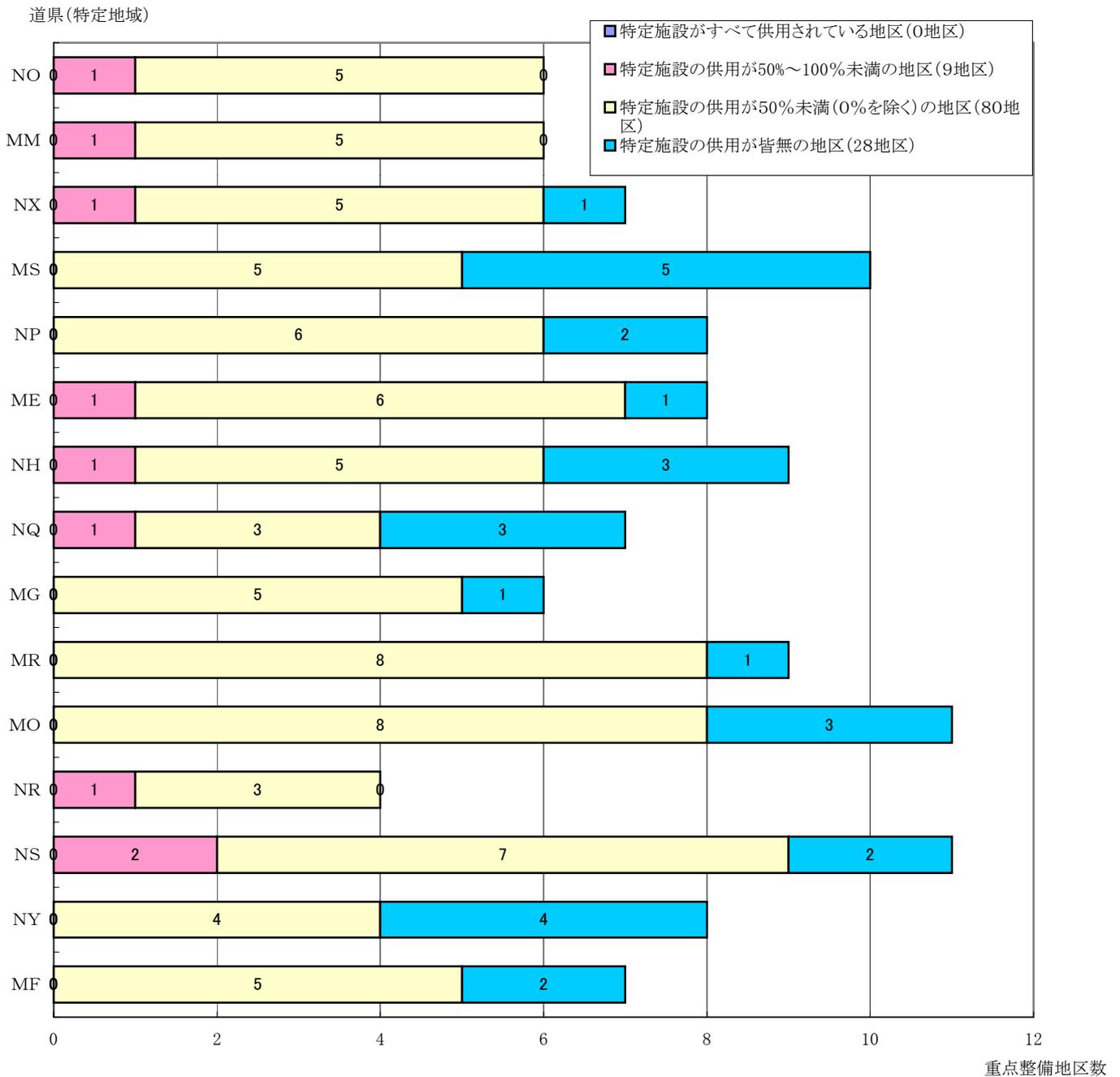
道県(特定地域名)



また、これら15特定地域内の重点整備地区ごとにみると、表1-(1)- のとおり、全117重点整備地区のうち、整備予定の特定施設のすべてが供用されている地区はなく、供用割合が50パーセント未満の重点整備地区が15地域の108地区(92.3パーセント)あり、そのうち12地域の28地区(全117地区の23.9パーセント)では、供用特定施設が皆無となっている。

表1 - (1) -

基本構想の承認後10年を経過していない15特定地域の各重点整備地区における
特定施設の整備状況(平成13年1月1日現在)



(注) 道府県の同意(承認)基本構想及び基本構想進捗状況調査の結果を基に当省が把握・整理し、作成した。

ウ 未供用特定施設の現状

42 同意(承認)基本構想に掲げられた整備予定の特定施設8,842施設のうち、道府県の基本構想進捗状況調査の結果を基に当省が把握、整理した結果をみると、表1-(1)-のとおりに、平成13年1月1日現在、供用特定施設は1,759施設(整備予定の特定施設の19.9パーセント)、未供用特定施設は7,083施設(同80.1パーセント)となっており、さらに、未供用

特定施設の状態については、整備中とされている施設が 362 施設（同 4.1 パーセント）、計画中とされている施設が 1,795 施設（同 20.3 パーセント）、構想中とされている施設が 4,926 施設（同 55.7 パーセント）となっている。

表 1 - (1) -

42 基本構想同意（承認）後に整備予定の特定施設の整備進捗状況

（平成 13 年 1 月 1 日現在）

（単位：施設、％）

供用中	未 供 用				合計
	整備中	計画中	構想中	計	
1,759 (19.9)	362 (4.1)	1,795 (20.3)	4,926 (55.7)	7,083 (80.1)	8,842 (100)

（注）1 道府県の同意（承認）基本構想及び基本構想進捗状況調査の結果を基に当省が把握・整理し、作成した。

2 () は、構成比である。

未供用特定施設 7,083 施設の整備の現状について、工事着手状況及び事業主体の確定状況の実態について平成 13 年 7 月に当省が関係道府県及び関係市町村に対して聴取等を行った結果は、次のとおりである。

整備中とされている 362 施設のうち、工事の進捗状況を把握できた 309 施設についてみると、表 1 - (1) - のとおり、整備中とされていないながら、実際には工事が未着手又は中断となっており、整備が進んでいない特定施設が 171 施設（55.3 パーセント）あり、そのうち、工事未着手となっているものが 110 施設（35.6 パーセント）ある。

表 1 - (1) -

整備中とされている特定施設の工事の進捗状況（平成 13 年 7 月現在）

（単位：施設、％）

工事に着手し整備が完了しているが供用されるに至っていない	工事が進行中	整備が進んでいない		計
		工事が中断	工事に未着手	
15 (4.9)	123 (39.8)	61 (19.7)	110 (35.6)	309 (100)

（注）1 当省の調査結果による。

2 () は、構成比である。

また、整備が進んでいない 171 施設について事業主体の確定状況をみると、表 1 - (1) - のとおり、事業者が撤退するなどにより事業主体が未定となっているものが、43 施設（25.2 パーセント）ある。

表1 - (1) -

整備中とされている特定施設のうち工事が未着手又は中断となっている

171 施設の事業主体の確定状況 (平成 13 年 7 月現在) (単位:施設、%)

工事の 進捗区分	確定	未定				合計
		選定・交渉中	撤退	未定	計	
中断	53 (31.0)	0 (0)	0 (0)	8 (4.7)	8 (4.7)	61 (35.7)
未着手	75 (43.8)	1 (0.6)	8 (4.7)	26 (15.2)	35 (20.5)	110 (64.3)
計	128 (74.8)	1 (0.6)	8 (4.7)	34 (19.9)	43 (25.2)	171 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () は、構成比である。

また、計画中及び構想中とされている 6,721 施設のうち、事業主体が確定しているか否かを把握できた 5,763 施設についてみると、表 1 - (1) - のとおり、2,581 施設 (44.8 パーセント) は、事業主体について選定・交渉中のものを含め事業主体が未定となっている。

表 1 - (1) -

計画中、構想中とされている特定施設の事業主体の確定状況 (平成 13 年 7 月現在)

(単位:施設、%)

未供用施設 の区分	確定	未定				計
		選定・交渉中	撤退	未定	小計	
計画中	1,162 (20.1)	0 (0)	187 (3.3)	157 (2.7)	344 (6.0)	1,506 (26.1)
構想中	2,020 (35.1)	88 (1.5)	975 (16.9)	1,174 (20.4)	2,237 (38.8)	4,257 (73.9)
計	3,182 (55.2)	88 (1.5)	1,162 (20.2)	1,331 (23.1)	2,581 (44.8)	5,763 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () は、構成比である。

以上のとおり、リゾート法施行後の 5 年間程度は、特定施設の整備が進行し、新たに供用される特定施設数が増加したが、その後は減少傾向にあり、リゾート法施行後 13 年を経過した平成 13 年 1 月 1 日現在、41 道府県の 42 特定地域のいずれにおいても、同意 (承認) 基本構想で想定されたようには特定施設の整備は進んでいない。

また、各同意 (承認) 基本構想に掲げられた整備予定の特定施設で供用されるまでに至っていない特定施設については、整備中とされている特定施設において実際には工事が未着手又は中断しているものが半数を超えており、また、計画中又は構想中とされている特定施設で、事業主体がまだ確定していないものが全体の半数近くを占めている状況にあり、今後、各同意 (承認) 基本構想で想定されたようには特定施設の整備が進展する状況にはなっていない。

エ 基本方針及び基本構想の変更状況等

(ア) 基本方針の変更

リゾート法第4条第6項により、主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは基本方針を変更するものとされている。

しかし、上記のとおり、総合保養地域の整備が進んでいない状況の中で、平成12年1月に、「総合保養地域整備法第1条に規定する整備に関する基本方針の一部を改正する告示」(平成12年1月28日国土庁、農林水産省、通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第1号)により、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行に伴い、「承認」が「同意」に改められたのみで、昭和62年10月に基本方針が策定されてから平成15年1月末まで、実質的な見直しは一度も行われていない。

(イ) 基本構想の見直し

また、リゾート法第6条第1項により、都道府県は、同意(承認)を得た基本構想を変更しようとするときは、主務大臣に協議し、同意を得なければならないとされている。

平成6年以降についてみると、主務省では、関係道府県に対し同意(承認)基本構想の点検の実施の要請等を次のとおり行っている。

当省は、平成6年1月、「リゾートの開発・整備に関する調査」結果に基づき、()地方公共団体の自主的な判断による基本構想の見直しや既存の施設との一層の連携による利用の促進を含めた総合保養地域の整備の推進方策の検討、()整備の進ちょく状況についての的確な把握及び同意(承認)基本構想の計画的実施等についての都道府県に対する指導、()変更承認申請基準の作成による軽微な変更に係る変更手続の廃止等を勧告した。これを受けて主務省は、6年1月及び7年1月の都道府県総合保養地域整備担当者会議等において、上記の総合保養地域の整備の推進方策の検討、整備の進ちょく状況についての的確な把握及び同意(承認)基本構想の計画的実施等について指導するとともに、6年1月に、主務省の申し合わせ「総合保養地域整備法の承認及び変更承認に係る手続について」により同意(承認)基本構想の変更を要しない特定施設の軽微な変更等についての基準を作成し、周知するなどの措置を講じている。

国土交通省(旧国土庁)の総合保養地域整備研究会が平成5年2月に発表した「今後のリゾート整備のあり方について」において、特定施設の整備については、地域経済の活性化や地域振興に役立っているものも多一方、最近の経済社会情勢の変化等の理由により当初の計画どおり進んでいないものも生じていること等を指摘している。このような中で、リゾート法の理念に即して、総合保養地域の整備が進められるよう、国土交通省(旧国土庁)は、10年3月に関係道府県が同意(承認)基本構想の進ちょく状況を点検する際の点検マニュアルを策定し、提示している。

平成13年6月の「総合保養地域整備基本構想の総点検の実施について」(平成13年6月28日付国都企第2号、総行地第93号、13農振第763号、平成13・06・27地局第1号 国土交通省都市・地域整備局長、総務省大臣官房総括審議官、農林水産省農村振興局長、経済産業省大臣官房地域経済産業審議官連名通知)により、いまだ構想中であるものが約半数あ

るなど、特定施設整備の進捗状況はなお低いのが現状であるとの認識の下に、関係道府県に対して上記の点検マニュアルを参考にして同意（承認）基本構想の内容を総点検し、今後の整備可能性がなくなった特定施設については同意（承認）基本構想から削除するなど、同意（承認）基本構想の総点検を行うよう要請している。

当省が把握、整理したところ、関係道府県が当初の基本構想の同意（承認）を受けて以降、平成 15 年 1 月末までに同意（承認）基本構想の変更同意（承認）を受けているのは、表 1 - (1) - のとおり、25 道府県の 25 同意（承認）基本構想に係る延べ 49 件で、この変更に係る特定施設数は延べ 1,040 施設となっている。

表 1 - (1) - 基本構想の変更同意（承認）の状況（平成 15 年 1 月末現在）

年度	延べ変更件数	関係道府県数	変更に係る特定施設数
平成 3	5 件	5	147 施設
4	8	7	111
5	11	10	291
6	6	6	51
7	1	1	3
8	4	4	12
9	5	5	106
10	1	1	1
11	2	2	130
12	2	2	16
13	2	2	25
14	2	2	147
計	49	25	1,040

- (注) 1 国土交通省の資料及び当省の調査結果による。
 2 平成 2 年度以前には、同意（承認）基本構想の変更同意（承認）実績はない。
 3 「関係道府県の計」欄は実数である。
 4 変更に係る特定施設数（1,040 施設）は、平成 13 年 1 月 1 日現在の整備予定の特定施設数（8,842 施設）の 11.8 パーセントに当たる。

これらの変更内容をみると、表 1 - (1) - のとおり、特定地域又は重点整備地区の整備方針の変更に係るものが 5 件で、残る 44 件は個々の特定施設の変更に係るものとなっている。

表1 - (1) -

変更同意(承認)された25同意(承認)基本構想の変更内容(平成15年1月末現在)

(単位:件、施設、%)

道府県 (特定地域)	整備予 定特定 施設数 (a)	延べ 変更 件数	変更内容						(参考) 整備予定特定施設 数に対する変更 に係る特定施設数の 割合(b/a)
			特定地域又は重点整 備地区の整備方針の 変更の有無及び該当 件数	変更に係る特定施設数					
				追加	削除	規模の 拡張	用途 変更等	計(b)	
NA	182	4	無4	25	4	2	0	31	17.0
NZ	128	1	無1	7	1	0	0	8	6.3
MC	217	1	無1	3	1	3	1	8	3.7
NB	270	4	有1(特定地域及び重点 整備地区) 無3	96	61	25	3	185	68.5
MB	253	3	無3	6	18	8	0	32	12.6
ML	270	3	有1(重点整備地区) 無2	34	146	24	4	208	77.0
NW	292	4	無4	31	13	13	3	60	20.5
NC	92	1	無1	0	0	7	4	11	12.1
MU	206	2	無2	1	19	0	1	21	10.2
ND	259	2	無2	16	25	9	2	52	20.0
MK	227	1	無1	1	0	0	0	1	0.4
MH	177	1	無1	11	19	16	2	48	27.1
NE	319	2	無2	1	0	8	1	10	3.1
MT	258	2	無2	13	4	24	0	41	15.9
NF	198	1	無1	0	0	3	0	3	1.5
MA	162	1	無1	7	6	21	4	38	23.5
NG	183	1	有1(重点整備地区)	13	8	1	0	22	12.0
MD	91	1	無1	0	0	1	0	1	1.1
NU	141	1	無1	2	0	9	6	17	12.1
MP	247	2	無2	1	8	1	4	14	5.7
NK	374	3	無3	2	4	25	0	31	8.2
MM	212	4	有1(重点整備地区) 無3	24	132	6	4	166	78.3
NX	108	1	無1	1	1	4	0	6	5.6
NH	188	2	有1(重点整備地区) 無1	21	3	1	0	25	13.3
NY	130	1	無1	1	0	0	0	1	0.8
計	-	49	有5 無44	317	473	211	39	1,040	-

(注)1 国土交通省の資料及び当省の調査結果による。

2 整備予定特定施設数は平成13年1月1日現在。

特定地域又は重点整備地区の主要な整備方針の変更、重点整備地区数の変更などが行われているかについて精査した結果、同意（承認）基本構想の大幅な見直しが行われているとみられるのは、表1 - (1) - のとおり、3基本構想程度にとどまっており、これまで、主務省から都道府県に対して行われている同意（承認）基本構想の点検の実施の要請等の措置は、必ずしも同意（承認）基本構想の見直しにつながっていないと考えられる。

表1 - (1) -

同意（承認）基本構想の大幅な見直しが行われているとみられる例

道府県名（基本構想）	同意（承認）基本構想の見直し状況
N B	<ul style="list-style-type: none"> ・平成5年度に特定地域の整備方針を変更するとともに、全9重点整備地区のうち6地区の整備方針を変更している。 ・変更に係る特定施設数は、平成5年度に7重点整備地区156施設、9年度に1地区9施設、11年度に1地区8施設、13年度に12施設の計185施設であり、変更に係る特定施設数（延べ）の基本構想に掲げられた特定施設数（270施設）に対する割合は68.5パーセントである。
M L	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度に全8重点整備地区のうち3地区の整備方針を変更している。 ・変更に係る特定施設数は、平成3年度に2重点整備地区45施設、9年度に1地区28施設、14年度に135施設の計208施設であり、変更に係る特定施設数（延べ）の基本構想に掲げられた特定施設数（270施設）に対する割合は77.0パーセントである。
M M	<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年度に全6重点整備地区のうち2地区の整備方針、12年度に1地区の整備方針をそれぞれ変更している。 ・変更に係る特定施設数は、平成11年度に2地区122施設、12年度に1地区8施設、13年度に13施設、14年度に23施設の計166施設であり、変更に係る特定施設数（延べ）の基本構想に掲げられた特定施設数（212施設）に対する割合は78.3パーセントである。

（注） 国土交通省の資料及び当省の調査結果による。

なお、同意（承認）基本構想の変更同意（承認）を要しない特定施設の軽微な変更等には当たらず、同意（承認）基本構想の変更同意（承認）申請が必要な変更内容であると考えられるが、当省が関係道府県又は市町村から把握・聴取等した結果によると、当該申請が行われなまま特定施設の整備内容が変更されているものは、表1 - (1) - のとおりである。

表1 - (1) - 変更同意を申請せずに特定施設の整備内容等を変更している例

道府県名	特定施設の整備内容等の変更状況
NA	美術館、歴史博物館（教養文化施設）の延べ床面積を各500平方メートルから同一の建物で延べ床面積2,484平方メートルに変更して整備
NB	平成6年8月から10年3月にかけて庭球場等12施設（スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設等）をミニゴルフ場等3施設（スポーツ・レクリエーション施設）に変更して整備
NC	民間事業者が複数施設を管理するための施設（管理施設）を400平方メートルの規模で整備する計画を立てていたが、当該事業者が施設整備を中止したために当該施設の整備の必要がなくなり、県が61.7平方メートルの管理施設に変更して整備
ND	平成4年3月に2施設（教養文化施設）の整備位置を他の重点整備地区内に変更して整備
NG	平成8年頃プロジェクトの全体規模を約14ヘクタールから約59ヘクタールに拡大
	平成6年頃、観光農園（スポーツ・レクリエーション施設）を収支の見込みがないとして特定施設でない園芸センターに変更
NH	平成12年2月、研修施設（集会施設）の規模を1,500平方メートルから2,500平方メートルに変更して整備
	平成3年5月、テニスコート（スポーツ・レクリエーション施設）の規模を10面から2面に変更して整備
	平成6年6月、道路（交通施設）の延長を約1.2キロメートルから1.88キロメートルに変更して整備
NK	艇庫を海洋釣堀に変更して整備（いずれもスポーツ・レクリエーション施設）
	ホテル（宿泊施設）を展示ホール（教養文化施設）に変更して整備
	階段海岸（スポーツ・レクリエーション施設）の延長900メートルを堤防（改良）の延長197.5メートルに変更して整備
	平成11年11月、マリンショップ（販売施設、敷地面積2,200平方メートル）を温泉保養施設（休養施設、敷地面積1,400平方メートル）に変更して整備
NL	平成7年3月頃、オートキャンプ場の規模を2.1ヘクタール、60台収容可能から4.8ヘクタール、72台収容可能に変更して整備
NM	資料館（教養文化施設）の規模を7,000平方メートルから約4,000平方メートルに変更して整備
	飛行場ターミナルの規模を750平方メートルから1,065平方メートルに変更して整備
NO	町の埋立地に民間事業者がコンサートホール、ホテル、コテージ（教養文化施設、宿泊施設等）及び駐車場（交通施設）の整備を予定していたが、進出企業が見込めないこと、また、埋立地の有効活用を図ることを理由として、平成11年8月、町が特定施設でない公園を整備
NQ	県は、港内の放置艇対策として早期に簡易な係留施設としてポートパークの整備を行う必要があり、当初計画のマリーナの整備計画を削除し、平成12年12月にポートパークを整備構想に変更（いずれもスポーツ・レクリエーション施設）
	駐車場（交通施設）の需要が基本構想作成時より大幅に多いものと見込み、平成11年頃、駐車場の規模を4,260平方メートルから15,000平方メートルに変更して整備

道府県名	特定施設の整備内容等の変更状況
NR	民間事業者が計画していたテニスコート、水泳場、ゴルフ場等の整備については、民間事業者が事業を撤退したため、平成6年頃、第三セクター方式によりマウンテンバイクオフロードコース、ローラースケート場等に変更して整備（いずれもスポーツ・レクリエーション施設）

(注)1 当省の調査結果による。

2 「道府県名(特定地域)」欄の は、平成15年1月末までに基本構想の変更同意(承認)を受けた実績のない県を示す。

3 ()は、特定施設の種類を示す。

(2) 民間事業者による特定民間施設の整備及びこれに対する国等の支援措置の状況
(要旨)

リゾート法及び基本方針により、都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、総合保養地域の整備を同意(承認)基本構想に基づいて計画的に行うよう努めなければならないこととされている。

また、同意(承認)基本構想に基づいて実施される民間事業者による特定民間施設の整備に対しては、国及び地方公共団体は、リゾート法により、税制、資金及び財政面での支援措置等を講ずることとされている。

道府県の同意(承認)基本構想及び基本構想進捗状況調査の結果を基に 42 特定地域、323 重点整備地区における特定民間施設の整備状況について当省が把握、整理した結果をみると、次のとおりである。

) 42 同意(承認)基本構想に掲げられた民間事業者による整備予定の特定民間施設 7,108 施設(特定民間施設を含む整備予定のすべての特定施設の 80.4 パーセント)のうち、平成 13 年 1 月 1 日現在における供用施設数は 974 施設であり、その供用割合は 13.7 パーセントとなっており、民間事業者以外の地方公共団体等により整備される特定施設(公共)の供用割合 45.3 パーセントを下回るものとなっている。

また、特定民間施設の整備の推移をみると、新たに供用された特定民間施設は平成 5 年度までの間はおおむね増加する傾向にあった(ピークは 5 年度 142 施設)が、6 年度以降においては減少する傾向にあり、10 年度 51 施設、11 年度 30 施設、12 年度(13 年 1 月 1 日現在) 24 施設となっている。

) 重点整備地区ごとにみると、平成 13 年 1 月 1 日現在、整備予定の特定民間施設がない 1 地区を除く 322 地区のうち、供用された特定民間施設(以下「供用特定民間施設」という。)が皆無となっている地区が 115 地区(35.7 パーセント)あり、そのほかに、8 年度から 12 年度までの 5 年間においては、新たに供用された特定民間施設が皆無となっている地区が 106 地区(32.9 パーセント)ある。

当省の調査結果、国土交通省の資料等を基に民間事業者による国等の支援措置の利用状況等について把握、整理した結果をみると、次のとおりである。

) 法人税の特別償却及び特別土地保有税の非課税措置並びに新增設に係る事業所税の非課税及び事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の特例措置については、昭和 63 年度から平成 12 年度までの間に、これら特例措置全体で、延べ 33 プロジェクト(供用特定民間施設に係る全 388 プロジェクトの 8.5 パ

ーセント)に適用されており、また、平成8年度から12年度までの5年間で、10プロジェクトに適用されている。

地方税の不均一課税措置の平成8年度から12年度までの5年間の適用施設数をみると、不動産取得税及び固定資産税(市町村税)の不均一課税措置については、いずれも減少傾向にあり、固定資産税(都道府県税)の不均一課税措置については適用実績はない。

)日本政策投資銀行による総合保養地域特定民間施設整備融資(以下「特利融資」という。)及び社会資本整備促進融資(以下「NTT-C型無利子貸付」という。)については、昭和63年度から平成10年度までの間に、それぞれ、69施設(すべての供用特定民間施設(974施設)の7.1パーセント)及び36施設(同3.7パーセント)に対して融資が行われているが、平成11年度及び12年度における融資実績はない。

)地方公共団体の第三セクターへの出資に伴う起債の特例措置については、平成13年1月1日までに、26府県及び194市町村のうち6市町村(194市町村の3.1パーセント)において、地方債を充当している。

また、国等の支援措置については、以下のとおり、廃止・縮小されているものがある。

)不動産取得税及び固定資産税(都道府県税・市町村税)の不均一課税を講じる措置を条例化した地方公共団体は、リゾート法施行後、平成13年1月1日までの間において34道府県及び159市町村あったが、同日現在においては、条例の廃止又は適用期間(5年等)の経過による条例の失効により、7道県及び40市町村と減少してきており、また、地方公共団体が不均一課税措置を講じた場合の地方交付税による減収補てん措置については、15年1月までは適用があったが、その後は適用されなくなっている。

)昭和63年度に設けられた中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫による中小企業向けの地域産業振興貸付制度については、平成8年に廃止されている。

以上のとおり、総合保養地域の整備に当たって、民間事業者の能力の活用に重点を置きつつ同意(承認)基本構想に基づいて行うこととされた特定民間施設の整備は、同意(承認)基本構想で想定されたようには進まなくなっており、特定民間施設の供用割合は民間事業者以外の地方公共団体等により整備された特定施設(公共)の供用割合を下回り、特定施設の整備を特に促進すべきとされている重点整備地区において、これまで供用された特定民間施設が全くない地区が3割以上を占めている。また、税制、資金及び財政面での国等の支援措置については、利用が少なくなっており、支援措置の中には廃止・縮小が行われているものもある。

ア 民間事業者による特定民間施設の整備状況

本政策において、総合保養地域として整備すべき地域は、リゾート法及び基本方針により、確実に民間事業者によって特定民間施設が整備されることが予測され、将来にわたって国民のニーズに応える地域であること、特定施設が主として民間事業者によって整備され、相当程度集積することが確実であること等が必要とされており、都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、総合保養地域の整備を同意（承認）基本構想に基づいて計画的に行うよう努めなければならないこととされている。

道府県の同意（承認）基本構想及び基本構想進捗状況調査の結果を基に民間事業者による特定民間施設の整備状況について当省が把握、整理した結果は、次のとおりである。

平成 13 年 1 月 1 日現在、同意(承認)基本構想に掲げられた整備予定の特定施設は、表 1 - (2) - のとおり、8,842 施設であり、そのうち整備予定の特定民間施設（7,108 施設）の占める割合は 80.4 パーセントとなっている。

これに対して、これまでに供用された特定民間施設は 974 施設であり、供用割合は 13.7 パーセントであり、特定施設(公共)の場合の供用割合 45.3 パーセントを下回っている。

また、これまでに供用された特定施設のうち特定民間施設の占める割合は 55.4 パーセントとなっている。

表 1 - (2) -

整備予定の特定民間施設に対する供用された特定民間施設等の割合

(平成 13 年 1 月 1 日現在)

(単位:施設、%)

施設区分	整備予定施設(a)		供用割合(b/a)
		供用施設(b)	
特定施設(c)	8,842	1,759	19.9
特定民間施設(d)	7,108	974	13.7
特定民間施設以外の 特定施設(公共)	1,734	785	45.3
割合(d/c)	80.4	55.4	-

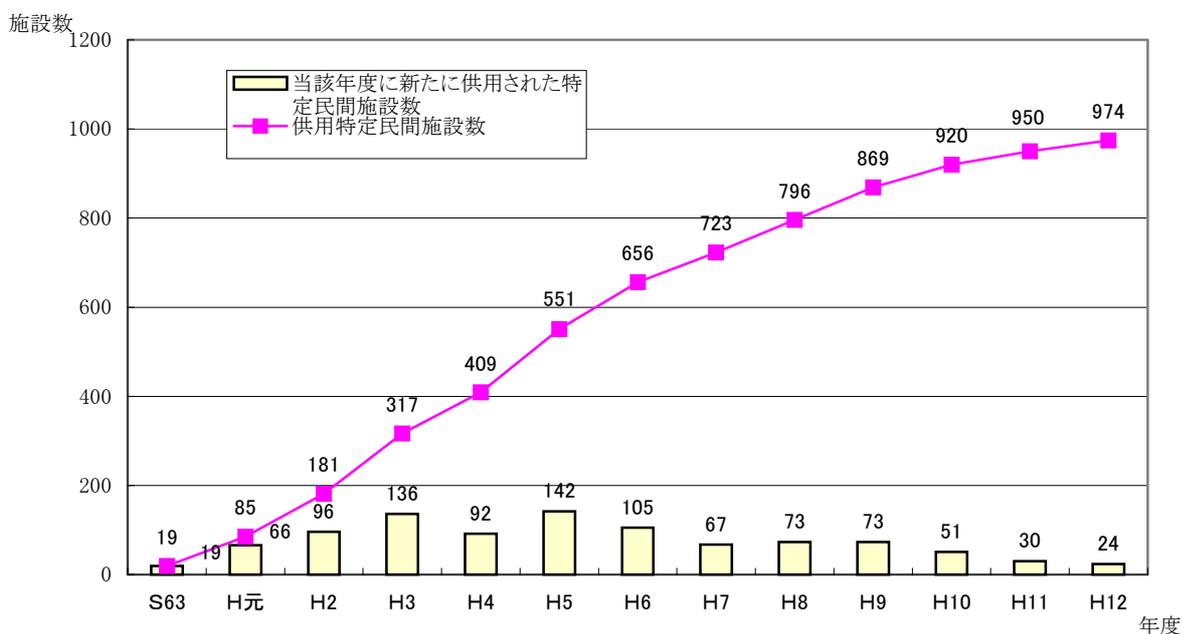
(注) 道府県の同意（承認）基本構想及び基本構想進捗状況調査の結果を基に当省が把握・整理し、作成した。

42 特定地域において新たに供用された特定民間施設数は、表 1 - (2) - のとおり、昭和 63 年度から平成 5 年度までの間は 5 年度の 142 施設をピークとしておおむね増加する傾向にあったが、6 年度以降は減少する傾向にあり、供用特定民間施設数は平成 6 年度 105 施設、7 年度 67 施設、8 年度 73 施設、9 年度 73 施設、10 年度 51 施設、11 年度 30 施設、12 年度 24 施設（注）となっている。

(注) 平成 12 年度の供用特定民間施設数は、13 年 1 月 1 日現在のものである。

表 1 - (2) -

基本構想同意（承認）後の 42 特定地域における供用された特定民間施設数の推移



(注) 道府県の同意(承認)基本構想及び基本構想進捗状況調査の結果を基に当省が把握・整理し、作成した。

このうち、第三セクターが整備にかかわった特定民間施設の供用状況についてみると、表 1 - (2) - のとおり、平成 12 年度までに 278 施設（すべての供用特定民間施設の 28.5 パーセント）となっており、また、その推移をみると、事業の立ち上がり時期である昭和 63 年度を除き平成 10 年度までは、最も多い年度で 58 施設、最も少ない年度で 8 施設が供用に至っていたが、11 年度には 5 施設、12 年度には 2 施設となっている。

表 1 - (2) - 第三セクターによる特定民間施設の供用状況

(単位：施設、%)

区分	昭和 63 年度	平成 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	合計
供用特定民間施設数(a)	19	66	96	136	92	142	105	67	73	73	51	30	24	974
うち第三セクターにより供用された施設数(b)	4	19	25	21	58	37	28	8	29	9	33	5	2	278
割合(b)/(a)	21.1	28.8	26.0	15.4	63.0	26.1	26.7	11.9	39.7	12.3	64.7	16.7	8.3	28.5

(注) 1 本表は、第三セクターが特定民間施設の整備に係る用地取得、許認可事務、計画策定、施設建設にかかわった特定民間施設の供用状況について作成した。

2 当省の調査結果による。

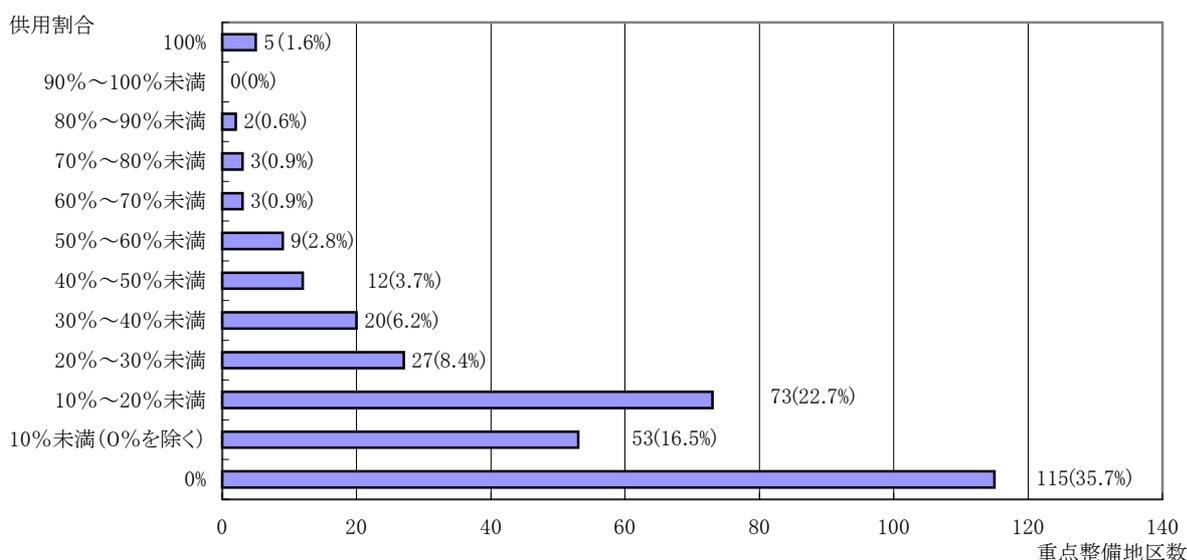
42 特定地域内の 323 重点整備地区のうち整備予定の特定民間施設がない 1 地区を除く 322 地区について、特定民間施設の供用割合別に重点整備地区数をみると、次のとおりとなっている(表 1 - (2) -)。

)整備予定の特定民間施設のすべてが供用されている重点整備地区は 5 地区であり、その割合は 1.6 パーセントとなっている。

) 50 パーセント以上が供用されている重点整備地区(すべて供用されているものを除く。)が 17 地区であり、その割合は 5.2 パーセントとなっている。

) 供用特定民間施設が 50 パーセント未満の重点整備地区(供用された特定民間施設が皆無の地区を含む。)が 300 地区であり、その割合は 93.2 パーセントとなっており、そのうち供用された特定民間施設が皆無となっている地区は 115 地区であり、その割合は 35.7 パーセントとなっている。

表 1 - (2) - 特定民間施設の供用割合別の重点整備地区数 (平成 13 年 1 月 1 日現在)

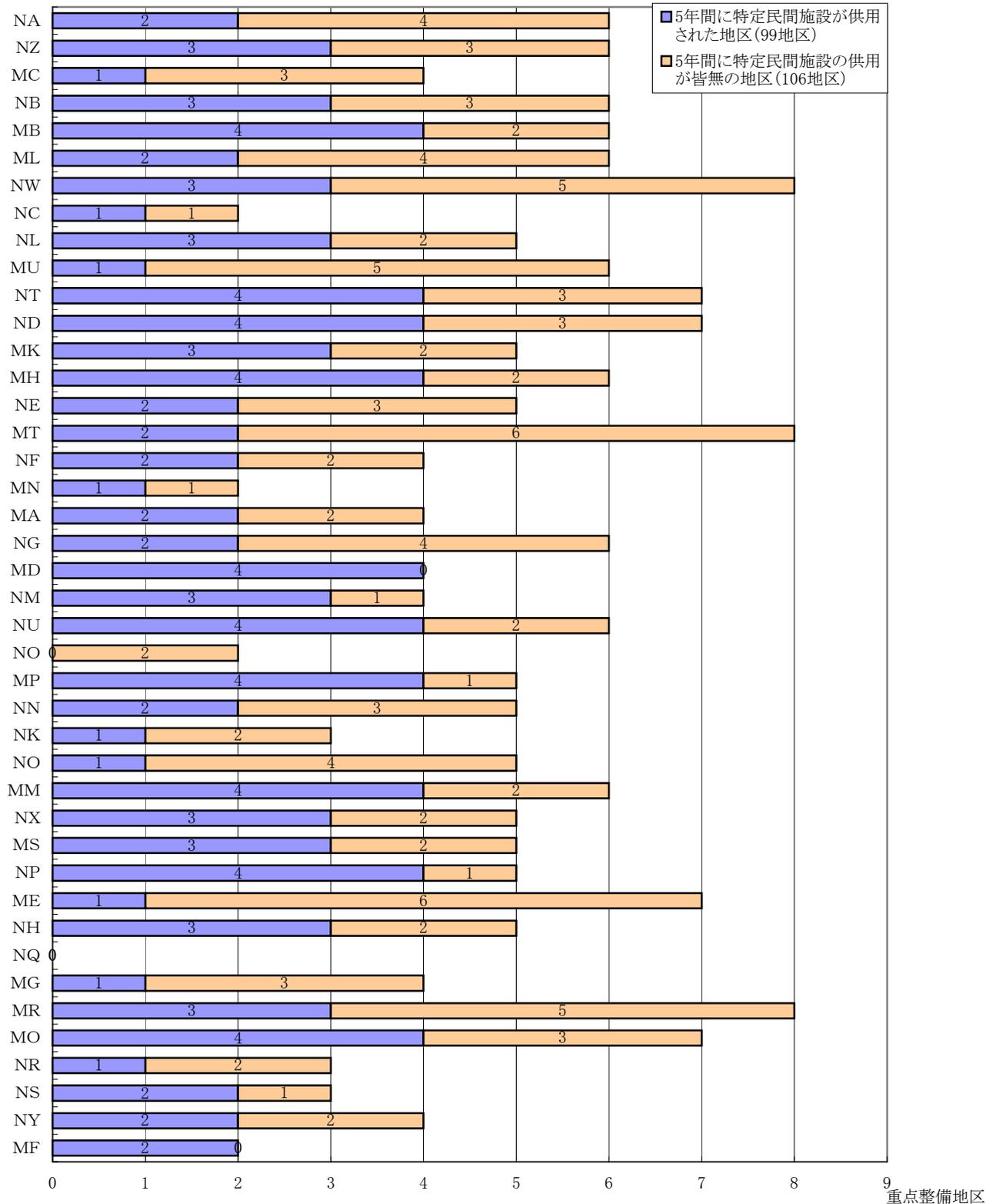


- (注) 1 道府県の同意(承認)基本構想及び進捗状況調査結果を基に当省が把握・整理し、作成した。
 2 ()内は、構成比である。
 3 表中の重点整備地区数(計322地区)のほか、整備予定の特定民間施設がない重点整備地区が1地区ある。

また、42 特定地域内の 322 重点整備地区のうち、供用された特定民間施設が皆無となっている上記の 115 地区を除く 207 地区について、平成 8 年度から 12 年度(13 年 1 月 1 日現在)までの 5 年間に供用された特定民間施設数をみると、新たに供用された特定民間施設が皆無となっている地区が 106 地区(32.9 パーセント)ある(表 1 - (2) -)

表1 - (2) - 42 特定地域の各重点整備地区における特定民間施設の
供用状況(平成13年1月1日現在)

道府県(特定地域)



(注) 1 道府県の同意(承認)基本構想及び基本構想進捗状況調査の結果を基に当省が把握・整理し、作成した。
 2 基本構想同意(承認)以降に特定民間施設の供用が皆無の115地区を含まない。
 3 本表における「5年間」は、平成8年度から12年度(ただし12年度は13年1月1日まで)を示す。

イ 国及び地方公共団体による支援措置の実施状況等

同意（承認）基本構想に基づいて実施される民間事業者による特定民間施設の整備に対しては、国及び地方公共団体は、リゾート法により税制、資金及び財政面での支援措置等を講ずることとされている。特定民間施設の整備に対する国等の支援措置の実施状況及び民間事業者による国等の支援措置の利用状況について当省が把握、整理した結果は、次のとおりである。

(ア) 税制面の支援措置

税制面における必要な助成措置として、重点整備地区において、特に重要な構成要素となる施設で、国民が多様な活動を行うために必要不可欠な特定民間施設（スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設）のうち、一定の要件を満たすものを対象に、（ ）法人税の特別償却、（ ）特別土地保有税の非課税、（ ）新增設に係る事業所税の非課税及び事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の特例措置（以下「事業所税の非課税等措置」という。）が講じられている。なお、特定民間施設が設置される地方公共団体が不動産取得税又は固定資産税の不均一課税をした場合においては、国により、その減収額を基準財政収入額となるべき額から控除することにより地方交付税による補てんを行う減収補てん措置が設けられている（税制面の適用範囲・期間等については資料7参照）。

a 法人税の特別償却、特別土地保有税の非課税及び事業所税の非課税等措置

法人税の特別償却、特別土地保有税の非課税及び事業所税の非課税等措置については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）により、リゾート法施行時、基本構想の承認を受けたもので承認のあった日から5年以内の適用期間が設定されていたが、逐次適用期間の延長により措置が継続されてきている（税制面の支援措置の改正経緯については資料8参照）。

これらについての昭和63年度から平成12年度までの間における適用実績をみると、次のとおりとなっている（表1-(2)-参照）。

法人税の特別償却措置の適用プロジェクト（注）は、16事業者の18プロジェクト（供用特定民間施設に係る全388プロジェクトの4.6パーセント）で、その減税額は約22億2,000万円となっており、また、平成8年度から12年度までの5年間における適用実績は、2プロジェクトとなっている。

（注）プロジェクトとは、一つのコンセプトに基づいて整備される複数の特定施設をいう。

特別土地保有税の非課税措置の適用プロジェクトは、10道県の12事業者の12プロジェクト（供用特定民間施設に係る全388プロジェクトの3.1パーセント）で、その減税額は約12億1,400万円となっており、また、平成8年度から12年度までの5年間における新規の適用実績は、7プロジェクトとなっている。

事業所税の非課税等措置（注）の適用プロジェクトは、3市の3事業者の3プロジェクト（供用特定民間施設に係る全388プロジェクトの0.8パーセント）で、その減税額は約3億1,500万円となっており、また、平成8年度から12年度までの5年間における新規の適用実績は、1プロジェクトとなっている（各特例措置

のプロジェクトごとの適用実績については資料9から11まで参照)。

(注) 事業所税を課税する市町村は政令指定都市等となっており、これには9市(郡山市、豊橋市、和歌山市、福山市、高知市、北九州市、福岡市、長崎市、宮崎市)が該当する。

表1 - (2) - 法人税の特別償却、特別土地保有税の非課税及び事業所税の非課税等措置の適用実績(推移)

(単位: 件、百万円)

区分		昭和63年度	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
法人税の特別償却	適用件数	0	4	2	3	2	2	3
	(新規分)	0	4	1	3	2	2	3
	減税額等	0	249	60	415	72	156	367
特別土地保有税の非課税	適用件数	1	2	2	3	3	10	11
	(新規分)	1	1	0	1	0	7	4
	減税額等	1	5	3	11	6	109	176
事業所税の非課税等	適用件数	0	1	1	1	1	1	1
	(新規分)	0	1	0	0	0	0	0
	減税額等	0	15	129	7	13	7	7
区分		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	合計
法人税の特別償却	適用件数	1	1	1	2	0	0	18
	(新規分)	1	1	0	1	0	0	—
	減税額等	197	147	128	430	0	0	2,220
特別土地保有税の非課税	適用件数	10	10	11	10	11	6	12
	(新規分)	2	1	2	1	2	1	—
	減税額等	145	137	139	127	257	98	1,214
事業所税の非課税等	適用件数	2	2	3	3	3	2	3
	(新規分)	1	0	1	0	0	0	—
	減税額等	89	4	16	16	5	4	315

- (注) 1 国土交通省(旧国土庁)の資料及び基本構想進捗状況調査の結果に基づき当省が把握・整理し、作成した。
 2 各特例措置の適用件数の合計欄はプロジェクトの実数である。
 3 特別土地保有税の非課税の適用件数については、当該年度内において取得分及び保有分につき適用を受けている場合はそれぞれ1件として計上している。また減税額については、取得分及び保有分の減税額の合計である。
 4 端数処理(四捨五入)のため、合計数字が合わない場合がある。

b 不動産取得税の不均一課税措置及び固定資産税の不均一課税措置

不動産取得税の不均一課税措置及び固定資産税(都道府県税・市町村税)の不均一課税措置の昭和63年度から平成12年度までの間における適用実績をみると、表1 - (2) - 、 のとおり、不動産取得税の不均一課税措置の適用施設数は、17県の72施設で、その減税額は約14億7,900万円、固定資産税(都道府県税)の不均一課税措置の適用施設数は、1県の4施設で、その減税額は約2,500万円、固定資産税(市町村税)の不均一課税措置の適用施設数は、44市町村の75施設で、その減税額は約27億8,400万円となっている。

また、平成8年度から12年度までの5年間の適用施設数をみると、不動産取得税及び固定資産税(市町村税)の不均一課税措置については、いずれも減少傾向にあり、平成12年度には、不動産取得税の不均一課税措置が1施設の整備に適用されたのみとなっており、固定資産税(都道府県税)の不均一課税措置は、この5年間適用実績がない。

表 1 - (2) -

地方税の不均一課税適用実績(推移)

(単位：施設、百万円)

区分		昭和63 年度	平成元 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
不動産取得税 の不均一課税	適用施設数	0	0	2	5	21	9	28
	減税額等	0	0	14	97	313	75	433
固定資産税の 不均一課税 (都道府県税)	適用施設数	0	0	0	0	4	4	4
	減税額等	0	0	0	0	11	9	6
固定資産税の 不均一課税 (市町村税)	適用施設数	0	2	7	18	25	25	45
	減税額等	0	21	91	221	262	361	568
区分		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	合計
不動産取得税 の不均一課税	適用施設数	8	3	1	1	0	1	72
	減税額等	357	17	10	7	0	155	1,479
固定資産税の 不均一課税 (都道府県税)	適用施設数	0	0	0	0	0	0	4
	減税額等	0	0	0	0	0	0	25
固定資産税の 不均一課税 (市町村税)	適用施設数	50	47	20	9	2	0	75
	減税額等	648	444	155	8	3	0	2,784

(注) 1 当省の調査結果及び基本構想進捗状況調査結果を基に当省が把握・整理した結果による。

2 適用施設数の合計欄は適用実数である。

3 端数処理(四捨五入)のため、各年度の減税額等の合計と合計欄の値が合わない場合がある。

これら不均一課税を講じる措置を条例化した道府県及び市町村数については、リポート法施行後から平成 12 年度までの間に、表 1 - (2) - のとおり、不動産取得税の不均一課税措置については、基本構想を作成し、主務大臣の同意(承認)を得た 41 道府県のうち 33 道府県(80.5 パーセント)、固定資産税(都道府県税)の不均一課税措置については、41 道府県のうち 29 道府県(70.7 パーセント)、固定資産税(市町村税)の不均一課税措置については、718 市町村(平成 13 年 1 月 1 日現在の特定地域に係る市町村数)のうち 159 市町村(22.1 パーセント)となっている。

しかし、不均一課税措置を講じている地方公共団体の数は、条例の廃止又は適用期間(5 年等)の経過による不均一課税措置の失効によりいずれも減少してきており、平成 13 年 1 月 1 日現在では、不動産取得税の不均一課税措置を講じているのは 5 道県(33 道府県の 15.2 パーセント)、固定資産税(都道府県税)の不均一課税措置を講じているのは 7 道県(29 道府県の 24.1 パーセント)、固定資産税(市町村税)の不均一課税措置を講じているのは 40 市町村(159 市町村の 25.2 パーセント)となっている。

表 1 - (2) - 地方税の不均一課税に関する条例の制定状況等

(不動産取得税の不均一課税)

条例制定の実績を有する道府県数	現行条例を有する道府県数	条例を廃止又は条例が失効している道府県数
33道府県 (100.0%)	5道府県 (15.2%)	28府県 (84.8%)
うち不均一課税を実施した道府県 17県 (51.5%)		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、構成比である。

(固定資産税の不均一課税)

固定資産税(都道府県税)			固定資産税(市町村税)		
条例制定の実績を有する道府県数	現行条例を有する道府県数	条例を廃止又は条例が失効している道府県数	条例制定の実績を有する市町村数	現行条例を有する市町村数	条例を廃止又は条例が失効している市町村数
29道府県 (100.0%)	7道府県 (24.1%)	22府県 (75.9%)	159市町村 (100.0%)	40市町村 (25.2%)	119市町村 (74.8%)
うち不均一課税を実施した道府県 1県 (3.4%)			うち不均一課税を実施した市町村 44市町村 (27.7%)		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 道府県が課する固定資産税は、大規模償却資産に対して、市町村が課することができる課税標準となるべき金額を超える部分の金額を課税標準として課するものである。

3 () 内は、構成比である。

また、地方公共団体が不動産取得税及び固定資産税の不均一課税を実施した場合の地方交付税による減収補てん措置については、その対象となる同意(承認)基本構想が平成 10 年度末までに公表され、15 年度末までに実施された不均一課税に対して講じるものとされており、11 年度以降公表される同意(承認)基本構想については、減収補てん措置は講じないこととされている。現状においては、平成 10 年 1 月に承認された北海道ニセコ・羊蹄・洞爺周辺リゾート地域整備構想が対象となり得るのみとなっており、これにより、減収補てん措置については、15 年 1 月までは適用があったが、その後は適用されなくなっている。

不均一課税措置を講じた場合の地方交付税による減収補てん措置の実績額については、表 1 - (2) - のとおり、平成 13 年度までに、道府県に対し約 10 億 600 万円、市町村に対し約 18 億 1,000 万円となっている。

表 1 - (2) -

リゾート法に基づく減収補てん額の推移

(単位百万円)

区分	昭和 63年度	平成 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	合計
道庁県分	—	—	—	11	48	209	30	329	227	8	20	—	—	124	1,006
市町村分	—	—	28	65	210	141	322	565	353	106	20	0	—	—	1,810

(注) 当省の資料に基づき作成した。

(イ) 資金面の支援措置

資金面の支援措置としては、リゾート法施行時、日本政策投資銀行（平成 11 年 10 月 1 日に旧日本開発銀行及び旧北海道東北開発公庫の権利及び義務を承継して設立。）による特利融資及び N T T - C 型無利子貸付が制度化された。また、このほか、昭和 63 年度からは、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫による中小企業向けの地域産業振興貸付制度が設けられた。

このうち、N T T - C 型無利子貸付については、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和 62 年法律第 86 号）第 3 条第 1 項及び日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和 62 年政令第 291 号）第 1 条の 2 第 3 号に基づき、同意（承認）基本構想に基づいて第三セクターにより行われる事業を対象としている。

a 日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫による融資等

日本政策投資銀行による特利融資及び N T T - C 型無利子貸付の昭和 63 年度から平成 10 年度までの間における融資等の実績をみると、表 1 - (2) - のとおり、それぞれ、69 施設の整備に対する約 723 億 9,000 万円、36 施設の整備に対する約 461 億 8,000 万円となっているが、平成 11 年度及び 12 年度における融資等の実績はない（注）（特利融資及び N T T - C 型無利子貸付の融資等実績の詳細については資料 12、13 参照）。

（注）沖縄振興開発金融公庫による特利融資及び N T T - C 型無利子貸付の実績はない。

表 1 - (2) - 特利融資及びNTT-C型無利子貸付の融資等実績の推移

(単位：件、百万円、施設、%)

区分		昭和 63年 度	平成 元 年 度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
総合保養 地域特定 民間施設 整備融資 (特利融 資)	融資件数	3	7	10	10	7	12	9	4	2	4	2	0	0	41
	うち第三セクター融資 件数	3	7	9	8	4	7	3	3	2	3	2	0	0	30
	第三セクター以外の 民間事業者融資件数	0	0	1	2	3	5	6	1	0	1	0	0	0	10
	融資額	1,780	4,650	7,400	6,240	6,630	21,975	15,890	2,415	1,150	2,550	1,710	0	0	72,390
	当該融資を受けたプロ ジェクトにおける特定民間 施設供用数(a)	1	3	7	14	2	7	10	11	3	8	3	0	0	69
	供用施設全体に対す る割合(a/c)	5.3	4.5	7.3	10.3	2.2	4.9	9.5	16.4	4.1	11.0	5.9	0.0	0.0	7.1
NTT-C 型 無利子 貸付	貸付件数	3	7	8	9	4	5	2	0	1	0	2	0	0	24
	貸付額	3,170	3,810	8,500	6,330	4,290	16,970	2,020	0	600	0	490	0	0	46,180
	当該貸付を受けたプロ ジェクトにおける特定民間 施設供用数(b)	1	3	5	9	0	2	7	0	1	7	1	0	0	36
	供用施設全体に対す る割合(b/c)	5.3	4.5	5.2	6.6	0.0	1.4	6.7	0.0	1.4	9.6	2.0	0.0	0.0	3.7
特定民間施設供用数(c)		19	66	96	136	92	142	105	67	73	73	51	30	24	974

(注) 1 当省の調査結果及び国土交通省の資料を基に当省が把握・整理した結果による。

2 NTT-C型無利子貸付及び特利融資の各実績は、平成10年度までは日本開発銀行及び北関東東北開発公庫によるものであり、平成11年度以降については日本政策投資銀行によるものである。

3 特定民間施設供用数については、既供用特定民間施設を除く。なお、特利融資を受けた既供用特定民間施設は5施設、NTT-C型無利子貸付は3施設となっている。また、特利融資については特定民間施設供用数が不明である1事業分を除く。

4 平成12年度までの間で融資等を受けているが、利用者数が見込めないとして工事が中断、又は開発スケジュールの変更により工事が未着手となっており、特定民間施設供用数に含まれない施設が、特利融資については7施設、NTT-C型無利子貸付については3施設ある。

5 融資件数及び貸付件数の合計欄は実数である。

b 中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫による貸付

中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫による地域産業振興貸付制度は、中小企業金融公庫によるものが、資本金3億円以下の事業者を対象に融資限度額6億円まで、国民生活金融公庫によるものが、従業員30人以下の事業者を対象に融資限度額6千万円までとして、昭和63年度に設けられた中小企業向けの貸付制度であったが、平成8年(5月まで)に廃止されている。

なお、貸付が実施された昭和63年4月から平成8年5月までの間における貸付実績をみると、表1-(2)-のとおり、中小企業金融公庫の制度については、貸付件数11件、貸付額約20億2,000万円、国民生活金融公庫の制度については、貸付件数1件、貸付額約1,000万円となっている。

表 1 - (2) - 中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫による地域産業振興貸付実績
(単位：件、百万円)

区分		昭和 63年度	平成 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計
中小企業金融公庫 (地域産業振興貸付制 度)	貸付件数	0	4	4	1	0	0	1	1	0	11
	貸付額	0	604	496	270	0	0	600	50	0	2,020
国民生活金融公庫 (地域産業振興貸付制 度)	貸付件数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	貸付額	0	0	0	10	0	0	0	0	0	10

(注) 1 当省の調査結果による。
2 両公庫による貸付は、昭和63年4月から平成8年5月まで実施されている。

(ウ) 財政面の支援措置

本政策における財政面の支援措置としては、リゾート法第 13 条に基づき、地方公共団体が総合保養地域の整備を促進するため必要があると認めるときは、民間事業者に対して出資、補助その他の助成を行うことができることが明示的に規定されており、また、当該助成が特定民間施設の設置又は当該施設の用に供する土地の取得若しくは造成に係るものであるときは、地方債をもって財源とする（以下「地方債の特例措置」という。）ことができるとされている。

なお、本措置は、地方公共団体が民間事業者に対して出資、補助等の助成を行った場合に、当該助成に要する経費を地方債の対象経費として特例的に取り扱うもので、昭和 62 年 5 月のリゾート法案の国会審議において、当時の国土庁長官から、従来になかった新たな措置として、他の支援措置と合わせて、相当の効果を生むと期待している旨の答弁が行われているものである。

a 出資の状況

地方公共団体による特定施設の整備、管理・運営に関わる第三セクターに対する出資については、基本構想進捗状況調査を基に当省が道府県及び関係市町村に対して聴取等を行うことにより把握した結果によると、表 1 - (2) - のとおり、リゾート法施行前に設立されていたものを含め、平成 13 年 1 月 1 日までに、26 府県及び 194 市町村により 214 法人に対して行われており、これらの第三セクターに対する出資額は、26 府県及び 194 市町村の合計で約 230 億 8,000 万円（出資額が不明な 4 法人分を除く。）となっている。

表 1 - (2) -

地方公共団体における出資の状況

(単位：法人、百万円)

第三セクター数	府県出資額		市町村出資額		出資比率 25%以上の 第三セ クター数	法施行後に設立された第三セクター					
	第三セ クター数 (出資府県 数)	第三セ クター数 (出資市 町村数)	設立数	府県出資額		市町村出資額	出資比率 25%以上 の第三セ クター数				
214 (出資の状 況把握去 人数210)	7,852	42 (26)	15,228	205 (194)	136	167	7,322	35 (24)	12,212	162 (166)	109

(注) 1 当省の調査結果及び基本構想進捗状況調査結果を基に当省が把握・整理した結果による。

2 本表は、当省が把握した214法人のうち、府県及び市町村の出資の状況が判明しない4法人を除く210法人に係る府県及び市町村の出資の状況について作成したものである。

その設立時期をみると、表 1 - (2) - のとおり、214 法人のうち 167 法人（78.0 パーセント）が平成 3 年度までの間に設立され、その後、第三セクターの設立数は減少傾向にあり、平成 8 年度から 12 年度までの 5 年間では、8 年度 6 法人、9 年度 7 法人、10 年度 5 法人、11 年度 2 法人、12 年度 1 法人となっている。

表 1 - (2) -

第三セクターの設立数の推移

(単位：法人)

年度	S39 以前	40～49	50～59	60	61	62	63	H1	2	3
第三セクター設立数	7	17	14	2	5	24	31	27	24	16
年度	H4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
第三セクター設立数	7	5	6	8	6	7	5	2	1	214

(注) 当省の調査結果及び基本構想進捗状況調査結果を基に当省が把握・整理した結果による。

b 地方債の特例措置

特定施設の整備、管理・運営に関わる第三セクターへの出資に伴う起債の特例措置については、表 1 - (2) - のとおり、平成 13 年 1 月 1 日までに、6 市町村において、第三セクターへの出資に要する経費について地方債を充当しており、その起債許可額は約 4 億 4,600 万円となっている。

表 1 - (2) -

起債特例を実施している市町村の状況

地方公共団体名	起債許可額 (百万円)	出資・補助等区 分	助成対象団体	施設内容
a y 1 市 (A Y)	9 0 . 1 9 0 . 0	出資	a Y 3 社	水産物販売施設
a x 1 町 (A X)	2 2 . 5	出資	a X 1 社	スキーセンター
a y 1 市 (A Y)	2 2 . 5 6 7 . 5	出資	a Y 1 社	マリーナ
a x 2 村 (A X)	4 5 . 0	出資	a X 2 社	テーマパーク
a w 1 市 (A W)	9 0 . 0	出資	a W 1 社	ショッピングモール
b k 1 市 (B K)	1 8 . 0	出資	b K 1 社	スキー場
計	4 4 5 . 6			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 起債許可額欄 付き数字は許可年度を示す。

(I) その他の支援措置

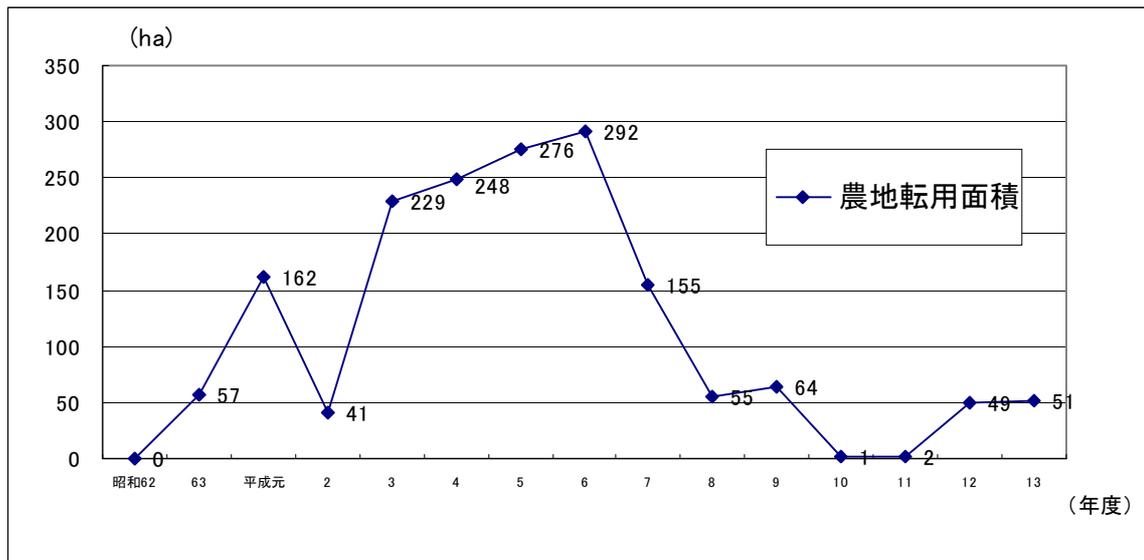
以上の支援措置のほかに、同意（承認）基本構想に定める特定民間施設等の設置の促進を図るため、リゾート法では第 14 条に農地法等による処分についての配慮、第 15 条第 1 項に国有林野の活用等についての配慮などを規定しており、特定民間施設等の整備に必要な用地の確保のための支援措置が設けられている。

a 農地法等による処分についての配慮

リゾート法第 14 条では、国の行政機関の長又は都道府県知事は、重点整備地区内の土地を同意（承認）基本構想に定める特定民間施設の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該重点整備地区における当該施設の設置の促進が図られるよう適切な配慮をすることとされている。

重点整備地区の特定民間施設の用に供するための農地転用許可について、許可面積の推移をみると、表 1 - (2) - のとおり、平成 3 年度から 6 年度までは 200 ヘクタール以上であったが、その後は大幅に減少している。

表 1 - (2) - 特定施設に係る農地転用許可面積の推移



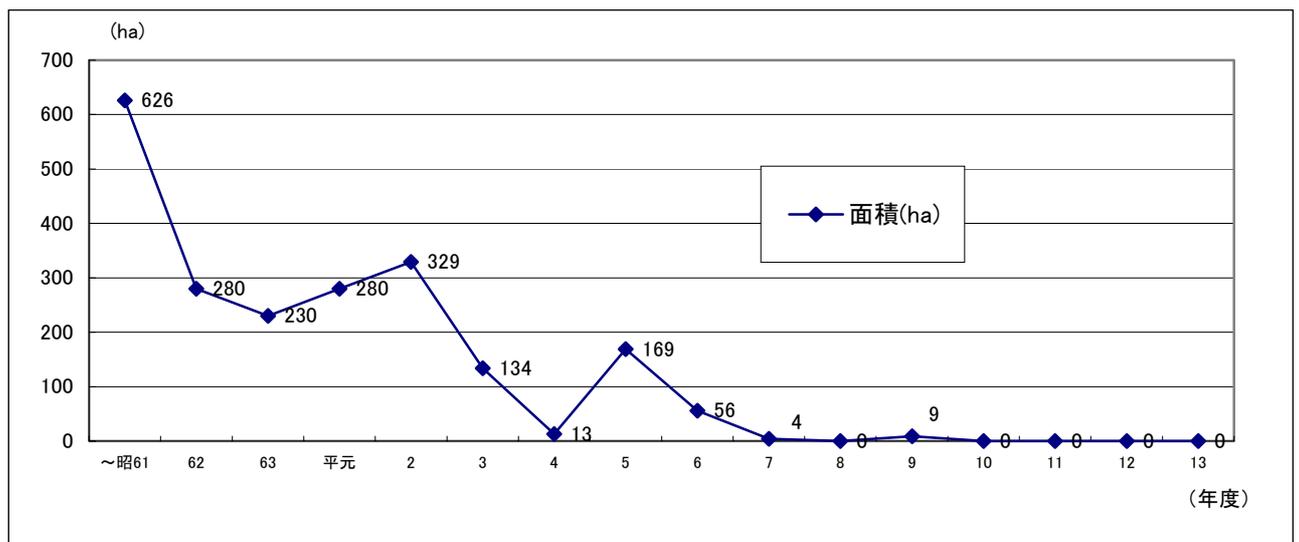
(注) 1 農林水産省の資料を基に当省が作成した。
2 許可不要施設(公共施設)は除外している。

b 国有林野の活用についての配慮

リゾート法第 15 条第 1 項では、国は、同意(承認)基本構想の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとしてとされている。

当該国有林野の活用については、平成 14 年 3 月末現在 2,130 ヘクタールが貸付使用されており、その内訳を発生年度別にみると、表 1 - (2) - のとおり、昭和 63 年度から平成 2 年度までは 200 ヘクタール以上に上る年もあるが、その後は減少しており、10 年度以降、新規の貸付実績はない。

表 1 - (2) - 特定施設に係る国有林野貸付使用の状況(発生年度別貸付使用の状況)



(注) 1 農林水産省の資料を基に当省が作成した。
2 同意(承認)基本構想中、国有林野を活用する旨記載のある施設について、貸付・使用の現況を調べたもの(同意(承認)以前からの貸付使用物件を含む)である。
3 「発生年度別貸付使用の状況」では、当該年度に初めて貸付使用が発生した物件の現況面積を示しており、中途の異動値は見込んでいない。

以上のとおり、総合保養地域の整備に当たって、民間事業者の能力の活用に重点を置きつつ同意（承認）基本構想に基づいて行うこととされた特定民間施設の整備は、同意（承認）基本構想で想定されたようには進まなくなっており、特定民間施設の供用割合は民間事業者以外の地方公共団体等により整備された特定施設（公共）の供用割合を下回り、特定施設の整備を特に促進すべきとされている重点整備地区において、これまで供用された特定民間施設が全くない地区が3割以上を占めている。また、税制、資金及び財政面での国等の支援措置については、利用が少なくなっており、支援措置の中には廃止・縮小が行われているものもある。

(3) 特定施設の利用状況等

(要旨)

総合保養地域の整備に関し、特定施設の運営に当たっては、基本方針により、安定的かつ健全な経営が行われるよう、利用者の確保及び増大に努めること、総合保養地域の整備が地域の振興・活性化に結び付くよう、地域住民の雇用に努めること等とされている。

特定施設の整備の進捗よくに応じて、その運営による利用状況等の効果がどのように発現しているかについて、供用特定施設数の推移と年間延べ利用者数、売上高及び雇用者数の推移を基に把握・分析するとともに、道府県の基礎調査における年間延べ利用者数や雇用者数の当初見込みに対してどの程度の実績となっているかを把握・分析した結果は、以下のとおりである。

道府県の各同意（承認）基本構想及び基本構想進捗状況調査結果を基に当省が把握、整理した結果によると、平成6年度以降に基本構想が承認された1特定地域を除く41特定地域における6年度以降の既供用特定施設を含めた供用特定施設数は、6年度の2,530施設から13年度（14年1月1日現在）の3,161施設へと24.9パーセント増加している。

これに対し、平成15年1月に公表された「総合保養地域に関する懇談会報告書」（注）により、41特定地域における供用特定施設の年間延べ利用者数、売上高及び雇用者数の推移をみると、次のとおりとなっている。

）年間延べ利用者数は、平成6年度の1億5,848万人から11年度の1億6,950万人へと7.0パーセント増加しているが、その後は減少してきており、13年度は1億6,115万人と、6年度に比べると1.7パーセントの増加となっているものの、11年度に比べると5.3ポイント減少している。

）年間売上高は、平成6年度の4,852億円から8年度の5,407億円へと11.4パーセント増加したが、その後減少する傾向にあり、13年度には4,304億円と、6年度に比べると11.3パーセント、8年度に比べると22.7ポイント減少している。

）雇用者数は、平成7年4月時点の49,949人から11年4月時点の54,437人へと9.0パーセント増加しているが、その後は減少し、14年4月時点では47,332人と、7年4月時点に比べると5.2パーセント、11年4月時点に比べると14.2ポイント減少している。

（注）主務省が連携して平成13年9月に設置した総合保養地域に関する懇談会により取りまとめられ公表された報告書をいう。以下同じ。

以上のとおり、平成12年度以降においては、供用特定施設数が増加しても、供用特定施設全体の利用者数、売上高及び雇用者数はいずれも減少する傾向にある。

平成13年1月1日現在において基本構想承認後10年以上経過している27基本構想のうち、基礎調査による、特定民間施設に係る基本構想承認後10年経過した際の年間延べ利用者数見込み及び雇用者数見込み（以下、これらを「当初見込み」という。）が把握できた20道府県の同意（承認）基本構想について、これらの特定民間施設（基本構想承認時点で既に供用されていた特定民間施設を除

く。)における当初見込みと実績を比較すると、次のとおりである。

)年間延べ利用者数は、当初見込みに対する平成 12 年度の実績の割合が、最も高い地域で 99.3 パーセント、最も低い地域で 0.3 パーセントとなっており、20 構想全体で見ると、12 年度の実績は 3,746 万人であり、当初見込み 1 億 6,897 万人の 22.2 パーセントとなっている。

)雇用者数は、当初見込みに対する平成 13 年 4 月現在の実績の割合が、最も高い地域で 55.0 パーセント、最も低い地域で 1.0 パーセントとなっており、20 構想全体で見ると、13 年 4 月現在の実績は約 16,900 人であり、当初見込み約 94,400 人の 17.9 パーセントとなっている。

以上のとおり、供用特定民間施設の年間延べ利用者数及び雇用者数については、特定地域によっては基本構想作成時の基礎調査による当初見込みにほぼ近い実績となっているものもあるが、大半の特定地域においては当初見込みを大きく下回るものとなっている。

また、供用特定施設の安定的な経営が行われているかどうかについて、当省が関係道府県、市町村等から聴取することにより把握した結果、各特定地域における供用特定施設の中には、事業主体の経営悪化等を受けて、供用後閉鎖・休止により利用できなくなっている特定施設が昭和 63 年度から平成 12 年度(13 年 1 月 1 日現在)までに 131 施設あり、10 年度以降増加する傾向にある。

ア 供用特定施設の利用状況

総合保養地域の整備に関し、特定施設の運営に当たっては、基本方針において、安定的かつ健全な経営が行われるよう、利用者の確保及び増大に努めること、また、総合保養地域の整備が地域の振興・活性化に結び付くよう、地域住民の雇用に努めること等とされている。

特定施設の整備の進ちょくに応じて、その運営による利用状況等の効果がどのように発現しているかについて、供用特定施設数の推移と年間延べ利用者数、売上高及び雇用者数の推移を基に把握・分析するとともに、道府県の基礎調査の年間延べ利用者数や雇用者数の当初見込みに対してどの程度の実績となっているかを把握・分析した結果は、以下のとおりである。

(ア) 供用特定施設全体の利用者数、売上高、雇用者数

道府県の各同意（承認）基本構想及び基本構想進捗状況調査結果を基に当省が把握、整理した結果により、平成6年度以降に基本構想が承認された1特定地域を除く41特定地域における6年度以降の既供用特定施設を含めた供用特定施設数の推移をみると、表1-(3)- のとおり、6年度の2,530施設から13年度（14年1月1日現在）の3,161施設へと24.9パーセント増加している。

表1-(3)- 供用特定施設数の推移

（単位：施設、％）

区分	平成6年度	7	8	9	10	11	12	13
供用特定施設数	2,530	2,662	2,792	2,897	2,993	3,050	3,086	3,161
増減の状況	100.0	105.2	110.4	114.5	118.3	120.6	122.0	124.9

- (注) 1 道府県の各同意(承認)基本構想及び基本構想進捗状況調査の結果を基に当省が把握・整理し、作成した。
 2 供用特定施設数は、同意(承認)後新たに供用された特定施設と既供用特定施設を合計した数値である。
 3 施設数については、平成6年度から11年度までは各年度3月末現在、12年度及び13年度はそれぞれ1月1日現在の供用数である。
 4 増減の状況は平成6年度の供用特定施設数を100とした場合の指数である。

これに対し、平成15年1月に公表された「総合保養地域に関する懇談会報告」により、41特定地域における供用特定施設の年間延べ利用者数、売上高及び雇用者数の推移をみると、表1-(3)- のとおりである。

年間延べ利用者数は、平成6年度の1億5,848万人から11年度の1億6,950万人へと7.0パーセント増加しているが、その後は減少してきており、13年度は1億6,115万人と、6年度に比べると1.7パーセントの増加となっているものの、11年度に比べると5.3ポイント減少している。

年間売上高は、平成6年度の4,852億円から8年度の5,407億円へと11.4パーセント増加したが、その後減少する傾向にあり、13年度には4,304億円と、6年度に比べると11.3パーセント、8年度に比べると22.7ポイント減少している。

雇用者数は、平成7年4月時点の49,949人から11年4月時点の54,437人へと9.0パーセント増加しているが、その後は減少し、14年4月時点では47,332人と、7年

4月時点に比べると5.2パーセント、11年4月時点に比べると14.2ポイント減少している。

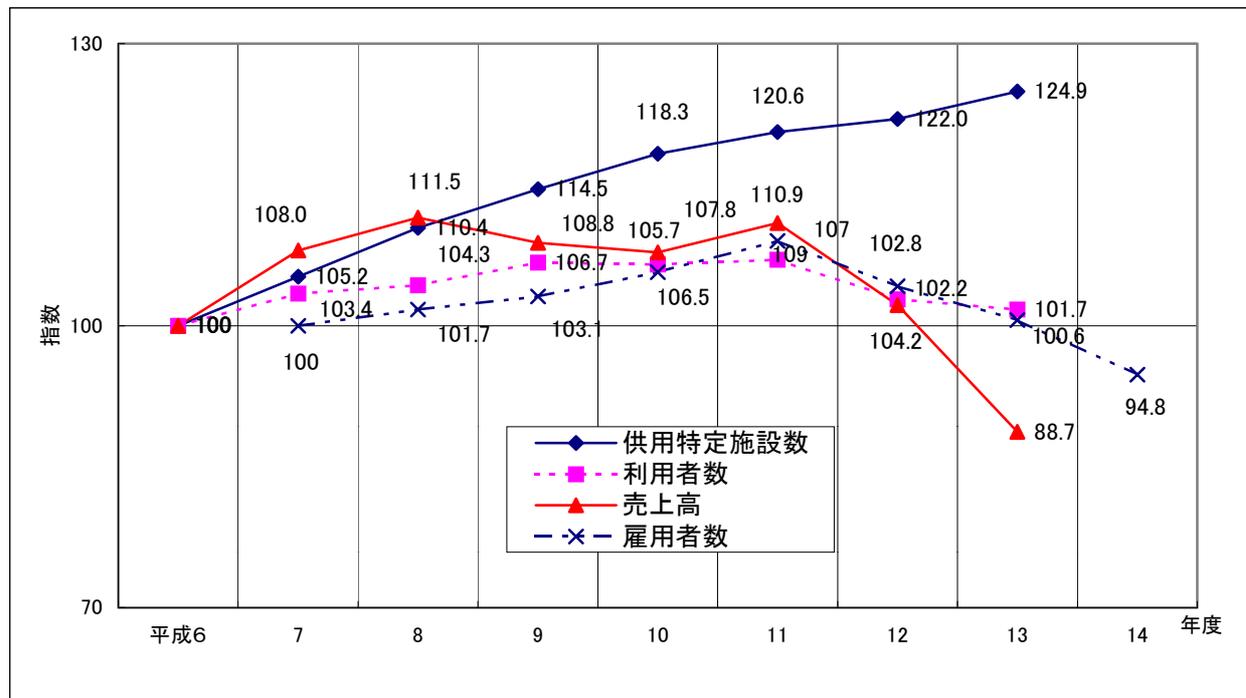
以上のとおり、平成12年度以降においては、供用特定施設数が増加しても、供用特定施設全体の年間延べ利用者数、売上高及び雇用者数はいずれも減少する傾向にある。

表1-(3)- 供用特定施設における年間利用者数等の推移

区分	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14
年間延べ利用者数(万人)	15,848	16,383	16,529	16,905	16,877	16,950	16,290	16,115	—
増減の状況	100.0	103.4	104.3	106.7	106.5	107.0	102.8	101.7	—
売上高(億円)	4,852	5,240	5,407	5,278	5,229	5,382	4,958	4,304	—
増減の状況	100.0	108.0	111.5	108.8	107.8	110.9	102.2	88.7	—
雇用者数(人)	—	49,949	50,805	51,477	52,791	54,437	52,045	50,246	47,332
増減の状況	—	100.0	101.7	103.1	105.7	109.0	104.2	100.6	94.8

(注)1 「総合保養地域に関する懇談会報告書」に基づき当省が作成した。
 2 利用者数及び売上高は各年度、雇用者数は各年4月時点における実績値である。
 3 増減の状況は、延べ利用者数及び売上高は6年度を、雇用者数は7年を100とした場合の指数である。

表1-(3)- 供用特定施設数の推移とその年間延べ利用者数、売上高、雇用者数の推移の比較



注) 1 道府県の各同意(承認)基本構想、基本構想進捗状況調査の結果及び「総合保養地域に関する懇談会報告書」を基に当省が把握・整理し、作成した。
 2 供用特定施設数、利用者数、売上高は平成6年度、雇用者数は平成7年4月時点の数を100とした場合の指数である。

(1) 供用特定民間施設の利用者数、雇用者数

平成 13 年 1 月 1 日現在において基本構想承認後 10 年以上経過している 27 同意(承認)基本構想のうち、基礎調査による特定民間施設に係る年間延べ利用者数見込み及び雇用者数見込みが把握できた 20 道府県の同意(承認)基本構想について、これらの特定民間施設における当初見込みと実績を比較すると(注)表 1 - (3) - のとおりである。

年間延べ利用者数は、当初見込みに対する平成 12 年度の実績の割合が、最も高い地域で 99.3 パーセント、最も低い地域で 0.3 パーセントとなっており、20 同意(承認)基本構想全体で見ると、平成 12 年度の実績は 3,746 万人であり、当初見込んだ 1 億 6,897 万人の 22.2 パーセントとなっている。

なお、当初見込みに対する実績の割合が 80 パーセントを超える地域は 2 地域のみで、その他の地域は 50 パーセント未満であり、10 パーセント未満の地域も 9 地域ある。

雇用者数は、当初見込みに対する平成 13 年 4 月現在の実績の割合が、最も高い地域で 55.0 パーセント、最も低い地域で 1.0 パーセントとなっており、20 同意(承認)基本構想全体で見ると、平成 13 年 4 月現在の実績は約 16,900 人であり、当初見込み約 94,400 人の 17.9 パーセントとなっている。

なお、当初見込みに対する実績の割合が 50 パーセントを超える地域は 1 地域のみで、40 パーセント台の地域も 2 地域だけであり、10 パーセント未満の地域も 8 地域ある。

(注) 総合保養地域の整備に関する基礎調査での特定民間施設の年間延べ利用者数等の見込みには、基本構想承認時点で既に供用されていた特定民間施設に係るものは含まれない。また、売上高の見込みは把握されていない。

以上のとおり、供用特定民間施設の年間延べ利用者数及び雇用者数については、特定地域によっては基本構想作成時の基礎調査による当初見込みにほぼ近い実績となっているものもあるが、大半の特定地域においては当初見込みを大きく下回るものとなっている。

表1 - (3) - 特定民間施設における利用者数及び雇用者数の特定地域別の当初見込みとの比較

道府県名	構想経過年数	見込み(a)		実績(b)		達成率(b/a)		(参考)
		利用者数 (万人)	雇用者数 (百人)	利用者数 (万人)	雇用者数 (百人)	利用者数 (%)	雇用者数 (%)	供用割合 (%)
M C	12年	559.0	30.1	167.0	16.6	29.9	55.0	22.1
N W	12年	1,463.0	80.1	112.8	7.8	7.7	9.8	11.6
N B	12年	613.0	31.6	61.7	3.9	10.1	12.3	13.1
N Z	12年	459.0	70.0	455.7	20.9	99.3	29.9	31.8
M K	11年	1,330.0	80.8	88.3	3.9	6.6	4.8	7.0
M U	11年	758.0	29.0	183.5	2.8	24.2	9.6	10.9
N C	11年	700.0	21.0	195.2	6.7	27.9	32.0	27.9
N T	11年	1,718.0	144.0	223.1	4.5	13.0	3.1	9.2
N F	11年	420.6	18.2	367.6	6.8	87.4	37.5	9.9
M H	11年	589.0	35.0	8.4	1.4	1.4	3.9	9.4
N D	11年	1,572.0	98.0	672.1	40.2	42.8	41.0	53.5
M T	11年	883.0	30.6	208.4	14.4	23.6	46.9	20.8
N U	10年	771.0	18.1	64.5	4.5	8.4	25.1	22.6
M A	10年	414.0	27.0	15.2	3.3	3.7	12.3	9.5
N G	10年	1,495.0	46.0	446.0	12.6	29.8	27.3	12.7
M D	10年	385.3	22.9	152.7	5.2	39.6	22.9	28.3
M N	10年	571.0	49.0	20.0	1.7	3.5	3.5	3.3
N K	10年	1,301.0	55.2	297.9	9.6	22.9	17.4	8.7
M Q	10年	755.0	36.3	5.7	1.7	0.8	4.7	1.1
N M	10年	140.0	21.0	0.4	0.2	0.3	1.0	6.9
承認後10年以上 (20構想)		16,896.9	943.9	3,746.2	168.7	22.2	17.9	14.5

- (注) 1 平成13年1月1日現在で承認後10年以上が経過している27同意(承認)基本構想のうち、基礎調査が保存されている20道府県の20同意(承認)基本構想について把握した。
- 2 本表は、基礎調査により基本構想承認後10年経過した際の年間利用者数見込み及び雇用者数見込みを、特定民間施設の供用状況等調査により平成12年度における年間利用者数及び平成13年4月現在の雇用者数を把握し、その割合(達成率)を算出したものであり、利用者数はいずれも延べ数である。
- 3 供用割合は、道府県の同意(承認)基本構想及び基本構想進捗状況調査の結果を基に平成13年1月1日現在の状況を把握した。

イ 供用特定施設の経営の状況

供用特定施設の安定的な経営が行われているかどうかについて、当省が関係道府県、市町村等から聴取することにより把握したところ、表1-(3)- のとおり、供用後、閉鎖・休止(注)により利用できなくなっている特定施設が131施設みられる。

これら閉鎖・休止施設について、特定民間施設・特定施設(公共)別にみると、特定民間施設が102施設(77.9パーセント)、特定施設(公共)が29施設(22.1パーセント)となっており、特定民間施設が大半を占めている。

(注) 同意(承認)基本構想に基づき供用された特定施設のうち、その後、利用できなくなった施設について、閉鎖されたものか、あるいは休止しているかは実際には明確に区分できないために、「閉鎖・休止」と一括して表示する。

表1-(3)- 供用後、閉鎖・休止により利用できなくなっている特定施設
(単位：施設、%)

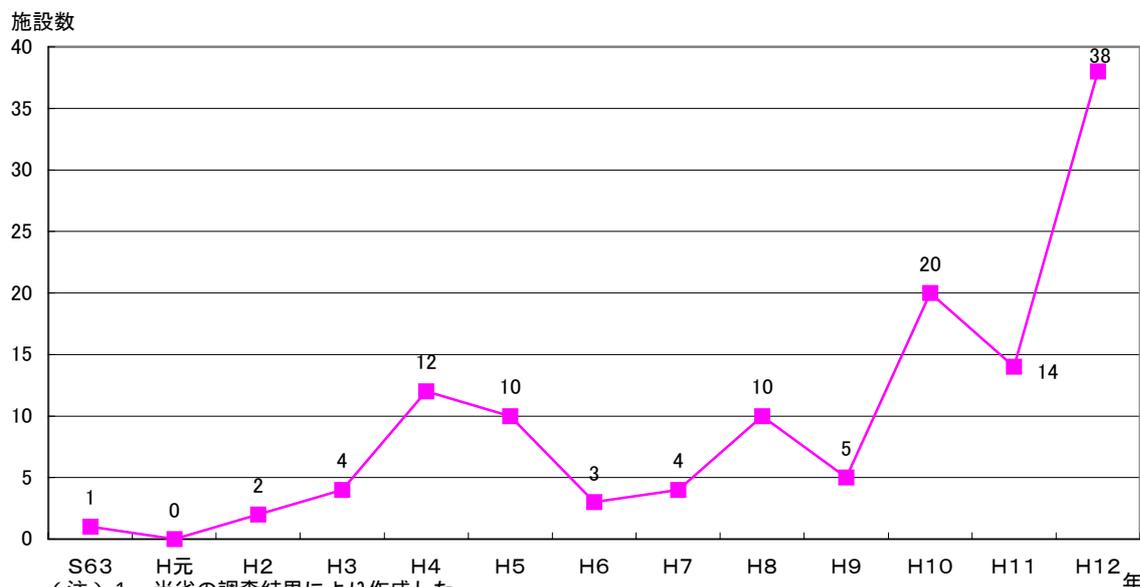
区 分	既供用特定施設	基本構想同意(承認)後の供用特定施設	計(割合)
特定民間施設	57 (43.5)	45 (34.4)	102 (77.9)
特定施設(公共)	24 (18.3)	5 (3.8)	29 (22.1)
計	81 (61.8)	50 (38.2)	131 (100)

(注) 1 当省の調査結果により作成した。

2 ()は、全体を100とした場合の割合を示すものである。

これら特定施設のうち閉鎖・休止により利用できなくなった時期が把握できる124施設について閉鎖・休止の経年推移をみると、表1-(3)- のとおり、閉鎖・休止により利用できなくなった施設数は、平成10年以降増加している。

表1-(3)- 供用後、閉鎖・休止により利用できなくなった特定施設数の推移



(注) 1 当省の調査結果により作成した。

2 表中の施設数のほかに、基本構想が同意(承認)される平成元年3月以前の昭和60年から閉鎖・休止等により利用できなくなっている施設が1施設ある。

また、閉鎖・休止により利用できなくなった理由については、表 1 - (3) - のとおり、閉鎖・休止施設の約 8 割が経営悪化等の事情による事業主体の撤退等となっている。

表 1 - (3) -

閉鎖・休止により利用できなくなった理由等

(単位：施設、%)

閉鎖・休止の理由等	施設数（構成比）
経営悪化等の事情による事業主体の撤退等	1 0 1 (77.1)
その他（建築物の老朽化等）	2 1 (16.0)
不明	9 (6.9)
計	1 3 1 (100)

(注) 当省の調査結果により作成した。

(参考)

近年、赤字の累積等により経営が深刻化している、又は経営悪化により破たん等している第三セクターの存在は、これに関係する地方公共団体の財政運営に大きな影響を与えるおそれがあるとされ、国は、平成 11 年 5 月に、第三セクターの設立に当たっての留意事項、運営の指導監督等に当たっての留意事項を取りまとめ、地方公共団体に対して「第三セクターに関する指針」(平成 11 年 5 月 20 日付け自治政第 45 号、各都道府県知事・各指定都市市長あて、自治大臣官房総務審議官通知)を発し、第三セクターの経営状況の点検評価の実施、運営改善等に積極的に取り組むよう求めている。また、「行政改革大綱」(平成 12 年 12 月 1 日閣議決定)においても、地方公共団体に対し地方公共団体の財政運営のより一層の健全化等の観点から、第三セクターの経営改善についての積極的な取組の促進が要請されている。

本政策においては、第三セクターに対して、地方公共団体による出資(地方債の特例措置)、N T T - C 型無利子貸付等の支援策が講じられており、実際、多くの第三セクターが設立され、特定施設の整備、管理・運営にかかわっており、特定施設の運営の面からは、基本方針により特定施設の安定的かつ健全な経営が求められている。

本政策の効果の把握と直接関係するものではないが、当省が基本構想進捗状況調査結果及び関係道府県、市町村等からの聴取を通じ、特定施設の整備、管理・運営に関わる第三セクター(1(2)において把握した地方公共団体の出資により設立された 214 法人)における経営状況を把握した結果、以下のような状況がみられた。

第三セクターの経営破たん等の状況

リゾート法施行後から平成 13 年 7 月末までに法人解散等の処理が行われた第三セクターは 214 法人のうち 37 法人であり、このうち 30 法人が経営悪化により破たん等している。その推移をみると、表 1 - (3) - のとおり、平成 10 年度までは、7 年度に 2 法人、8 年度に 1 法人、10 年度に 2 法人であったものが、11 年度には 7 法人、12 年度には 16 法人となっている。(経営破たん等した第三セクターの詳細については資料 14 参照)

また、経営破たん等した第三セクター 30 法人のうち、リゾート法に基づく税制面及び資金面の支援措置を受けたものは 7 法人となっている。

表 1 - (3) - 特定施設の設置及び運営に関わる第三セクターの経営破たん等の状況

(単位:法人)

区分	平成 2年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
経営破たん等により解散等した第三セクター	0	0	0	0	0	2	1	0	2	7	16	2	30

- (注) 1 当省の調査結果及び基本構想進捗状況調査結果を基に当省が把握・整理した結果による。
 2 本表は、当省が把握した特定施設の設置・運営に関わる第三セクター 214 法人のうち、当該第三セクターの経営悪化及び出資母体の経営不振、出資母体の開発計画からの撤退により解散した第三セクター並びに地域住民の反対運動により事業実施が困難となり解散した第三セクター 30 法人について作成した。
 3 上記以外の 7 法人は、計画策定を設立の目的とし、その役割を終え解散されたもの等である。

経営を継続している第三セクターの状況

平成 13 年 7 月末現在で経営を継続している第三セクター(これまでに経営破たん等したものを除く。)は 214 法人のうち 177 法人である。これら第三セクターの経営状況をみると、平成 13 年 4 月 1 日現在直近の財務諸表によれば、表 1 - (3) - のとおり、経常利益を計上している(経常黒字)のは 69 法人(39.0 パーセント)、経常損失を計上している(経常赤字)のは 98 法人(55.4 パーセント)となっている。

表 1 - (3) - 特定施設の設置及び運営に関わる第三セクターの経営状況(経常損益)

(単位:法人、%)

区分	経常黒字		経常赤字		その他		不明		計	
	黒字	構成比	赤字	構成比	他	構成比	不明	構成比	計	構成比
財団法人	7	41.2	9	52.9	0	0.0	1	5.9	17	100.0
社団法人	2	66.7	0	0.0	0	0.0	1	33.3	3	100.0
株式会社	59	38.1	88	56.8	1	0.6	7	5.8	155	100.0
有限会社	1	50.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0
計	69	39.0	98	55.4	1	0.6	9	6.2	177	100.0

- (注) 1 当省の調査結果及び基本構想進捗状況調査結果を基に当省が把握・整理した結果による。
 2 本表は、特定施設の整備、管理・運営に関わる第三セクターについて、平成 13 年 4 月 1 日現在における直近の事業年度の財務諸表における経常損益(営業利益+営業外収益-営業外費用(損益計算書))の状況を把握したものである。
 3 本表は、当省が把握した特定施設の整備、管理・運営に関わる第三セクター 214 法人のうち、平成 13 年 7 月末現在経営を継続している 177 法人について作成した。
 4 「その他」は、経常損益が 0 の法人である。

次に、累積欠損金の有無についてみると、表1 - (3) - のとおり、累積欠損金を有する第三セクターは177法人のうち117法人(66.1パーセント)であり、これら法人の累積欠損金の合計額は約1,400億円に達している。

表1 - (3) -

特定施設の設置及び運営に関わる第三セクターの経営状況(累積欠損金の状況)

(単位:法人、%、千円)

区分	累積欠損金あり		累積欠損金なし		不明		計		累積欠損金額計
		構成比		構成比		構成比		構成比	
財団法人	4	23.5	6	35.3	7	41.2	17	100.0	487,434
社団法人	1	33.3	1	33.3	1	33.3	3	100.0	122,104
株式会社	111	71.6	36	23.2	8	5.2	155	100.0	135,570,810
有限会社	1	50.0	1	50.0	0	0.0	2	100.0	2,154
計	117	66.1	44	24.9	16	9.0	177	100.0	136,182,502

- (注) 1 当省の調査結果及び基本構想進捗状況調査結果を基に当省が把握・整理した結果による。
 2 本表は特定施設の整備、管理・運営に関わる第三セクターについて、平成13年4月1日現在直近の事業年度の財務諸表における累積欠損金(商法法人の場合、当期末処理損失(損益計算書))の状況を把握したものである。
 3 本表は、当省が把握した特定施設の整備、管理・運営に関わる第三セクター214法人のうち、平成13年7月末現在経営を継続している177法人について作成した。

負債比率の状況をみると、表1 - (3) - のとおり、債務超過となっている第三セクターが177法人のうち44法人(24.9パーセント)となっており、これら法人の債務超過額は合計で955億3,200万円となっている。

また、債務超過となっている第三セクター44法人のうち、リゾート法に基づく税制面及び資金面の支援措置を受けたものは22法人となっている。

表1 - (3) - 特定施設の設置及び運営に関わる第三セクターの経営状況(負債比率)

(単位:法人、%)

区分	50%未満		50%以上、80%未満		80%以上、100%未満		100%以上(債務超過)		不明		計	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
財団法人	9	52.9	1	5.9	1	5.9	5	29.4	1	5.9	17	100.0
社団法人	1	33.3	0	0.0	0	0.0	1	33.3	1	33.3	3	100.0
株式会社	53	34.2	29	18.7	27	17.4	38	5.2	8	5.2	155	100.0
有限会社	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0
計	65	36.7	30	16.9	28	15.8	44	5.6	10	5.6	177	100.0

- (注) 1 当省の調査結果及び基本構想進捗状況調査結果を基に当省が把握・整理した結果による。
 2 本表は、特定施設の整備、管理・運営に関わる第三セクターについて、平成13年4月1日現在直近の事業年度の財務諸表における負債比率(負債総額/資産総額(貸借対照表))の状況を把握したものである。
 3 本表は、当省が把握した特定施設の整備、管理・運営に関わる第三セクター214法人のうち、平成13年7月末現在経営を継続している177法人について作成した。

地方公共団体における財政負担の状況等

第三セクターの経営悪化により破たん等に至った例、経営の深刻化が生じている例について、当省が道府県、関係市町村から地方公共団体における財政負担の状況等を聴取し、把握したところ、地方公共団体において、第三セクターの解散に伴い出資金分等の損失が生じている例（表 1 - (3) - ） 第三セクターの解散後に当該第三セクターの資産の買取りを行っている例（表 1 - (3) - ）などがみられるほか、第三セクターの経営悪化に伴う経営体質改善のための追加出資を行っている例（表 1 - (3) - ）もみられる（全 15 事例）。

表 1 - (3) -

出資金分等の損失が生じている例 (9 事例)

出資道府県 名又は 出資市町村 等名(道府 県)	出資額 (百万円)	第三セクター名	第三セクターの設立 年月日	解散等年月	財政負担の状況	地方公共団 体の財政負 担額 (百万円)
ax3市 (AX)	180	aX4社	平成2年1月20日	平成13年1月	第三セクターの解散に伴う出資金分の損失	180
ax4町 (AX)	5	aX5社	平成2年6月13日	平成11年7月	第三セクターの解散に伴う出資金分の損失(出資金については全額負債に充てられ、返還されていない。)	5
av1村 (AV)	50	aV5社	昭和61年5月10日	平成12年4月	減資のためaV7社の株式は無償償却されたが、そのうちav1村が保有していた株式は3,280株であり、減資により、1億6,400万円をav1村が損失	164
BS bs2	5	bS4社	昭和47年5月10日	平成13年1月	株主であるBS及びbs1市の外郭団体は、額面1,500万円の株式を保有していたが、民事再生法申請にあたり、株主を一本化する必要があり、当該第三セクターの親会社で倒産したbS8社に株式を売却することとなったが、bS8社に資金がなかったため、1円で売却した(事実上の株式譲渡)。	15
au1町 (AU)	50	aU2社	昭和62年11月18日	平成13年7月	AU及びau1町から1億400万円の補助金を受けていた。	104
AT	3,176	aT1社	平成12年6月6日	—	ゴルフ場の経営について土地信託方式(県有地に信託銀行がゴルフ場を建設し、第三セクターが管理運営。信託銀行の報酬分を差し引いた信託配当が県及び町に交付される信託契約)による負債の清算のため第三セクターへの出資及び償還(県:14億円、町:10億円)	2,400
at1町 (AT)	1,680					
bo1市 (BO)	220	bO3社	平成2年6月12日	平成13年6月	第三セクターの解散に伴い、bo1市の出資金2億2,000万円を放棄する議案提出	220
BB	9	bB1社	昭和61年11月10日	—	bB1社の特定施設のうちbb1市Bb2地区(サイクルモルレル、プール等)分の累積赤字約2億7,600万円のうち、県が1億9,329万円、bb1市が8,310万円を負担	276
bb1市、bb2 市 (BB)	6					
AS	75	aS1社	昭和63年12月27日	平成13年2月	存続会社(aS1社)がaS5社(AS、as1市が出資)から、当面の運転資金として25億円の補助金の交付を受ける(当該財団はAS等が約66億円を補助)	2,500
as1市 (AS)	75					

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (3) - 第三セクターの資産の買取りを行っている例 (3 事例)

出資市町村名 (道府県)	出資額 (百万円)	第三セクター名	第三セクターの設立 年月日	解散等年月日	資産買取りの状況	地方公共団 体の財政負 担額 (百万円)
ar1町 (AR)	70	aR1社	昭和43年4月13日	平成13年3月	解散した第三セクターの日帰り温泉 施設などの施設を買い取り	30
aq1市 (AQ)	100	aQ4社	平成元年6月13日	平成10年9月	解散した第三セクターのスケート場 等の施設を買い取り	1,400
av2町 (AV)	46	aV2社	平成2年4月16日	借入金返済の ため存続	第三セクターの施設(コンサートホー ル、駐車場)を買い取り。特利融資及 びNITTC無利子貸付けの一括返 済	—

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (3) - 経営体質改善のための追加出資を行っている例 (3 事例)

出資市町村名 (道府県名)	出資額 (百万円)	第三セクター名	第三セクターの設 立年月日	追加出資の理由	地方公共団 体の財政負 担額(百万円)
ax1町 (AX)	428	aX1社	昭和62年10月1日	赤字補てんなどのため追加出 資及びaX1社の金融機関から の借入金の損失補償分の返済	100(追加出資) 4,155(損失補償)
ar2町 (AR)	80	aR2社	平成7年4月3日	財務体質強化のための追加出 資(損失分が解消される目途よ 立っている)	40
at2町 (AT)	260	aT2社	平成7年6月8日	赤字補てんなどのため、施設 の管理・運営に必要な資金が不 足していたなどのための追加出 資	200

(注) 当省の調査結果による。

2 政策に係る背景事情等

(1) 総合保養地域の整備を取り巻く社会的経済的環境の変化 (要旨)

本政策の立案当時においては、国民の自由時間の増大や生活様式の多様化等により、余暇活動に対する国民の需要は今後ますます増大するとともに、その内容も多様なものとなっていくと考えられ、経済のサービス化等の産業構造の変化に対応して、地域の資源を効果的に活用しつつ、第三次産業を中心とした新たな地域振興策を展開し、国土の均衡ある発展を図っていく必要があり、内需の拡大を図り、国際的に調和のとれた対外均衡の達成や国内雇用の創出にも資することが求められているとの認識であった。

本政策の立案当時から現在まで、総合保養地域の整備を取り巻く社会的経済的環境がどのように変化しているか把握した結果は、以下のとおりである。

本政策の立案当時の経済情勢については、内閣府（旧経済企画庁）の年次経済報告によると、昭和60年9月の5か国蔵相・中央銀行総裁会議（G5）のプラザ合意以降、対外収支不均衡是正に向けて一層の内需拡大を図ること等が我が国の国際的な役割として海外から期待されており、その後のドル安・円高の進展を受けて、輸出型産業等の収益の圧縮により、製造業を中心に企業の景況感には停滞感が広がる一方、非製造業の景況感は全体として比較的良好に推移していた。また、国内総生産（実質）の対前年増減率（成長率）は60年から平成2年まで3パーセント台から6パーセント台で推移していた。

しかし、平成2年以降、バブルの崩壊に伴い、国内総生産（実質）の対前年増減率（成長率）は3年から4年にかけて0パーセント近くまで低下し、その後においても、対前年増減率がマイナスの時期もあるなど、我が国の経済は長期低迷が続いている。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月21日閣議決定）では、我が国の現状について、「企業の設備投資は低調であり、企業部門の雇用調整などにより、雇用・所得環境は引き続き厳しい状況にあり、家計消費の回復は遅れ、横ばいで推移している。また、金融機関の不良債権問題、企業の過剰債務問題への対応が続く中で、依然デフレ傾向にある。」としている。

また、本政策の立案当時における総合保養地域の整備を取り巻く社会的状況について、内閣府（旧経済企画庁）の国民生活白書によると、昭和56年から61年までの5年間の自由時間関連産業の事業所数及び就業者数の増加率は、事業所数は6.5パーセント、就業者数は11.8パーセントの伸びを示しており、また、内閣府（旧経済企画庁）が63年1月に実施した「企業行動に関するアンケート調査結果」によれば、今後5年間に進出しようとして計画している産業分野として、レジャー関連産業が34.6パーセントと最も高いものとなっており、リゾート関連プロジェクトとして、平成元年末時点で約850プロジェクトあったという報告もある。以上のことから民間企業におけるレジャーやリゾート開発への投資意欲が高まる傾向にあったといえる。

さらに、本政策による特定地域における特定施設の整備については、平成5年度までは施設整備が進む傾向がみられるが、その一方で、国土交通省（旧国土庁）の総合保養地域

整備研究会の報告等においては、経済社会情勢の変化等により開発事業者が撤退してしまい、当初の計画どおり整備が進んでいない事例等があることや整備が進まないことの原因について企業の開発意欲の減退に集約されることなどが指摘されている。

リゾート法に基づき主務大臣が策定した基本方針においては、同法による総合保養地域の整備を促進することが必要となった背景事情（社会的経済的環境の変化）として、国民の自由時間の増大、生活様式の多様化等による余暇活動に対する国民の需要が増大するとともに、その内容も多様なものとなっていくことが見込まれていたこと、経済のサービス化の進展、素材型産業や輸出依存型産業の停滞等の産業構造の変化等に対応して、地域の資源を効果的に活用しつつ、第三次産業を中心とした新たな地域振興策を展開し、国土の均衡ある発展を図っていく必要があることや、内需の拡大を図り、国際的に調和のとれた対外均衡の達成や国内雇用の創出にも資することが求められていたことが挙げられている。

本政策の立案当時とその後における総合保養地域の整備を取り巻く状況（社会的経済的環境）の変化について把握した結果は、以下のとおりである。

ア 本政策の立案当時の経済情勢及びその後の変化

内閣府（旧経済企画庁）の年次経済報告（経済白書）等における記述、内閣府の「国民経済計算」による国内総生産の対前年増減率等に基づき、我が国の経済情勢について、本政策の立案当時とその後の変化を把握した。

(ア) 本政策の立案当時の経済情勢等

内閣府（旧経済企画庁）の年次経済報告によると、昭和 60 年 9 月の 5 か国蔵相・中央銀行総裁会議（G5）のプラザ合意以降、対外収支不均衡是正に向けて一層の内需拡大を図ること等が我が国の国際的な役割として海外から期待されていた。

その後の為替相場への協調介入を契機として円高が急速に進み、輸出型産業等の収益の圧縮により、製造業を中心に企業の景況感には停滞感が広がる一方、非製造業の景況感は全体として比較的良好に推移していた。

公定歩合は大幅な円高による景気後退の下で引き下げられ、その後景気の足どりは確かとなったものの、公定歩合は平成元年 5 月に至るまで史上最低水準に据え置かれた。

（参考 1、2 参照）

内閣府（旧経済企画庁）の「国民経済計算」を基に、昭和 60 年代前半の国内総生産（実質）の対前年増減率（成長率）をみると、表 2 - (1) - のとおり、60 年から平成 2 年までは 3.0 パーセントから 6.5 パーセントの間で推移している。

(参考1)

「昭和61年年次経済報告」(内閣府(旧経済企画庁))(抜粋)

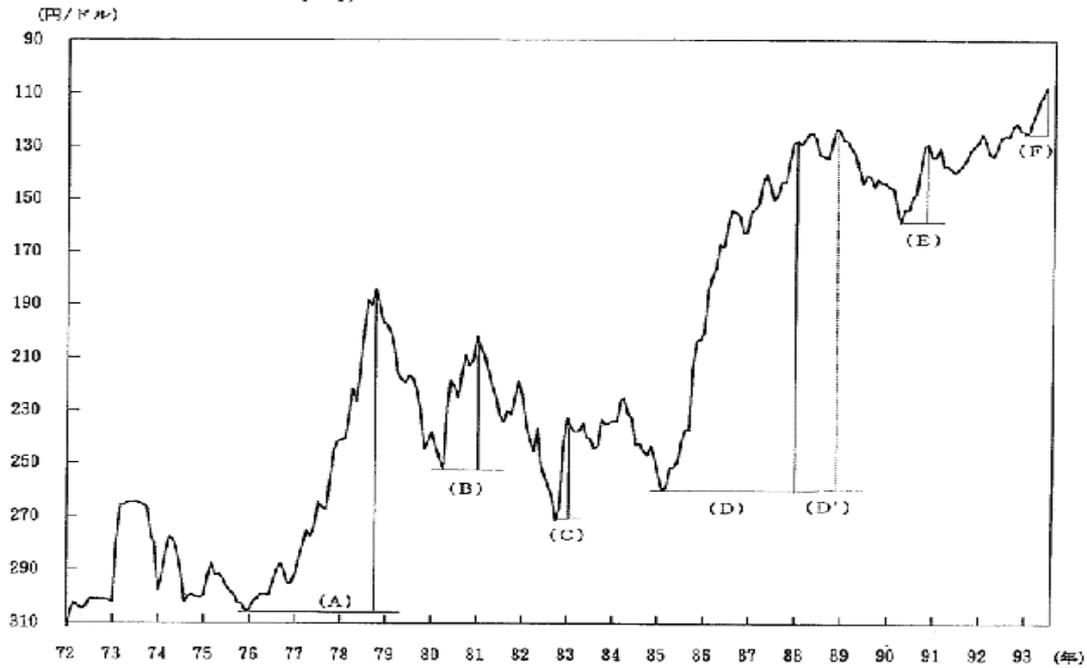
「円レート(円対ドルレート)は、昭和59年春より一貫して円安傾向で推移してきたが、60年2月13日の263.4円をボトムとして、ドル高・円安修正局面に入り、9月末まで緩やかに円高が進んだ後、急速な円高傾向となった。円レートが60年2月以降円高に転じたのは、アメリカ経済の拡大速度の鈍化、金利差の縮小の要因によるものと考えられるが、9月下旬以降の急速な上昇は、9月22日の5か国蔵相・中央銀行総裁会議(G5)の合意を受けた協調介入をきっかけとしたものであった。すなわち、円レートは、G5直前の242円程度からG5後の9月末には210円台まで大幅に上昇した。その後は200円に向けての緩やかな上昇となり、61年1月中旬までその傾向が続いたが、下旬から再び急上昇して190円台を突破し、2月中旬から180円前後となった後、4月中旬から5月中旬にかけて更に上昇して5月12日には一時160円を割るなど急速な上昇をみせた後も総じて円高傾向で推移した。」(次表参照)

「5か国蔵相・中央銀行総裁会議以降急速に円高が進み、我が国経済に大きな影響を与えた。輸出が弱含み、円建て輸出価格の低下及び国内市況の下落がみられる中で輸出型産業等では収益の圧縮が起こり、製造業全体としても鉱工業生産が弱含み、企業収益が減益傾向となった。製造業を中心に企業の景況感には停滞感が広がり、設備投資も弱含みとなった。こうした動きを反映して雇用情勢も足踏み状態となった。」

「他方、物価の一層の安定を背景に家計部門の需要が緩やかながら着実な増加を続けた中で、内需関連業種及び原材料コスト低下のメリットを享受できる産業の収益は改善し、さらに60年度末からの原油輸入価格の低下はこうした傾向を一層促進している。こうしたことから景気上昇過程で相対的に出足の遅れた非製造業の景況感は全体として比較的良好に推移し、設備投資もリース業等を中心に着実に増加した。このように、円高・原油安下で我が国経済が交易条件改善効果とデフレ効果のあい反する影響を受ける中で、景気の二面性はより明瞭な形を取るようになってきた。」

参考1の付表

円・ドルレートの推移（インターバンク中心相場、月中平均）



(注) 各局面の円高率（IMF方式）

局面	円高率	円高率	変化率	月平均	実効レート	変化率
局面A	75.12~78.10	305.60~184.58	65.6%	1.49%	—	—
局面B	80.4~81.1	252.18~201.91	24.9%	2.50%	—	26.5%
局面C	82.10~83.1	271.01~232.79	16.4%	5.20%	—	16.7%
局面D	85.2~88.1	260.24~127.56	104.0%	2.06%	—	75.6%
局面D'	85.2~88.11	260.24~123.19	111.3%	1.68%	—	92.7%
局面E	90.4~90.11	158.47~129.08	22.8%	2.97%	—	20.1%
局面F	93.1~(93.6)	125.01~107.34	16.5%	3.09%	—	19.7%

(備考) 1. 各月のインターバンク中心相場の平均値で算出。
2. 実効レートの変化率はJPMorganの資料により作成。

(注) 出典「平成5年年次経済報告」(内閣府(旧経済企画庁))

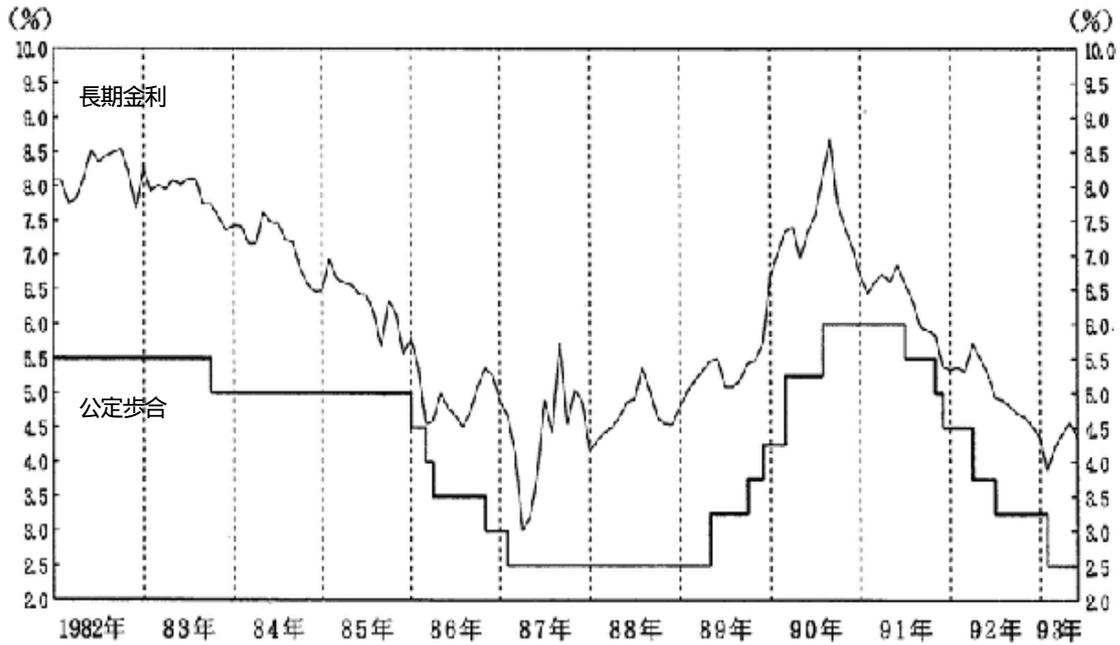
(参考2)

「平成5年年次経済報告」(内閣府(旧経済企画庁))(抜粋)

「公定歩合は、80年3月以降引下げ局面に転じていたが、86年1月から87年2月にかけて、大幅な円高に伴う景気後退のもとで5回にわたり引き下げられた。その後、景気の足取りは確かとなったものの、公定歩合は89年5月にいたるまで2.5%の史上最低水準に据え置かれた。公定歩合がこのように大幅に引き下げられ、その後も長期にわたり低水準に据え置かれたのは、基本的には、一般物価が、円高・原油安等を受けて極めて落ち着いた推移をたどっていたことが背景にある。また、プラザ合意以降、金融政策の運営に当たって、国際協調が強く意識されるようになっていたことも無視できない。海外からは、対外収支不均衡是正に向けて一層の内需拡大を図ること及び世界最大の債権国として低利の資金供給を行うことが、我が国の国際的な役割として期待されていた。」(次表参照)

参考2の付表

長期金利、公定歩合の推移 (1982年～1993年)

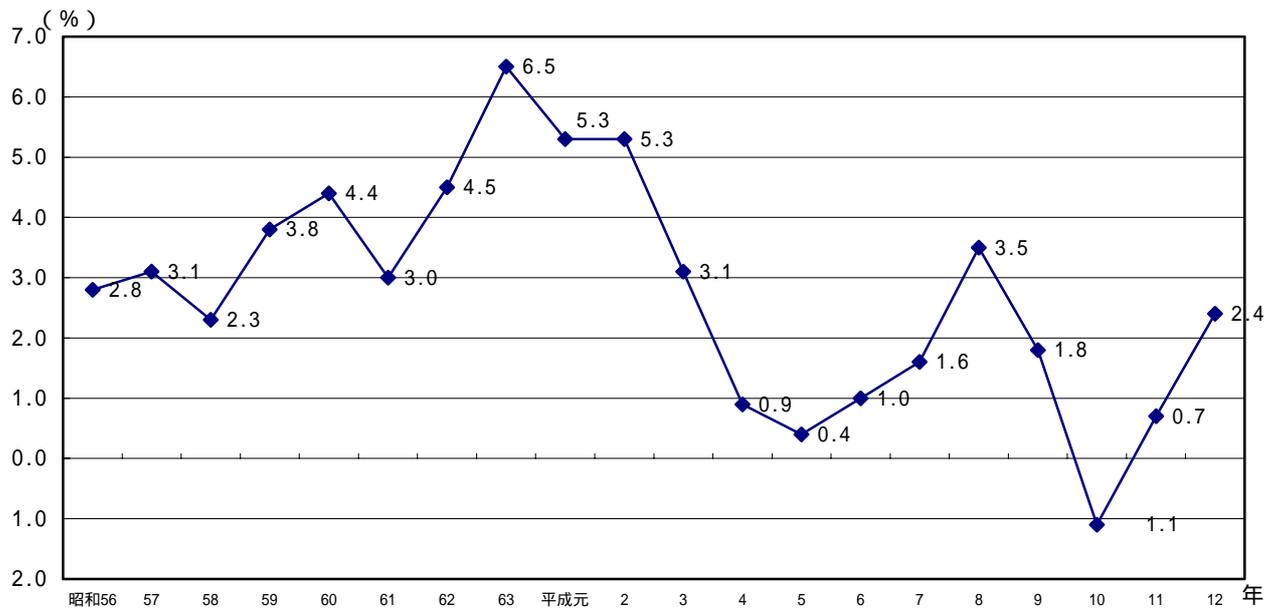


(備考) 1 長期金利は国債指標銘柄の流通利回り。

2 長期金利、公定歩合は、ともに月末値。

(注) 出典「平成5年年次経済報告」(内閣府(旧経済企画庁))

表2 - (1) - 国内総生産(実質)対前年増減率の推移(昭和56～平成12年)



(注) 内閣府(旧経済企画庁)の「国民経済計算」を基に当省が作成した。

(イ) 平成2年以降の経済情勢の変化

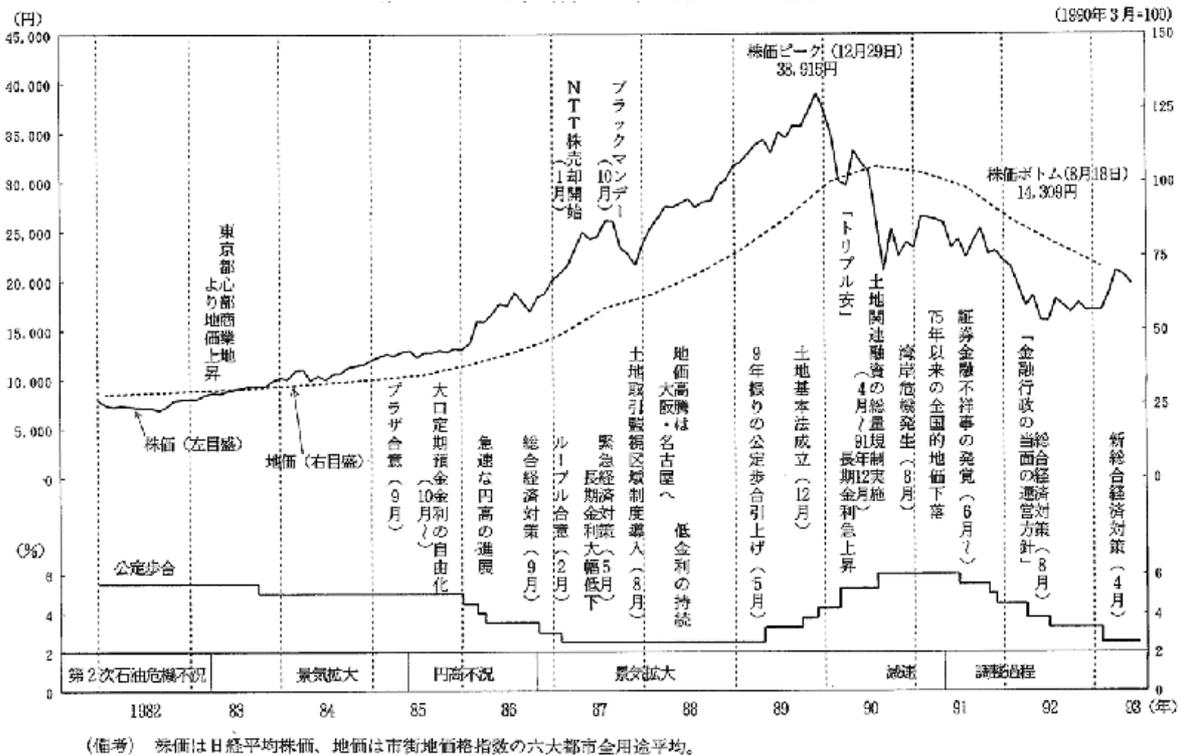
内閣府(旧経済企画庁)の平成5年年次経済報告によれば、平成2年から4年にかけて資産価格の下落(株価については2年と4年、土地については3年以降)により巨額のキャピタルロスが発生し、いわゆる「バブルの崩壊」が生じた。(参考3参照)

「バブルの崩壊」の我が国経済への影響について、内閣府(旧経済企画庁)の「国民経済計算」に基づく国内総生産の対前年増減率でみると、表2-(1)-のとおり、国内総生産(実質)の対前年度増減率(成長率)は、バブルの崩壊に伴い平成3年から4年にかけて0パーセント近くまで低下し、その後においても、国内総生産(実質)の対前年度増減率がマイナスの時期もあるなど、我が国経済の長期低迷が続いている。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月21日閣議決定)では、我が国経済の現状について、「企業の設備投資は低調であり、企業部門の雇用調整などにより、雇用・所得環境は引き続き厳しい状況にあり、家計消費の回復は遅れ、横ばいで推移している。また、金融機関の不良債権問題、企業の過剰債務問題への対応が続く中で、依然デフレ傾向にある。」としている。

(参考3)

株価・地価の動きとその背景(1982~93)



(注) 出典「平成5年年次経済報告」(内閣府(旧経済企画庁))

イ 本政策の立案当時における総合保養地域の整備を取り巻く状況及びその後の変化

本政策の立案当時における自由時間関連産業やリゾート開発の動向等総合保養地域の整備を取り巻く状況及びその後における状況の変化について、関係文献及び当省の調査に基づき把握した。

(ア) 本政策の立案当時における自由時間関連産業やリゾート開発の動向等総合保養地域の整備を取り巻く状況

内閣府（旧経済企画庁）の「平成元年度国民生活白書」によると、昭和56年から61年までの5年間の自由時間関連産業（表2 - (1) - の参考2参照）の事業所数及び就業者数の増加率は、表2 - (1) - のとおり、事業所数は6.5パーセント、就業者数は11.8パーセントと、全産業（それぞれ3.4パーセント、5.5パーセント）を上回る伸びを示し、事業所数は自動車・スポーツ・娯楽用品賃貸業やゴルフ場・テニス場等の運動競技場が特に大きく伸び、就業者数は公園・遊園地、遊戯場、自動車・スポーツ・娯楽用品賃貸業及びスポーツ・音楽教室が大幅に増加していた。

表2 - (1) -

自由時間関連産業のうち事業所数又は就業者数が特に増加した産業

(昭和56年～61年の増加率、%)		
産業分類	事業所数	就業者数
自動車、スポーツ・娯楽用品賃貸	36.8	37.5
ゴルフ場、テニス場等	19.2	21.2
公園、遊園地	16.9	46.6
映画業	15.8	16.2
旅行業	14.9	11.9
動物園、博物館等	14.8	16.0
バー、酒場等の飲食店	14.6	5.1
スポーツ・音楽教室等	11.2	34.6
百貨店	9.7	10.5
温泉、サウナ風呂等	7.2	11.3
パチンコ等の遊戯場	1.6	41.1
レストラン等の飲食店	1.0	10.7
自由時間関連産業全体	6.5	11.8
全産業	3.4	5.5

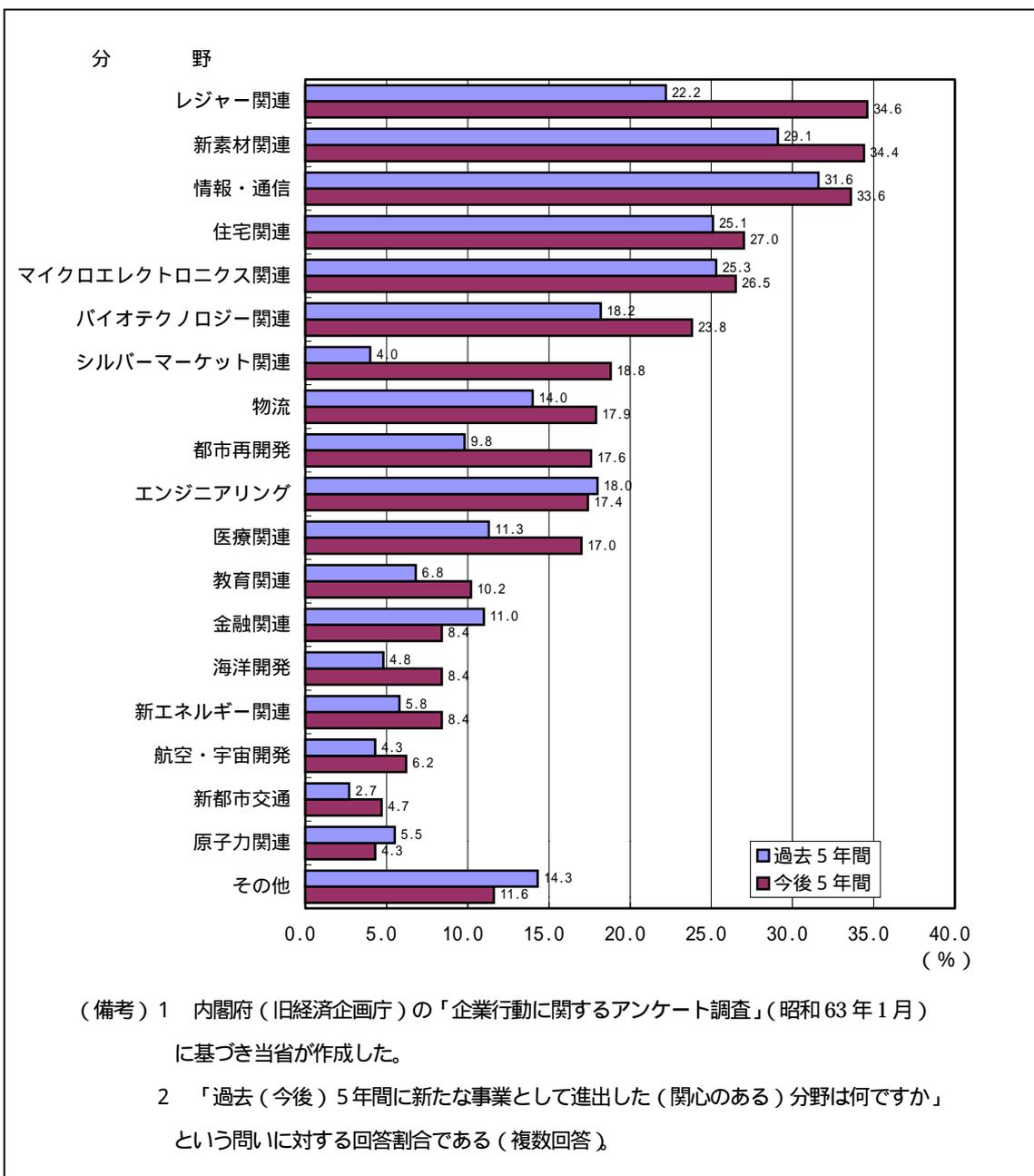
(参考) 1 総務省（旧総務庁）の「事業所統計調査」により作成した。
 2 自由時間関連産業は、上記調査の分類による、旅行業、百貨店、一般飲食店、その他の飲食店、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業、旅館、会社・団体の宿泊所、特殊浴場業、映画業、娯楽業、放送業、個人教授所（そろばん個人教授所、学習塾は除く）、社会教育とした。

(注) 出典「平成元年度国民生活白書」(内閣府(旧経済企画庁))

内閣府（旧経済企画庁）が昭和 63 年 1 月に実施した「企業行動に関するアンケート調査結果」によると、表 2 - (1) - のとおり、過去 5 年間に新分野に進出した企業のうち 22.2 パーセントがレジャー関連産業に進出しており、これは情報・通信事業、新素材関連産業、マイクロエレクトロニクス関連、住宅関連に続く第 5 位に位置していた。一方、今後 5 年間に進出しようとして計画している産業分野としては、レジャー関連産業が 34.6 パーセントと最も高いものとなっている。

表 2 - (1) -

企業における新規進出分野（昭和 63 年における過去 5 年間と今後 5 年間）



(注) 出典「平成元年度国民生活白書」（内閣府（旧経済企画庁））

本政策の立案当時におけるリゾート関連プロジェクトの動向については、平成元年末時点で三菱総合研究所事業戦略室が把握したところ、表2 - (1) - のとおり、全国におけるリゾート関連プロジェクト数は、事業化段階にあるものが約 650、計画・構想段階にあるものが約 200、合計約 850 プロジェクトあったとされている。

表2 - (1) -

リゾート関連プロジェクト数（平成元年末現在）

	事業化段階のプロジェクト	計画・構想段階のプロジェクト	計
北海道	63	12	75
東北	85	19	104
関東	124	30	154
中部	139	42	181
近畿	90	23	113
中国	26	27	53
四国	22	19	41
九州	64	23	87
沖縄	33	10	43
合計	646	205	851

（注） 出典「リゾート事業戦略」（三菱総合研究所・大木智一編）

昭和 60 年から平成 2 年にかけては、以上のように、民間企業におけるレジャーやリゾート開発への投資意欲が高まる傾向にあったといえる。

このような経済的環境の中で、本政策における総合保養地域の整備についてみると、前述 1 - (1) のとおり、昭和 63 年度から平成 2 年度にかけては毎年度 10 基本構想ずつ、30 基本構想が主務大臣の承認を受けている。

また、平成 3 年度以降に主務大臣の承認を受けた基本構想について、基本構想作成のための基礎調査の主務省への提出時期をみると、表 2 - (1) - のとおり、2 年度末までには、10 基本構想について県により基本構想の作成のために民間事業者のリゾート施設の整備の動向等を踏まえた基礎調査等が行われ、事前協議のため主務省へ提出されていた。

表2 - (1) - リゾート法に基づく基本構想の作成及び承認状況等（平成2年度末現在）

基本構想承認済			基本構想承認申請中	基礎調査提出済
昭和63年度	平成元年度	平成2年度		
10基本構想	10基本構想	10基本構想	1基本構想	9基本構想
（備考）上記の以外の2基本構想については、以下のとおりである。 ・ 静岡県については、平成3年10月までには基礎調査の提出が行われているものとみられるが、関係資料がなく基礎調査の提出時期は不明である。 ・ 北海道（ニセコ・羊蹄・洞爺周辺）については、基礎調査提出は平成9年度である。				

（注）当省の調査（各道府県からの聴取等）の結果による。

(イ) 総合保養地域の整備を取り巻く状況の変化

主務4省担当局長等が平成13年6月に道府県に対し通知した「総合保養地域整備基本構想の総点検の実施について」には、「経済・社会情勢の変化等により、基本構想に位置付けられた特定施設のうち、未だ構想中であるものが約半数あるなど、特定施設整備の進捗状況はなお低いのが現状であり、供用中の特定施設の中には、大規模施設を運営している第三セクターや民間事業者など、経営状況が悪化している例がみられる。」とあり、「このように、総合保養地域整備を取り巻く状況が基本構想の策定時から変化している」としている。

総合保養地域の整備を取り巻く状況の変化について、さらに関係する文献等により把握した結果は以下のとおりである。

本政策による特定地域における特定施設の整備については、前述1-(1)のとおり、平成5年頃までは施設整備が進む傾向がみられるが、その一方で、以下のとおり、国土交通省（旧国土庁）の総合保養地域整備研究会の報告や当省（旧総務庁）の調査結果において、経済社会情勢の変化等により開発事業者が撤退してしまい、当初の計画どおり整備が進んでいない事例等があることが指摘されている。

また、バブル崩壊後の我が国経済の低迷が長期化するにつれて、前述1-(1)のとおり、同意（承認）基本構想に基づき整備され供用される特定施設数が年々減少し、現状において事業主体の撤退等により事業主体が未定のものや、特定施設の整備中断等がみられる状況であるが、国土交通省（旧国土庁）が平成9年度に財団法人日本交通公社へ委託した「リゾート基本構想の進捗状況調査」によると、その原因については、基本的には企業の開発意欲の減退に集約されると指摘されている。

総合保養地域整備研究会（国土交通省（旧国土庁））

「今後のリゾート整備のあり方について」（平成5年2月）

リゾート整備全般について、その理念と施策の方向を検討するとともに、リゾート法に基づく総合保養地域の整備について制度運用の諸問題を検討し、取りまとめた当報告においては、リゾートの一部については、自然破壊や環境問題に関する批判や、地域への寄与が不十分、高い料金で大衆が利用できない、どこも同じような施設である等の批

判があることや、経済社会情勢の変化等により開発事業者が撤退してしまい、当初の計画どおり整備が進んでいない事例もみられるなどの問題提起を真剣に受け止め、検討を行うこととしたとされている。

当省（旧総務庁）

「リゾートの開発・整備に関する調査結果報告書」（平成6年1月）

特定施設の整備の進捗状況について、特定施設のうち83.8パーセントは工事未着手であり、中には、採算がとれないこと等から事業実施の目途が立っていないものがある、特定民間施設の中には、経済情勢変化に伴う民間事業者の投資の差し控えによるもののほか、基本構想作成時における事業主体の確定、整備の実現性の見通し又は関係市町村との調整が不十分であったことにより、事業が遅延しているものや事業実施の目途が立っていないものがあることなどを指摘し、リゾート法制定当時と比べて経済情勢が大きく変化していることや、基本構想の作成に当たって重点整備地区の立地条件及び特定施設の事業主体又は特定施設の整備の実現性の検討が十分でなかったと認められることから、特定施設の整備が当初の予定どおり進んでいないものが多いとしている。

国土交通省（旧国土庁）

「リゾート基本構想の進捗状況調査」（平成9年度財団法人日本交通公社への委託調査）

同調査結果の報告書（平成10年3月）によると、未供用の特定施設において、事業主体が確定しているか否かが把握できた6,500施設のうち、事業主体が未定となっている施設は2,753施設（42.4パーセント）となっており、工事に着手しているか否かが把握できた6,344施設のうち、工事に一度着手したが、現在中断しているものが121施設（1.9パーセント）、あるいは工事未着手となっているものが5,781施設（88.9パーセント）となっている。その理由については、以下のように述べられている。

「調査結果を要約すると、特定施設の整備が中断している、あるいは未着手の理由は比較的単純であり、基本的には企業の開発意欲の減退に集約される。用地取得や個別規制法との調整に着手できていない理由の多くも企業誘致が実現していないことによるものである。それに比較して用地取得や個別規制法との調整は副次的な課題であることが改めて明らかになった。整備の最終段階である工事に未着手の場合も企業動向をその理由に挙げるケースが約7割に近い。」

(2) 国民の自由時間、滞在型余暇活動に対する需要等の動向
(要旨)

当省で把握したデータ(資料)からみると、本政策の立案当時において、政策立案者(主務省)は、国民の自由時間が増大する傾向にあることにより、余暇時間の増大が着実に進み、それに対応して滞在型の余暇活動への需要が顕在化してくることから、長期滞在型のリゾート施設の整備の必要性が増大するとの認識をもっており、この認識の下に、リゾート法に基づきこれまで総合保養地域の整備が進められてきている。

こうした国民の自由時間や滞在型余暇活動に対する国民の需要について、本政策の立案当時の予測等に対して、実際に本政策の立案当時から現在までどのように推移しているかについて把握した結果は、次のとおりである。

国民の自由時間については、本政策の立案当時の昭和 60 年から平成 12 年にかけて、国民 1 人当たり 12 パーセント(国民の総自由時間では 25 パーセント)増加するとの見込みに対して、この間における NHK の「国民の生活時間調査」の結果によると、1 人当たり、日曜日の場合 17.9 パーセント、土曜日の場合 29.7 パーセント、平日の場合 20.3 パーセント増加している。

また、国民の滞在型余暇活動に対する潜在需要は、内閣府(旧総理府)の「余暇時間の活用と旅行に関する世論調査」等によると、長期滞在型の旅行をしてみたいと思う者が、平成 3 年は回答者全体の 61.0 パーセント、11 年は回答者全体の 57.6 パーセントとなっており、最近における国民の長期滞在型余暇活動に対する潜在需要に大きなものがあることに変化はなく、3 年及び 11 年とも、それが実現できるかどうかについて、実現できそうにないとする者の割合が、そのうちの 3 分の 2 を占めており、現実には需要が顕在化しにくい状況がみられることにも変化はない。

一方、国民の自由時間の動向及び国民の滞在型余暇活動に対する潜在需要に関連して把握した結果は、以下のとおりである。

厚生労働省(旧労働省)の「就労条件総合調査」によると、昭和 60 年以降の労働者 1 人当たりの年間休日数は、平成 5 年頃までの週休 2 日制の導入企業の拡大等により大きく増加したが、その後はほぼ横ばいで推移している。また、労働者 1 人当たりの年次有給休暇の付与日数は、年々増加する傾向にあるのに対して、労働者 1 人当たりの年次休暇取得日数及び取得率については、それぞれ、平成 7 年の 9.5 日、55.2 パーセントから年々低下し、12 年には 8.9 日、49.5 パーセントへと、7 年に比べてそれぞれ 0.6 日、5.7 ポイント減少している。

国土交通省(旧総理府)の観光白書によると、1 世帯当たりの家計消費支出及び自由時間関連支出は、昭和 60 年から平成 5 年までは増加傾向にあったが、その後においては 9 年に一時的に増加がみられるほかは減少傾向となっている。また、旅行関連

支出についても、昭和 60 年から平成 4 年までは増加傾向にあったが、その後においては、9 年に一時的に増加がみられるほかは減少する傾向となっている。

国民の滞在型余暇活動に対する需要については、観光白書に基づき、観光と兼観光を合わせた国内における宿泊観光・レクリエーション旅行（以下「宿泊観光・レクリエーション」という。）による旅行者の延べ人数及び延べ宿泊数の推移をみると、昭和 60 年のそれぞれ延べ 1 億 6,300 万人、延べ 3 億 900 万泊から、平成 3 年には、それぞれ 2 億 1,500 万人（昭和 60 年に対して 31.9 パーセント増） 3 億 7,800 万泊（同 22.3 パーセント増）と増加したが、その後は横ばい又はやや減少傾向にあり、平成 12 年は、それぞれ 1 億 9,300 万人（同 18.4 パーセント増） 3 億 1,300 万泊（同 1.3 パーセント増）となっている。また、国民 1 人当たりの国内における宿泊観光・レクリエーションによる旅行回数及び宿泊数の推移をみると、それぞれ昭和 60 年の 1.35 回、2.56 泊から平成 3 年 1.73 回、3.05 泊へと増加傾向にあったが、その後は減少傾向にあり、平成 12 年はそれぞれ 1.52 回、2.47 泊となっており、これらに基づき算出した旅行 1 回当たりの平均宿泊数は、昭和 60 年の 1.90 泊から平成 12 年の 1.62 泊へと減少している。

また、社団法人日本観光協会の「国民の観光に関する動向調査」の結果によると、宿泊観光・レクリエーションのうち、1 泊する回数の割合は、昭和 55 年の 52.6 パーセントから平成 12 年の 62.2 パーセントへと増加しているが、3 泊以上の回数の割合は、昭和 55 年の 22.2 パーセント（うち 6 泊以上 3.7 パーセント）から平成 12 年の 10.2 パーセント（うち 6 泊以上 1.1 パーセント）へと大きく減少している。

なお、滞在型余暇活動に対する需要に関し、国内における宿泊観光・レクリエーションによる旅行者数は、昭和 60 年の 1 億 6,300 万人から平成 12 年の 1 億 9,300 万人へと 18.4 パーセントの増加であるのに対し、日本人海外旅行者数は、昭和 60 年の 494 万人から平成 12 年の 1,781 万人へと約 3.5 倍増加している。

以上のとおり、現状においては国民の自由時間は増大しているものの、国内における宿泊観光・レクリエーションの動向については、年次休暇の取得の困難さ、不況の長期化による家計消費支出、自由時間関連支出及び旅行関連支出の伸び悩み等もあり、平成 4 年以降、1 人当たりの旅行回数、宿泊数は減少傾向にあり、また、1 回当たりの平均宿泊数は 2 泊を下回る程度の実績で推移している。

ア 総合保養地域の整備の促進に関する主務省等の認識（本政策立案当時及びその後）

総合保養地域の整備を促進することとなった社会的経済的環境の変化について、昭和 62 年 10 月に主務大臣が策定した基本方針においては、国民の自由時間の増大や生活様式の多様化等により、余暇活動に対する国民の需要は今後ますます増大するとともに、その内容も多様なものとなっていくものと考えられることなどから総合保養地域の整備の促進が必要であるとされている。

また、昭和 62 年 5 月におけるリゾート法案の国会審議においては、国民総生活時間のうち総自由時間は、労働時間や家事時間の短縮によって昭和 60 年に対して平成 12 年時点では 25 パー

セント増と大幅に増大するものと見込まれ、今後余暇時間の増大は着実に進むと考えること、それに対応して滞在型のレクリエーション活動等への需要が顕在化してくると考えられること、長期滞在型のリゾート施設の整備の必要性が増大すると思われ、そういうものに備えて、能力的には長期滞在型のものを目指しつつも、リゾート需要の現実の動向に照らした整備が行われる対応の仕方が必要であり、週末等滞在型等にも対応し得るような形で整備が行われることになる旨の答弁がされている（昭和62年5月22日第108国会衆議院建設委員会）。

（参考）

第108回国会衆議院建設委員会（昭和62年5月22日）会議録第5号（抜粋）

澤田（秀）政府委員（国土庁地方振興局長）答弁

「まず、私どものこの法案の作成段階に当たって考えておりますのは、今後、休日の増加を含めて自由時間の増大が着実に進むであろうということでございます。

先般、四全総の調査審議経過報告が出されたわけでございますが、人々のさまざまな活動を国全体でとらえて国民総生活時間で見ますと、その中の総自由時間は、労働時間や家事時間の短縮によって昭和60年に対して昭和75年、西暦2000年時点では25%増と大幅に増大するものと見込まれております。他方、政策的に見ても、先般出されました経済審議会の経済構造調整特別部会報告においても、週休二日制の普及とか年次有給休暇の消化率の上昇あるいは連続休暇の普及等によって休日の増加を進めることが必要であるというふうに提唱されております。また、これは総理府広報室の国民生活に関する世論調査でございますが、今後生活の力点をどこに置くかということについて、レジャー、余暇生活に重点を置くというのが答えの中でのトップになっておりまして、そういうようなことを総合的に勘案しますと、今後余暇時間の増大は着実に進むものだというふうに考えておりまして、それに対応して滞在型のレクリエーション活動等への需要が顕在化してくるのではないか、かように考えております。」

（略）

「今回の法案で考えておりますリゾート地域の整備は、先ほど申し上げましたように、今後長期的には日本人の労働時間の短縮に伴う余暇時間の増大が確実に見込まれるであろう、その場合に極めて長くなった余暇を過ごすための空間の整備が必要でありますから、そのための整備を新たな地域活性化のための戦略として行おうというものでございまして、その究極的なねらいとしては、現在労働時間が1984年で2,180時間というふうに言われておりますが、今後日本においても長期的には1,800時間、現在の欧米の水準を下回るような、欧米では1,900時間台でございますが、その水準を下回るような1,800時間台を目指そうということになっております。そうしますと国民の総自由時間が25%も増加するということになりますので、休日も自由時間も極めて長いものになりますから、長期滞在型のリゾート施設の整備の必要性は増大すると思われまして、そういうものに備えて地域活性化の中でリゾート空間の整備をしていこう。当面はもちろんそうはいっても、能力的には長期滞在型のものを目指しておりますけれども、リゾート需要の現実の動向に照らして整備が行われる、過剰供給にならないような対応の仕方が必要であると思われまして、週末等滞在型等にも対応し得るような形でリゾートの整備が行われることになろうというふうに考えております。」

その後、国土交通省（旧国土庁）の総合保養地域整備研究会の報告「今後のリゾート整備のあり方について」（平成5年2月）において、リゾート整備の政策理念の再確立が必要とされ、国民のためのリゾートとして、年に少なくとも1回は家族そろって1週間程度滞在するようなリゾートライフを実現することが望ましく、そのようなライフスタイルが広く国民に可能となるようなリゾート整備を行っていくことが必要とされている。

さらに、平成9年2月の国会質疑においても、我が国の労働者1人当たりの年間総労働時間がやがて1,800時間となることを目指していることを考えると、家族で1週間程度の余暇時間をできるだけ身近なところで過ごせるような地域構想を進めていかなければならない旨の答弁がされている（平成9年2月28日第140国会衆議院予算委員会）。

（参考）

第140回国会衆議院予算委員会会議録第21号（平成9年2月28日）（抜粋）

伊藤国務大臣（国土庁長官）答弁

（略）

「特に、リゾート法が制定をされました昭和62年ごろは、私たちのこの国の労働時間は2,111時間でございました。しかし今日は既に1,900時間、やがて1,800時間を目指しているわけですから、そういうことを考えますと、家族で1週間程度の余暇時間をできるだけ身近なところで、しかも個人的に皆さんが快適な余暇時間を過ごしていただける、そうした新しい時代の、ある意味では、リゾートという言い方がいまいかどうかわかりませんが、余暇時間を皆さんが大切にできるような、そういう地域構想というものを進めていかなければならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、このリゾート法の精神というものを、原点に立ち返って、そしてまた内容を新しい時代に向けて対応していかなければならないというふうに私たちは心得ております。」

このように、総合保養地域の整備に関し、政策立案者（主務省等）は、国民の自由時間の増大等により余暇時間の増大が着実に進み、それに対応して滞在型余暇活動に対する国民の需要が顕在化し、長期滞在型のリゾート施設の整備の必要性が増大するとの認識をもっており、この認識の下に、リゾート法に基づき、これまで総合保養地域の整備が進められてきている。

具体的には、同意（承認）基本構想の下にスポーツ・レクリエーション施設、宿泊施設等の多様な施設を特定地域内の重点整備地区に集積することにより、長期滞在型の余暇活動に対する国民の需要にも対応するように整備が進められてきている。

イ 国民の自由時間、滞在型余暇活動に対する国民の需要等の推移

以上のような予測等に対して、本政策の立案当時から現在までの国民の自由時間、滞在型余暇活動に対する国民の需要等が実際にどのように推移しているのかについて把握した結果は、以下のとおりである。

(ア) 国民の自由時間、滞在型余暇活動に対する潜在需要等

本政策の立案当時においては、表2 - (2) - のとおり、労働時間や1人当たりの家事時間の短縮により、昭和60年(1985年)から平成12年(2000年)までの15年間に国民の総自由時間は25パーセント、国民1人当たりでは12パーセント増加するものと見込まれる(国土交通省(旧国土庁)推計)とされていた。

表2 - (2) - 国民の総生活時間の推移(見込み)

区 分	昭和45年	昭和60年	昭和75年 (平成12年)	昭和75 / 昭和60	1人当たり時間 昭和75 / 昭和60
必需的時間	4,212	4,827	5,250	1.09	1.00
拘束的時間	3,197	3,479	3,390	0.97	0.92
労働時間	1,445	1,549	1,440	0.93	0.84
家事時間	889	1,021	1,080	1.06	0.95
自由時間	1,765	2,304	2,870	1.25	1.12
総生活時間	9,174	10,611	11,510	1.08	1.00

(注) 1 「必需的時間」とは、睡眠、食事及び身の回りの用事の合計時間のこと、「拘束的時間」とは、労働、家事、通勤・通学及び授業等の合計時間のこと、「自由時間」とは、生活時間全体から必需的時間と拘束的時間を引いた残余の時間のことである。

2 1人当たりの時間は、人口の年齢構成の変化の影響を除去するため、各年齢ごとの時間を単純平均している。

3 実績は、NHK生活時間調査による。

4 昭和75年(平成12年)値は、国土交通省(旧国土庁)推計による。

5 出典：「第四次全国総合開発計画」

これに対して、NHKの「国民の生活時間調査」の結果により、昭和60年から平成12年までの間の国民1人当たりの自由時間の実際の推移についてみると、表2-(2)-のとおり、国民1人当たりの自由時間の増加は日曜日、土曜日、平日とも、本政策立案当時の予測を上回り、特に土曜日における伸びが大きいものとなっている。

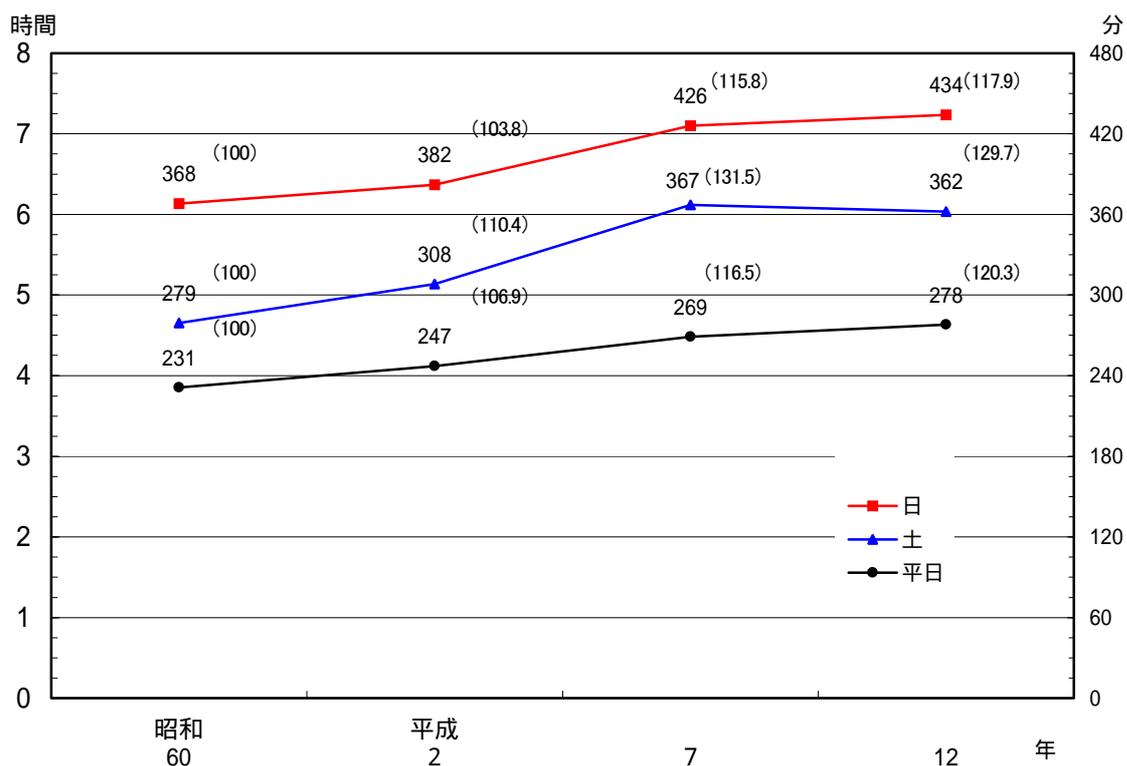
これを曜日別にみると、次のとおりである。

)日曜日の場合、昭和60年の6時間8分(368分)から平成12年の7時間14分(434分)へと17.9パーセント増加している。

)土曜日の場合、昭和60年の4時間39分(279分)から平成12年の6時間2分(362分)へと29.7パーセント増加している。

)平日の場合、昭和60年の3時間51分(231分)から平成12年の4時間38分(278分)へと20.3パーセント増加している。

表2-(2)- 国民の自由行動時間の推移(実績)



(注) NHK「国民生活時間調査」を基に当省が作成した。

なお、厚生労働省(旧労働省)の「毎月勤労統計調査」に基づき労働者1人当たりの年間総労働時間についてみると、表2-(2)-のとおり、昭和60年の2,110時間から平成13年の1,848時間へと262時間(12.4パーセント)減少している。

表2 - (2) - 労働者1人当たりの年間総労働時間の推移



(注) 厚生労働省(旧労働省)の「毎月勤労統計調査」を基に当省が作成した。

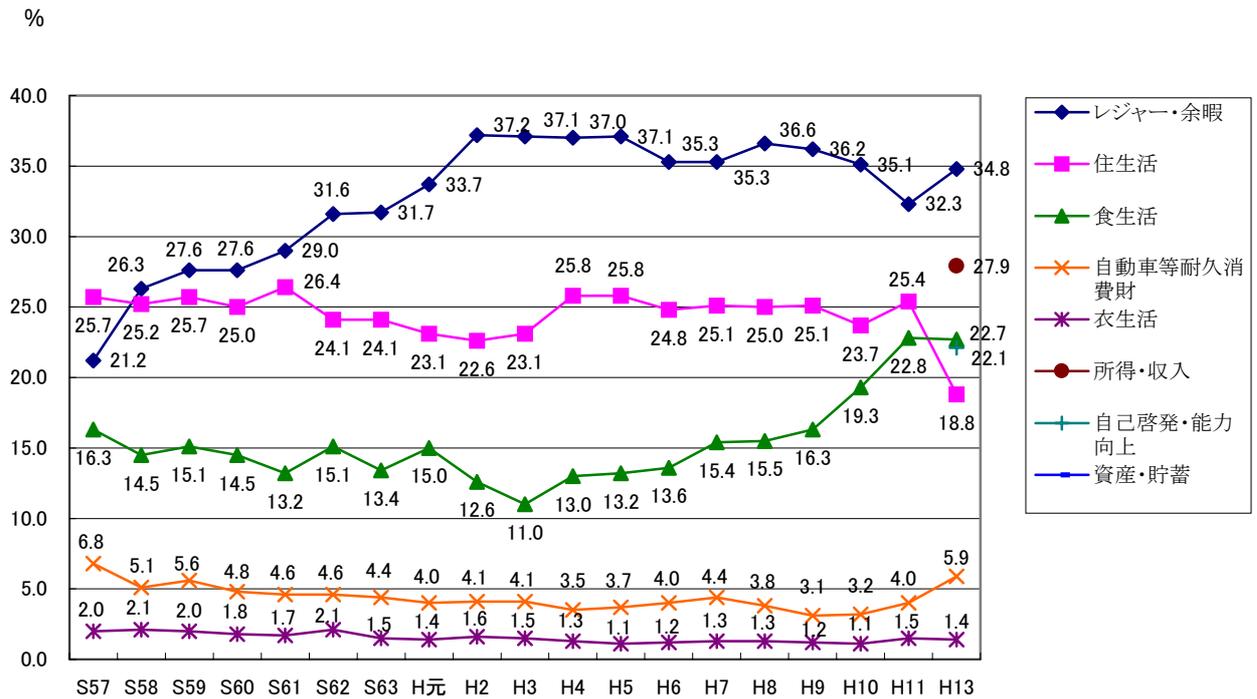
国土交通省(旧国土庁)の「総合保養地域整備研究会報告書」(平成5年2月)では、国民のリゾートライフに対する潜在需要について、「総理府広報室の「余暇と旅行に関する世論調査」(3年10月)によれば、「滞在型の旅行をしてみたいと思うか」という質問に対して、61.0パーセントの人が「してみたいと思う」と答えており、国民のリゾート滞在に対する潜在需要は相当大きなものがある。ただ、そのうち3分の2に相当する40.8パーセントの人が「してみたいと思うが実現できそうもない」と答えており、現実には需要が顕在化していない状況も如実に示されている。その滞在型の旅行が実現できそうもない理由としては、51.0パーセントの人が「長期休暇がとれそうにないから」、32.7パーセントの人が「金銭的負担が多いから」と答えている。すなわち、リゾート滞在型旅行需要が顕在化しにくい原因は、大きく言って、長期休暇の取りにくさと経済的負担の大きさの2点にある」とされている。

最近における国民の滞在型余暇活動に対する意向等に関して、内閣府の「国民生活に関する世論調査」(平成13年9月調査)及び同(旧総理府)「余暇時間の活用と旅行に関する世論調査」(11年8月調査)により、把握した結果は以下のとおりである。

)内閣府の「国民生活に関する世論調査」によると、「今後、生活の、特にどのような面に力を入れたいと思うか」という質問に対する回答は、表2 - (2) - のとおり、昭和58年以降、「レジャー・余暇」を挙げる者の割合が連続して1位となっている。

表2 - (2) -

今後の生活の力点

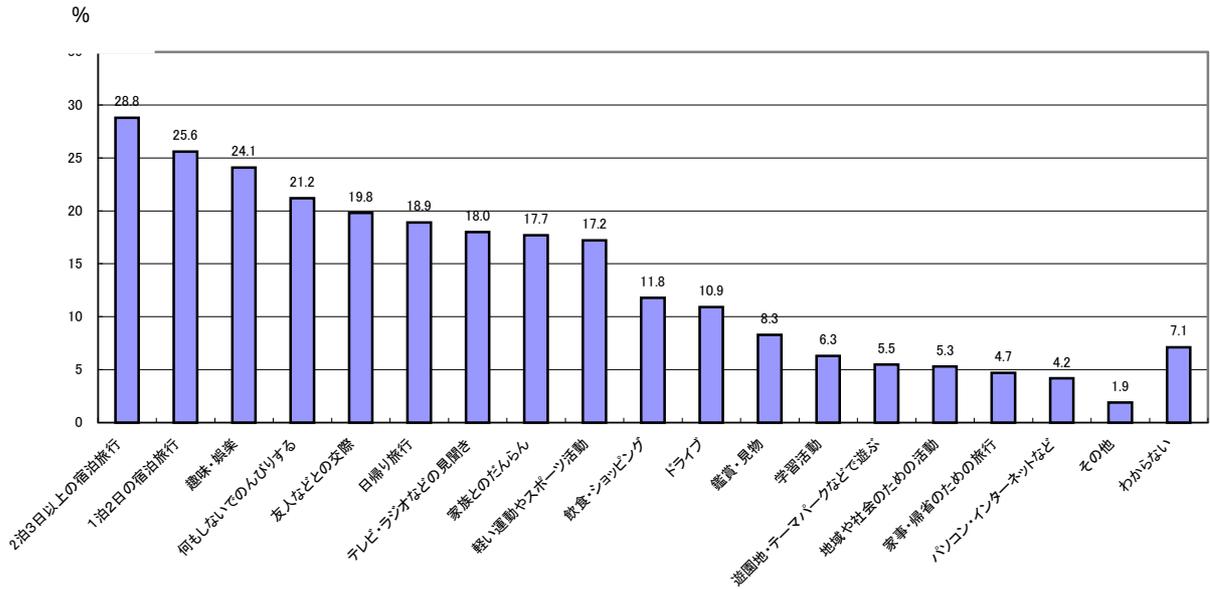


(注)1 内閣府の「国民生活に関する世論調査」(平成13年9月調査。母集団：全国20歳以上の者、標本数：10,000人)を基に当省が作成した。

2 「あなたは、今後、特にどのような面に力を入れたいと思いますか」という問いに対する回答である。本調査は、平成13年からは、回答選択肢が変わり複数回答となっている。

内閣府(旧総理府)の「余暇時間の活用と旅行に関する世論調査」によると、3日以上連続した休暇が増えた場合の余暇時間の過ごし方について、表2-(2)-のとおり、「2泊3日以上宿泊旅行」を挙げた者の割合が28.8パーセントと最も高く、次いで、「1泊2日の宿泊旅行」を挙げた者の割合が25.6パーセントの順となっており、また、長期滞在型の旅行について、表2-(2)-のとおり、20代から50代の年代の各年代とも、長期滞在型の旅行をしたいと思う者が50パーセントを超えており、全体では57.6パーセントとなっているが、実現できるかどうかについては、実現できそうにないとする者の割合がそのうちの約3分の2を占めており、平成11年時点における長期滞在型の旅行に対する国民の潜在需要は平成3年当時の状況と大きく変わっていない。

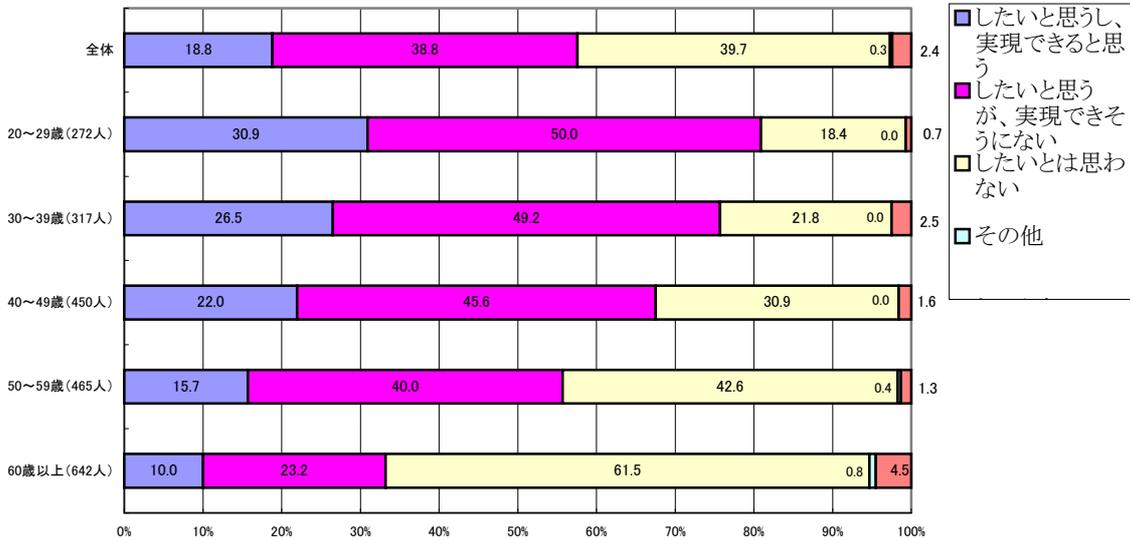
表2 - (2) - 3日以上連続した休暇が増えた場合の余暇時間の過ごし方



(注) 1 内閣府(旧総理府)の「余暇時間の活用と旅行に関する世論調査」(平成11年8月調査。母集団:全国20歳以上の者、標本数:3,000人)を基に当省が作成した。

2 「今よりも3日以上連続した休暇が増えたとしたら、主にどのようなことをしたいと思うか」という問いに対する回答である。

表2 - (2) - 滞在型の旅行に関する意向



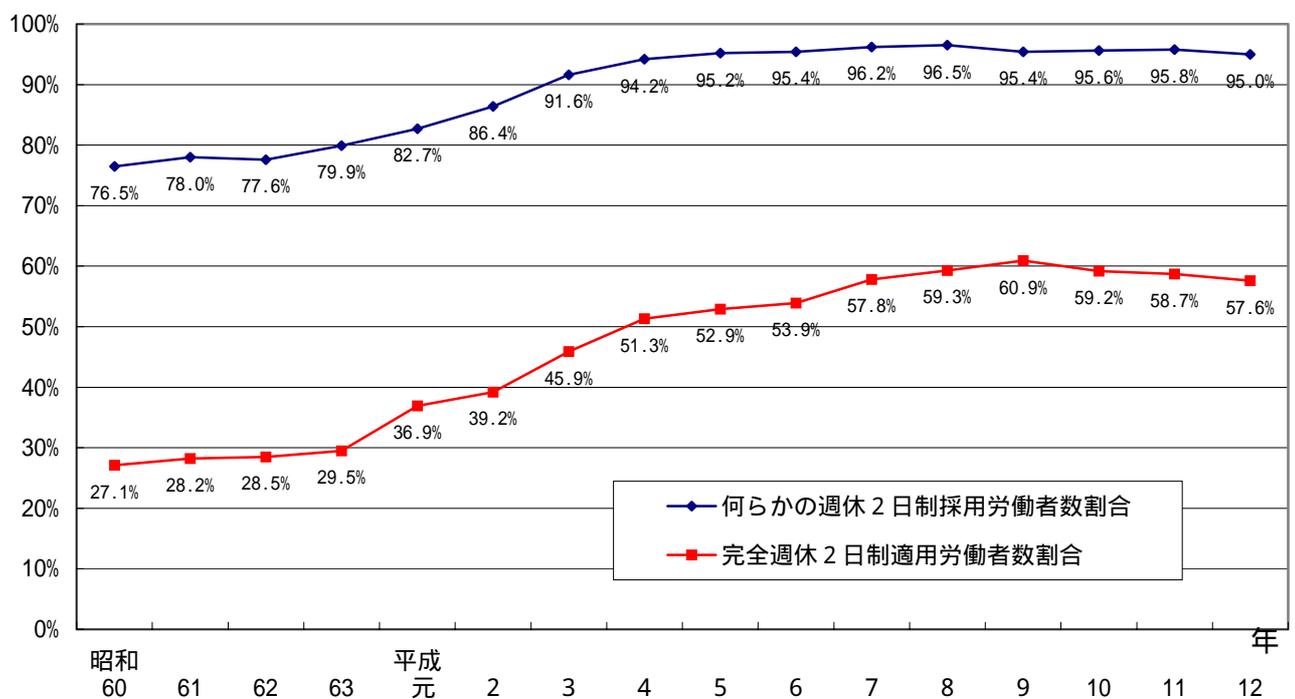
(注) 1 内閣府(旧総理府)の「余暇時間の活用と旅行に関する世論調査」(平成11年8月調査。母集団:全国20歳以上の者、標本数:3,000人)を基に当省が作成した。

2 「最近、リゾート、保養地、キャンプ場などに一定期間滞在して余暇を過ごす旅行が注目されていますが、あなたは、今後、このような長期滞在型の旅行をしたいと思いますか、思いませんか」という問いに対する回答である。

一方、国民の自由時間の動向及び国民の滞在型余暇活動に対する潜在需要に関連して、労働者の休暇、国民の消費支出等について、厚生労働省の就労条件総合調査における昭和60年以降の労働者1人当たりの年間休日数及び年次休暇の取得状況、国土交通省（旧総理府）の観光白書における1世帯当たりの旅行関連支出等の推移を把握した結果は、以下のとおりである。

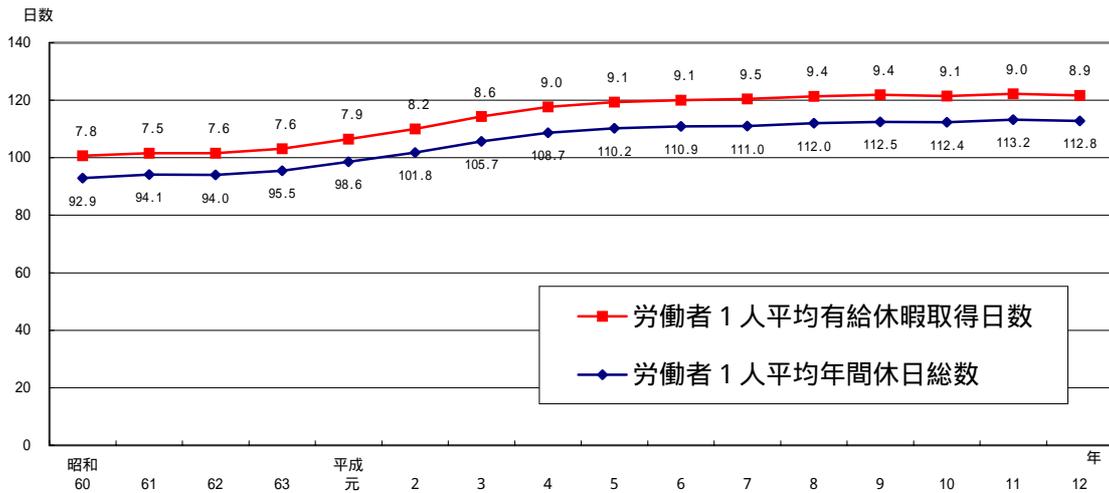
）厚生労働省の「就労条件総合調査」によると、労働者1人当たりの年間休日数は、週休2日制の導入企業の拡大（表2 - (2) - 参照）等により、表2 - (2) - のとおり、昭和60年の92.9日から平成5年の110.2日へと大きく増加した後はほぼ横ばいで推移し、12年は112.8日と昭和60年に比べ19.9日（21.4パーセント）の増加となっている。

表2 - (2) - 週休2日制の適用労働者数割合の推移



(注) 厚生労働省（旧労働省）の「就労条件総合調査」を基に当省が作成した。

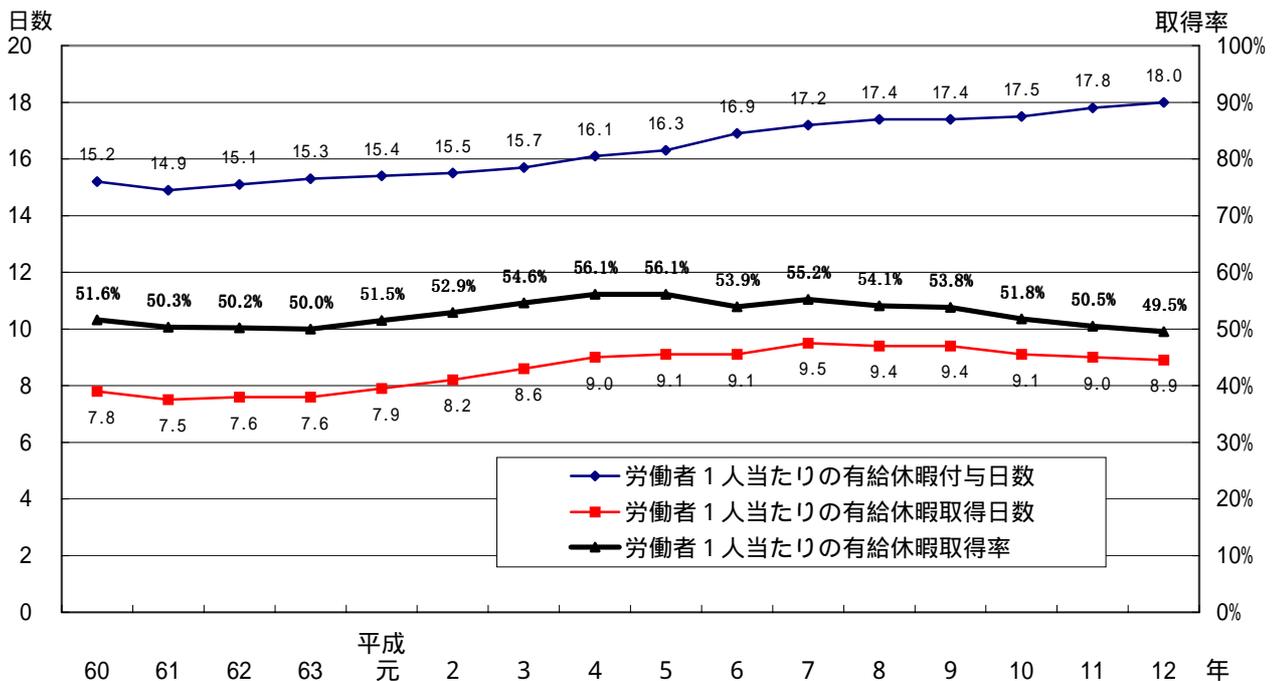
表2 - (2) - 労働者1人当たり年間総休日数及び年次休暇取得日数



(注) 厚生労働省(旧労働省)の「就労条件総合調査」を基に当省が作成した。

また、同調査によると、労働者1人当たりの年次有給休暇の付与日数は、表2 - (2) - のとおり、昭和60年の15.2日から平成12年の18.0日へと年々増加する傾向にあるのに対して、労働者1人当たりの年次休暇取得日数及び取得率については、それぞれ昭和60年の7.8日、51.6パーセントから平成7年の9.5日、55.2パーセントへと増加したものの、その後においては、年次休暇取得日数及び取得率とも年々低下し、12年には8.9日、49.5パーセントへと、7年に比べてそれぞれ0.6日、5.7ポイント減少している。

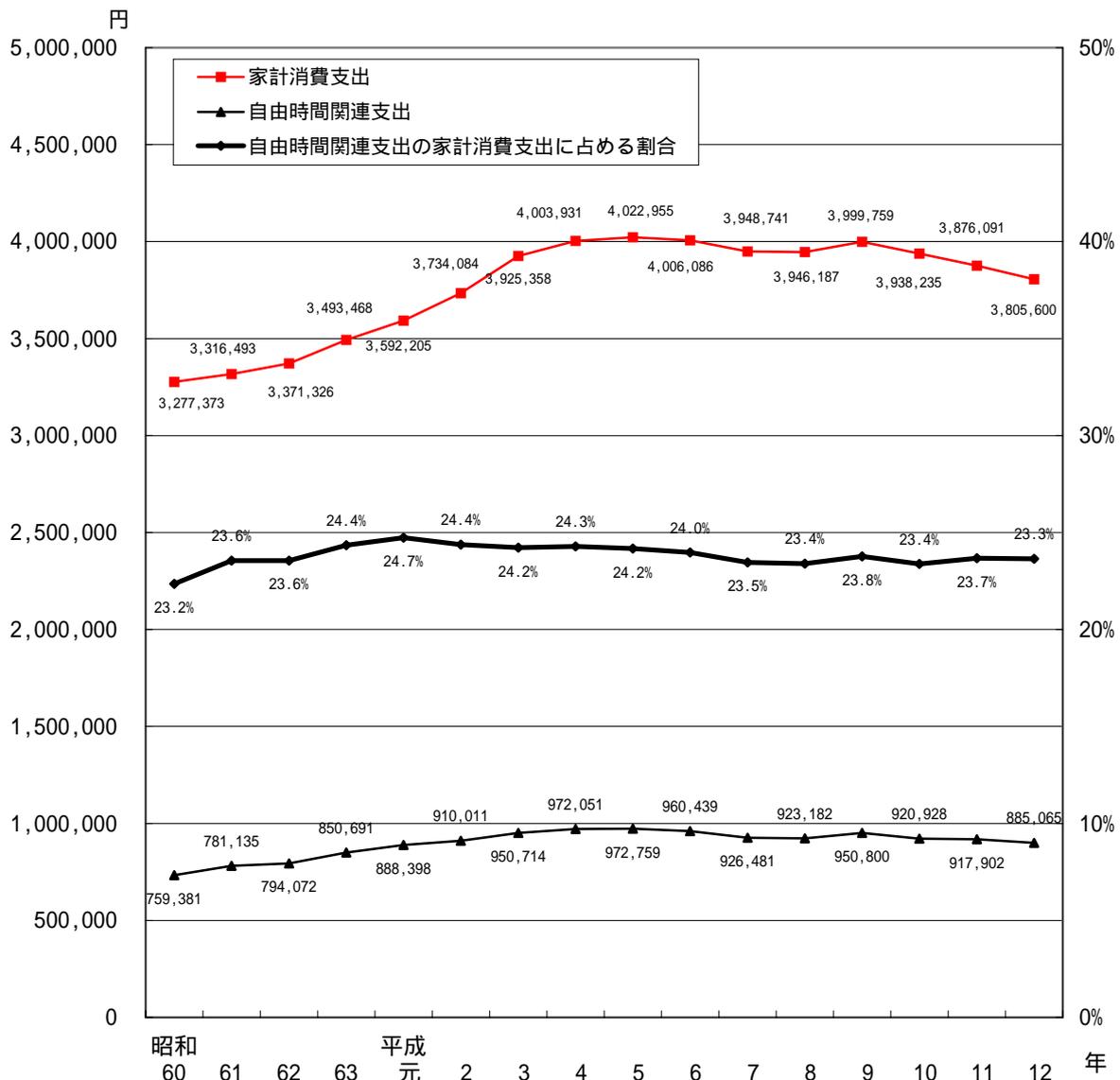
表2 - (2) - 労働者1人当たり年次休暇付与日数及び取得日数の推移



(注) 厚生労働省(旧労働省)の「就労条件総合調査」を基に当省が作成した。

)各年版の観光白書によると、1世帯当たりの家計消費支出及び自由時間関連支出は、表2-(2)-のとおり、昭和60年から平成5年までは増加傾向にあったが、その後においては9年に一時的に増加がみられるほかは減少傾向となっており、それぞれ5年の402万2,955円、97万2,759円から、12年の380万5,600円、88万5,065円へと減少している。

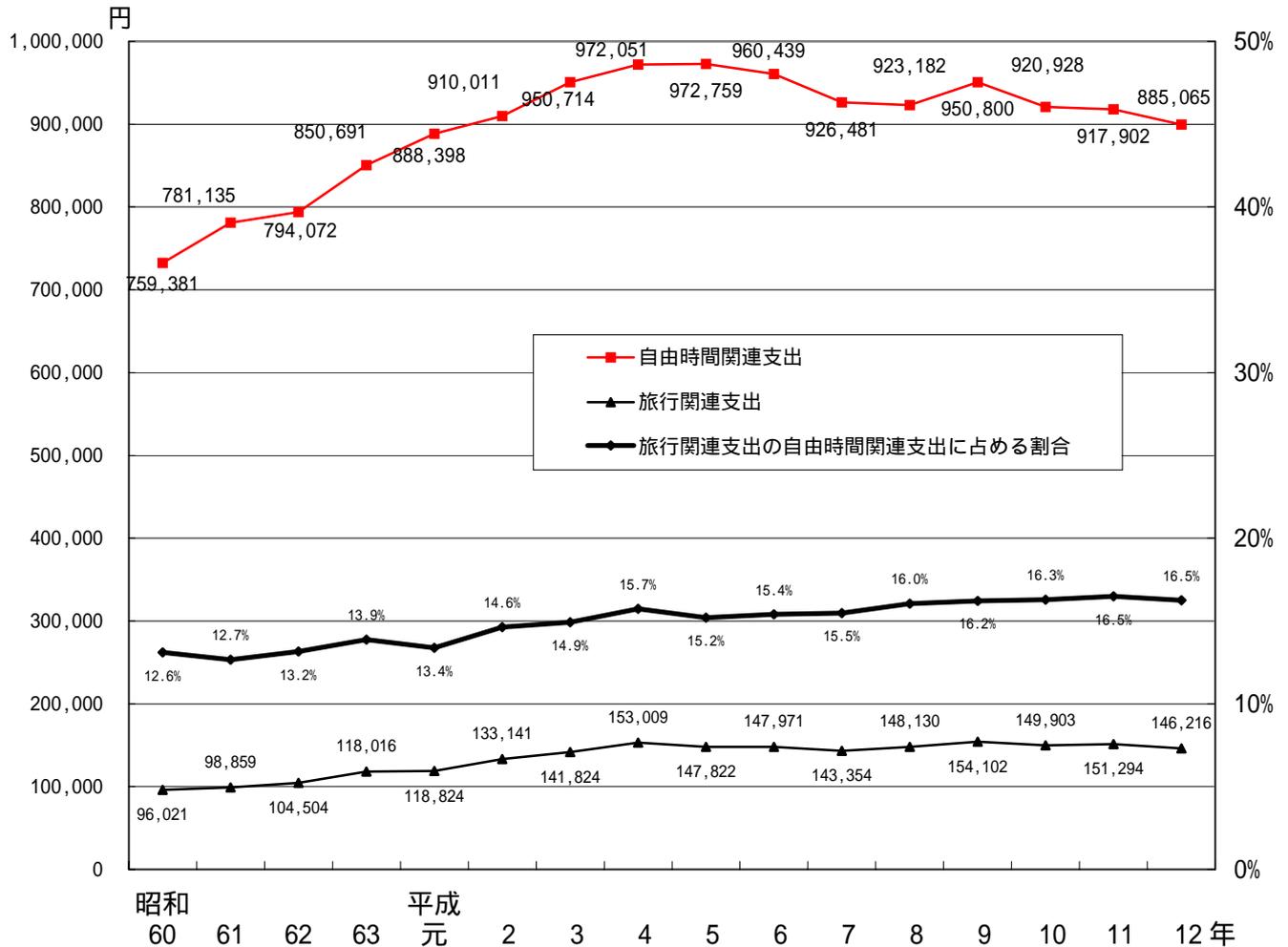
表2-(2)- 1世帯当たり家計消費支出及び自由時間関連支出の推移
(昭和60年～平成12年)



(注)国土交通省(旧総理府)の「観光白書」を基に当省が作成した。

また、同白書によると、1世帯当たりの旅行関連支出は、表2-(2)-のとおり、昭和60年から平成4年までは増加傾向にあったが、その後においては4年の15万3,009円から9年の15万4,102円へと一時的に増加がみられるほかは減少傾向となっており、12年は14万6,216円と4年よりも減少している。

表 2 - (2) - 1 世帯当たりの自由時間関連支出及び旅行関連支出の推移
(昭和 60 年～平成 12 年)

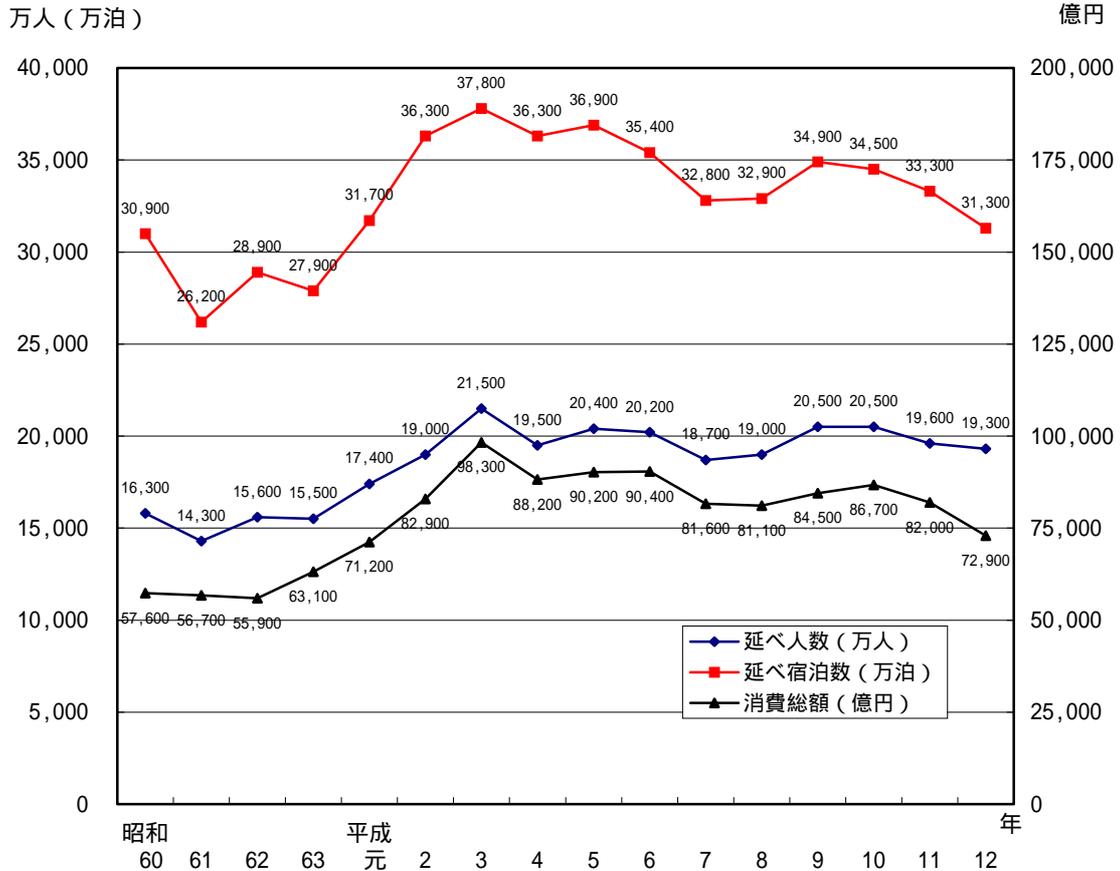


(注) 国土交通省 (旧総理府) の「観光白書」を基に当省が作成した。

(1) 国民の滞在型余暇活動に対する需要 (国内における宿泊観光・レクリエーションの動向)

観光白書に基づき、国内における宿泊観光・レクリエーションによる旅行者の延べ人数及び延べ宿泊数の推移をみると、表 2 - (2) - のとおり、昭和 60 年のそれぞれ延べ 1 億 6,300 万人、延べ 3 億 900 万泊から、平成 3 年には、それぞれ 2 億 1,500 万人 (昭和 60 年に対して 31.9 パーセント増)、3 億 7,800 万泊 (同 22.3 パーセント増) と増加したが、その後は横ばい又はやや減少傾向にあり、12 年には、それぞれ 1 億 9,300 万人 (同 18.4 パーセント増)、3 億 1,300 万泊 (同 1.3 パーセント増) となっている。

表2 - (2) - 国内における宿泊観光・レクリエーションの旅行者の延べ人数、延べ宿泊数及び消費総額の推移（昭和60年～平成12年）



(注) 国土交通省（旧総理府）の「観光白書」を基に当省が作成した。

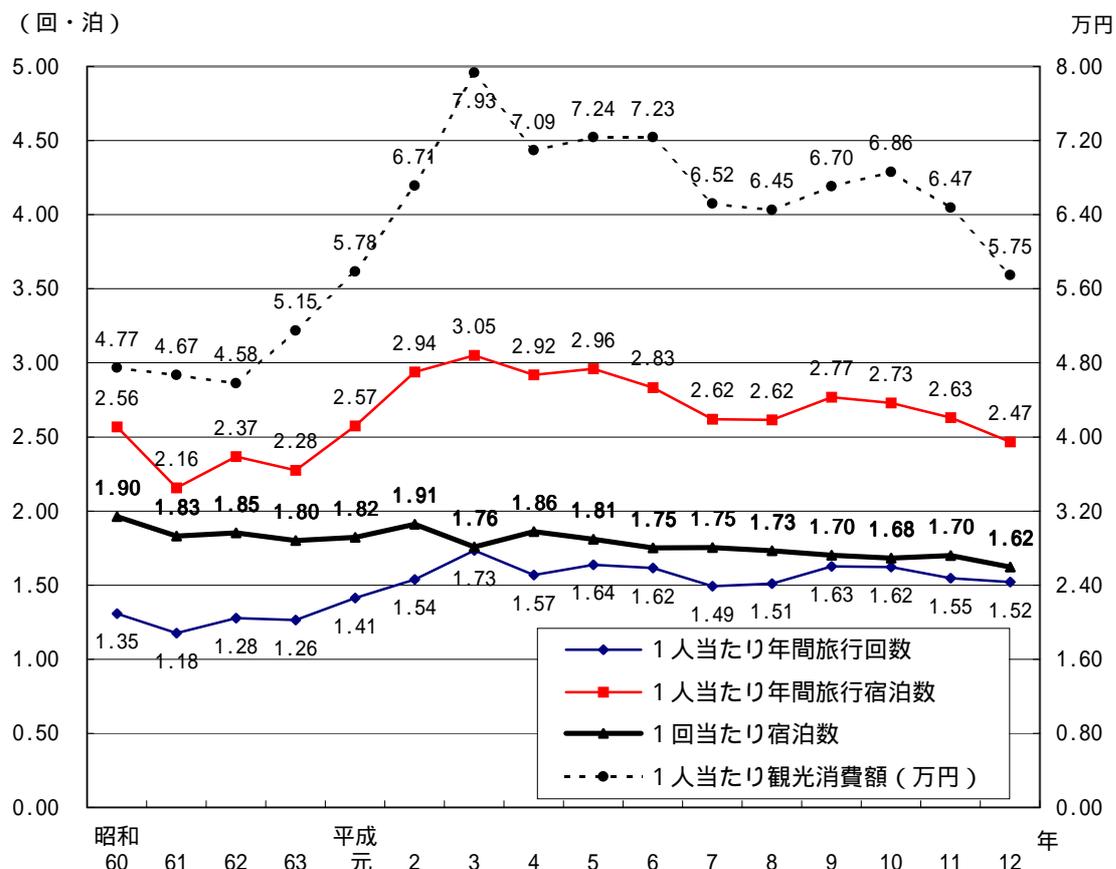
また、国民1人当たりの国内における宿泊観光・レクリエーションによる旅行回数及び宿泊数の推移をみると、表2 - (2) - のとおり、それぞれ、昭和62年から平成3年までは増加する傾向にあったが、その後は減少する傾向にある。また、これらに基づき宿泊観光・レクリエーションによる旅行1回当たりの宿泊数を算出し、その推移をみると、昭和62年以降1回当たり2泊を下回る水準で漸減する傾向にある。

) 国民1人当たりの国内における宿泊観光・レクリエーションによる年間旅行回数は、昭和60年の1.35回から平成3年の1.73回へと増加したが、その後は減少傾向にあり、12年は1.52回となっている。

) 国民1人当たりの国内における宿泊観光・レクリエーションによる年間宿泊数についても、昭和60年の2.56泊から平成3年の3.05泊へと増加したが、その後は減少傾向にあり、12年は2.47泊となっている。

) 上記)、) の国民1人当たり年間旅行回数及び年間宿泊数により、旅行1回当たりの宿泊数を算出しその推移をみると、昭和60年の1.90泊からおおむね減少傾向にあり、平成3年は1.76泊、12年は1.62泊となっている。

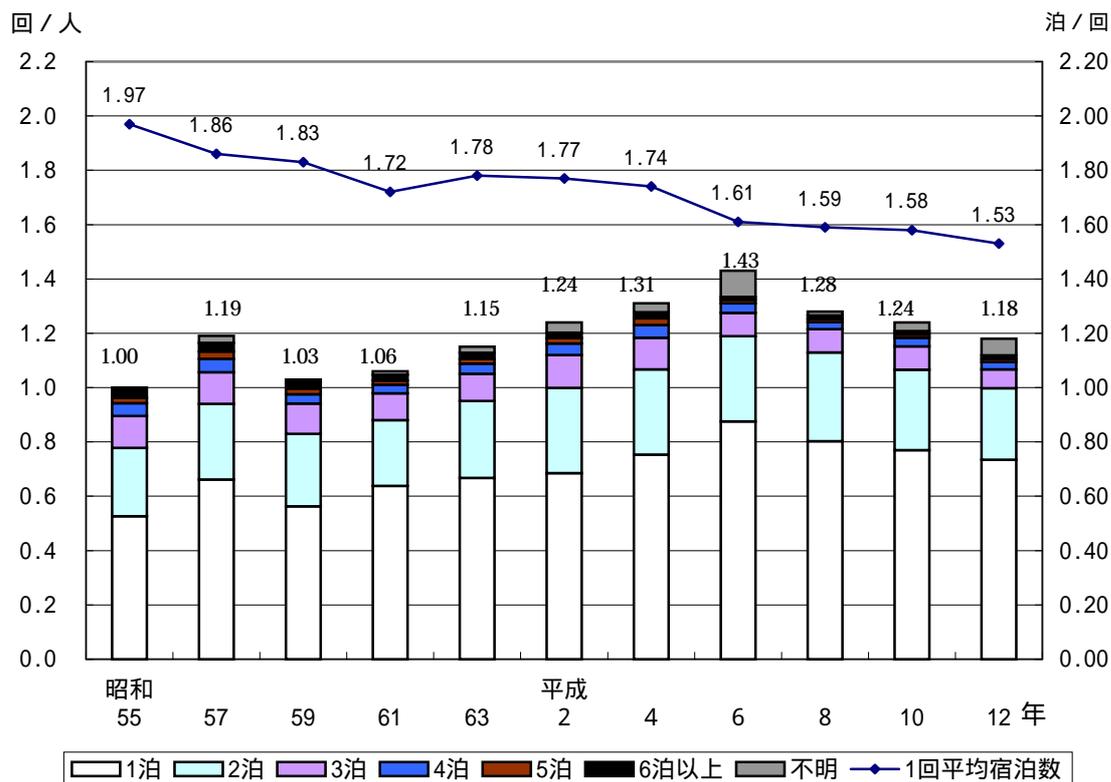
表2 - (2) - 国民1人当たり国内における宿泊観光・レクリエーションによる旅行回数、
宿泊数、観光消費額及び1回平均宿泊数の推移（昭和60年～平成12年）



(注) 国土交通省(旧総理府)の「観光白書」を基に当省が作成した。

国内における宿泊観光・レクリエーションの宿泊数別推移については、観光白書では明らかにされていないため、社団法人日本観光協会の「平成12年度観光の実態と志向(第19回国民の観光に関する動向調査)」に基づき把握したところ、表2-(2)-のとおりに、宿泊観光・レクリエーションの年間回数のうち、1泊する回数の割合は、昭和55年の52.6パーセントから平成12年の62.2パーセントへと増加しているが、2泊する回数の割合は昭和55年の25.2パーセントから平成12年の22.4パーセントへとやや減少、3泊以上の回数の割合は、昭和55年の22.2パーセント(うち6泊以上3.7パーセント)から平成12年の10.2パーセント(うち6泊以上1.1パーセント)へと大きく減少している。

表2 - (2) - 宿泊観光レクリエーションの動向（1回当たり宿泊数等）

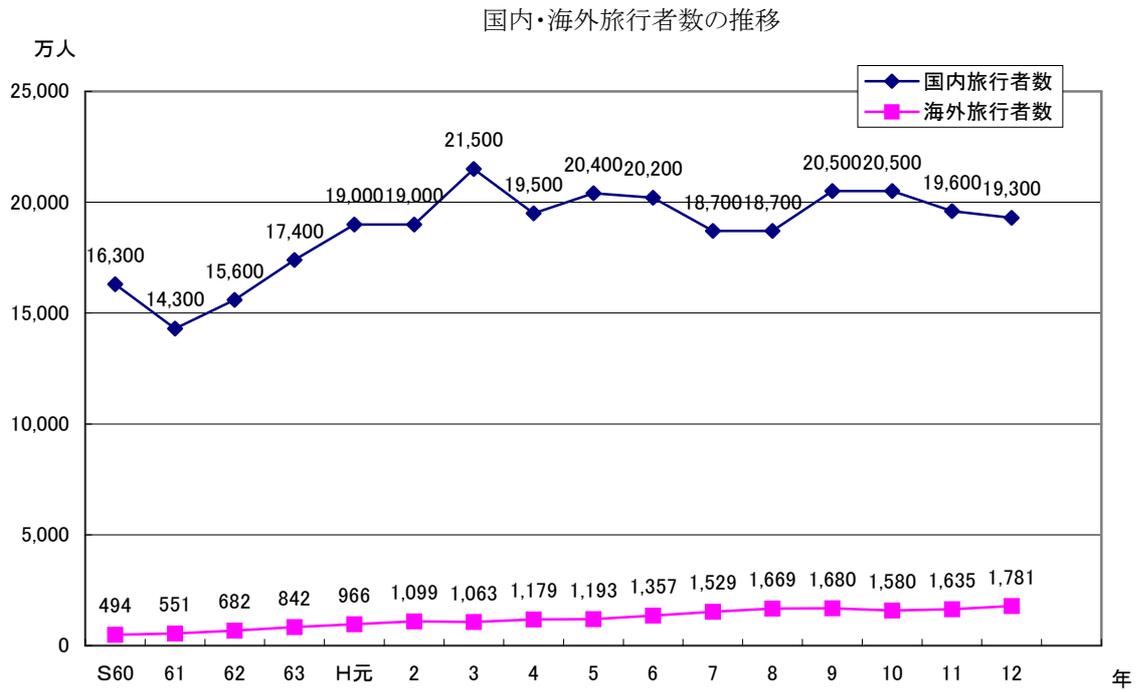


年	昭和55	昭和57	昭和59	昭和61	昭和63	平成2	平成4	平成6	平成8	平成10	平成12
参加回数 (全体平均)	1.00	1.19	1.03	1.06	1.15	1.24	1.31	1.43	1.28	1.24	1.18
宿泊 数 別 割 合 (%)	1泊	52.6	55.6	54.7	60.2	58.0	55.3	57.5	61.2	62.7	62.1
	2泊	25.2	23.4	25.9	22.8	24.7	25.3	24.0	22.0	25.5	23.9
	3泊	11.7	9.8	10.8	9.3	8.7	9.7	8.8	6.0	6.7	6.9
	4泊	4.8	4.1	3.3	3.0	3.2	3.4	3.6	2.4	2.1	2.5
	5泊	2.0	2.3	2.0	1.5	1.6	1.6	1.9	0.9	0.9	1.0
	6泊以上	3.7	2.7	2.5	2.0	1.9	1.7	1.7	0.8	1.0	1.0
	不明	0.0	2.1	0.8	1.2	1.9	3.0	2.5	6.7	1.1	2.6
1回平均 宿泊数	1.97	1.86	1.83	1.72	1.78	1.77	1.74	1.61	1.59	1.58	1.53

(注) 社団法人日本観光協会の「平成12年度観光の実態と志向(第19回国民の観光に関する動向調査)」を基に当省が作成した。

滞在型余暇活動に対する需要に関し、国内における宿泊観光・レクリエーションによる旅行者数は、表2 - (2) - のとおり、昭和60年の1億6,300万人から平成12年の1億9,300万人へと18.4パーセントの増加であるのに対し、日本人海外旅行者数は、昭和60年の494万人から平成12年の1,781万人へと約3.5倍増加している。

表2 - (2) -



(注) 国土交通省(旧総理府)の「観光白書」を基に当省が作成した。

第3 本政策における効果についての評価

(要旨)

本政策の効果については、上記の「第1 4 政策効果等の把握の手法」で述べたとおり、総合保養地域の整備により、()特定地域内の施設を利用して国民が滞在しつつ多様な余暇活動を行うこと、()特定施設の利用による消費や特定施設における地域住民の雇用が生み出されていること、()これらの波及効果として地域のリゾート産業、農林水産業、地場産業等の地元関連産業が振興されること等が、ゆとりのある国民生活のための利便の増進及び地域振興が図られているかについての具体的な効果として挙げられ、そうした効果についての評価を行うことが考えられる。

しかし、これらの効果について、具体的な目標の設定やその達成度合いを判断できる十分なものがなく、また、効果の把握のために必要なデータも、供用特定施設の利用者数、売上高、雇用者数等の限られたデータにとどまっている。

そうした評価の実施に向けて、これらの効果について、具体的な目標の設定やその達成状況を判断できるような指標などを整備した上で、必要となるデータの把握に努めることが今後の課題である。

1 目標の設定、データの把握等の状況

本政策の効果については、「第1 4 政策効果等の把握の手法」で述べたとおり、総合保養地域の整備により、()特定地域内の施設を利用して国民が滞在しつつ多様な余暇活動を行うこと、()特定施設の利用による消費や特定施設における地域住民の雇用が生み出されていること、()これらの波及効果として地域のリゾート産業、農林水産業、地場産業等の地元関連産業が振興されること等が具体的な効果として挙げられ、そうした効果についての評価を行うことが考えられる(注)。

(注)これに関連して主務省では、()リゾート法が目指したゆとりある国民生活は、滞在型の余暇活動を普及させ、広く国民の生活にメリハリを利かせて人生にゆとりと潤いを与えることであり(「総合保養地域に関する懇談会報告書」(平成15年1月))、()地域に与える経済的效果としては、施設の整備に伴う直接的な投資が期待されるほか、整備後は、地域雇用が拡大するとともに、滞業者等による消費需要の拡大の波及効果として、地域のリゾート産業、農林水産業、1.5次産業あるいは地場産業等の地元関連産業が振興され、当該地域及び周辺地域の経済活動が活発化すること等、また、非経済的效果としては、リゾート地域の整備による地域イメージの向上、あるいはイベントやコンベンション等の開催が一層行われることを通じて人的交流が盛んになることによる地域社会全体が活性化されるという効果がある(法立案当時の政策立案者(主務省)による国会答弁、主務省が平成6年度に作成したパンフレット「リゾートがつくる豊かな国土 - リゾート整備の現状と将来 - 」等)としている。

しかし、これらの効果について、具体的な目標が設定されておらず、また、その達成状況を判断できるような十分なものがない。効果の把握に必要なデータについても、国土交通省が道府県を通じて把握している供用特定施設の利用者数、売上高、雇用者数等の限られたデータにとどま

っている。

そうした評価の実施に向けて、これら効果についての具体的な目標の設定やその達成状況を判断できるような指標などを整備した上で、必要となるデータの把握に努めることが今後の課題である。

(参考)

このことについて、国土交通省等主務省におけるデータの把握状況を整理すると以下のとおりである。

国土交通省では、本政策について、政策目的である「ゆとりのある国民生活の実現」「地域の振興」という観点から政策効果の把握を行うべきであり、整備の度合いだけでなく、政策目的の達成状況について検討し、地域経済への波及効果など実証的なアウトカム評価を行うことが不可欠であるとしている。

本政策において、通常把握しているデータは、道府県を通じて平成6年度以降毎年実施している「特定施設の供用状況等調査」の結果による特定施設の整備事業費、利用者数、売上高、雇用者数等であり、それ以外には、道府県等からケーススタディ等により可能な範囲で把握するものとしている。

また、道府県を通じて実施している「特定施設の供用状況等調査」により、特定施設の整備による効果として、供用特定施設(又はプロジェクトごと)の利用者数、売上高、雇用者数、地元産品の利用状況について、平成6年度以降毎年度把握し、取りまとめた結果を公表している。

総合保養地域の在り方を検討するために、主務4省が連携して設置した総合保養地域に関する懇談会の「総合保養地域に関する懇談会報告書」(平成15年1月公表)では、本政策によるゆとりのある国民生活の実現及び地域振興に関わる効果について、以下のように把握・分析を行い、取りまとめている。

利用者数及び雇用者数の当初基本構想時における見込みに対する比率は低いものの、
() 全国の観光延べ人数や宿泊者数が減少する中で、特定施設の利用者数及び宿泊者数は増加していること、
() 特定施設における売上高の地域内の小売販売額に対する比率が高い地域など、地域経済に占めるウエイトが高い地域があることなどから、ゆとりのある国民生活の実現や地域の振興の点で総合保養地域の整備は一定の役割を果たしてきたとしている。

また、国土交通省では、個々の特定施設についてみると、以下のとおり地域住民や地元の民間企業の発想も取り入れた様々な創意工夫をこらした取組により利用者を増加させ、また、リピーターの割合が高くなっている事例があるとしている。

例えば、滋賀県のマキノ高原・マキノピックランドでは、地元雇用者による親切な対応などきめ細かな施設運営や地元の農業従事者のアイデアも取り入れたニーズに合った事業の展開により、平成13年度の利用者は前年度の倍の約10万人に増加した。

また、三重県のおかげ横丁では、年間200万人の来訪者のうちリピーターは約7割に

達する。さらに、おかげ横丁の整備にあわせて周辺の飲食・物販店が増加し、また、地元住民による文化活動、歴史的町並み保全活動は活発化するなど、おかげ横丁整備による地域への波及効果がみられる。

一方、需要の見誤りによる過大投資や会員権販売手法の破たん等も相まって、宮崎県の宮崎シーガイアでは、ホテル等の特定施設を整備し、3,261億円の負債により平成13年に会社更生法の適用を申請し、福島県の磐梯リゾート開発では、スキー場等の特定施設を整備し、946億円の負債により平成14年に民事再生法の適用を申請する等の例が生じた。なお、このような会社更生法の適用申請等を行った施設でも、その後、後継企業等の経営努力により経営が好転し、雇用の確保や地場産品の活用等地域の振興に大きく貢献しているものも出てきている。

2 費用及びこれに対する便益（効果）の把握・分析等

本政策の効果については、費用対便益（効果）分析の手法を用い、本政策において費用を上回る便益（効果）があるかどうか検証するという考え方もありうる。

しかし、本政策においては、国は基本方針を策定し、民間事業者及び地方公共団体による整備を支援する措置を講ずる役割を担っており、直接の当事者として総合保養地域の整備を行うものではないこと、また、費用及びこれに対する便益（効果）をどの範囲で捉え、把握する必要があるのか、費用対便益（効果）分析の手法として確立されたものはないことから、費用対便益（効果）分析に十分なデータ等を把握することが難しい。こうした手法を使った政策評価を行うのであれば、対象範囲を明確にし、必要なデータ等を把握するとともに、その分析手法を明確に策定する必要がある（注）。

（注）「総合保養地域に関する懇談会報告書」においては、税制特例措置及び政策融資の効果把握手法の一つとして費用対便益（効果）分析について触れているが、便益の定量的把握の方法が未確立であるとして、費用対便益（効果）分析は行われていない。

第4 評価の結果及び意見

総合保養地域の整備の促進

本政策の立案当時は、内需拡大を図ること等が我が国の国際的な役割と期待され、民間事業者によるリゾートに対する投資意欲が高まりつつあるという社会経済情勢の下で、昭和62年6月にリゾート法が制定された。

同法及び主務大臣が策定した基本方針に基づき、平成10年1月までに、41道府県で、民間事業者による特定民間施設の整備に重点を置いた42の基本構想を作成し、主務大臣による同意（承認）を受けて、各特定地域において総合保養地域の整備が行われている。

総合保養地域の整備は、おおむね10年間程度を目標として計画的な整備に努めることとされていたが、大半の同意（承認）基本構想が10年を経過した平成13年1月現在においても、整備予定の特定施設数に対する、整備が完了し供用された特定施設数の割合は、最も高い特定地域においても53パーセント、平均では20パーセント程度にとどまっており、いずれの特定地域においても、リゾート法、基本方針及びこれに沿った各基本構想において想定されたようには特定施設の整備は進んでいない。

また、平成13年1月現在、各基本構想に掲げられた特定施設のうちいまだ整備に着手するまでに至らないものが76パーセントあり、特定施設の整備を特に促進することとされ、特定施設の整備が確実と見込まれていた323重点整備地区において、供用された特定施設が全くない26地域の55地区（17パーセント）を含め、平成8年度から12年度までの5年間に新たに供用された特定施設がない地区が41地域170地区（53パーセント）ある。整備中とされている特定施設において実際には工事が未着手又は中断しているものが半数を超えており、また、計画中又は構想中とされている特定施設で、事業主体がいまだ確定していないものが全体の半数近くを占めている状況にあり、リゾート法、基本方針及びこれに沿った各基本構想において想定されたようには特定施設の整備が進展する状況にはない。

特に民間事業者による特定民間施設の整備は同意（承認）基本構想で想定されたようには進まなくなっており、また、当該施設整備に対する税制、資金及び財政面の支援措置についても利用が少なくなっており、支援措置の中には廃止・縮小が行われているものもある。

バブルの崩壊及びその後の経済の長期低迷が続く中で、平成12年度以降においては、供用特定施設数が増加しても、供用特定施設全体の利用者数、売上高、雇用者数はいずれも減少する傾向にある。

特定地域ごとの供用特定民間施設における年間延べ利用者数及び雇用者数についても、特定地域によっては基本構想作成時の基礎調査による当初見込みにはほ

ば近い実績となっているものもあるが、大半の特定地域においては基本構想作成時の基礎調査による当初見込みを大きく下回るものとなっている。

また、大規模施設を運営している第三セクターや民間事業者などの施設の運営において、経営状況の悪化等により閉鎖・休止する特定施設が平成 12 年度（13 年 1 月 1 日現在）までに 131 施設あり、10 年度以降増加する傾向にある。

総合保養地域の整備は、基本方針及びそれに沿った同意（承認）基本構想で想定されたものがすべて整備されることが必要とされたものではないにしても、以上のように基本方針及びそれに沿った同意（承認）基本構想で想定されたようには総合保養地域の整備が進まない状況であれば、基本方針及び同意（承認）基本構想の見直しが必要と考えられる。しかし、これまで、国の基本方針の実質的な見直しは行われておらず、また、これまで、主務省から道府県に対して行われている同意（承認）基本構想の点検の実施の要請等の措置は、必ずしも同意（承認）基本構想の見直しにつながっていないと考えられる。

国会答弁資料からみると、本政策の立案当時において、政策立案者（主務省）は、国民の自由時間が増大する傾向にあることにより、余暇時間の増大が着実に進み、それに対応して滞在型の余暇活動への需要が顕在化してくることから、長期滞在型のリゾート施設の整備の必要性が増大するとの認識をもっており、この認識の下に、これまで総合保養地域の整備が進められてきている。具体的には、スポーツ・レクリエーション施設、宿泊施設等の多様な施設を特定地域内の重点整備地区に集積することにより、長期滞在型の余暇活動に対する国民の需要にも対応するように整備が進められてきていると考えられる。

しかし、昭和 62 年（法制定当時）から平成 12 年までの間についてみると、国民の自由時間は増大しているものの、国内の宿泊観光・レクリエーションの動向については、年次休暇の取得の困難さ、不況の長期化による家計消費支出、自由時間関連支出及び旅行関連支出の伸び悩み等もあり、4 年以降、1 人当たりの旅行回数及び宿泊数は減少傾向にあり、また、1 回当たりの平均宿泊数は 2 泊を下回る程度の実績で推移している。

また、 で述べたとおり、同意（承認）基本構想で想定されたようには特定地域内の重点整備地区への特定施設の集積が進んでいない状況にあり、このような状況では、基本方針及び同意（承認）基本構想で想定されたようにリゾート施設の整備を進めることは妥当でないと考えられる。

本政策における効果についての評価

本政策の効果については、上記の「第 1 4 政策効果等の把握の手法」で述べたとおり、総合保養地域の整備により、) 特定地域内の施設を利用して国民が滞

在しつつ多様な余暇活動を行うこと、) 特定施設の利用による消費や特定施設における地域住民の雇用が生まれていること、) これらの波及効果として地域のリゾート産業、農林水産業、地場産業等の地元関連産業が振興されること等が、ゆとりのある国民生活のための利便の増進及び地域振興が図られているかについての具体的な効果として挙げられ、そうした効果についての評価を行うことが考えられる。

しかし、これらの効果について、具体的な目標の設定やその達成度合いを判断できる十分なものがなく、また、効果の把握のために必要なデータも、供用特定施設の利用者数、売上高、雇用者数等の限られたデータにとどまっている。

そうした評価の実施に向けて、これらの効果について、具体的な目標の設定やその達成状況を判断できるような指標などを整備した上で、必要となるデータの把握に努めることが今後の課題である。

意見

本政策の実施による効果等の把握結果からは、本政策をこれまでと同じように実施することは妥当でなく、社会経済情勢の変化も踏まえ、政策の抜本的な見直しを行う必要がある、そのためには、まず、主務大臣が定める基本方針及び道府県の同意（承認）基本構想の徹底した見直しを行う必要がある。

同意（承認）基本構想の見直しについては、道府県において政策評価を行うことが望ましく、主務省としては、道府県における的確な政策評価の実施が図られるよう、所要の措置を講ずる必要がある。

リゾート地域の開発・整備に関する
政策評価書

平成 15 年 4 月

総 務 省

目 次

第 1	評価の対象とした政策等	1
1	評価の対象とした政策	1
2	評価を担当した部局及びこれを実施した時期	1
3	評価の観点	1
4	政策効果等の把握の手法	2
5	学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	3
6	政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報 に関する事項	3
第 2	政策効果等の把握の結果	6
1	総合保養地域の整備の促進状況	6
(1)	各特定地域における特定施設の整備の推移及び現状	6
(2)	民間事業者による特定民間施設の整備及びこれに対する 国等の支援措置の状況	25
(3)	特定施設の利用状況等	42
2	政策に係る背景事情等	55
(1)	総合保養地域の整備を取り巻く社会的経済的環境の変化	55
(2)	国民の自由時間、滞在型余暇活動に対する需要等の動向	66
第 3	本政策における効果についての評価	83
第 4	評価の結果及び意見	86
	資料編	89